条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
1	0	0	0	0	第1編	共　通　編	1	0	0	0	0	第1編	共　通　編			
1	1	0	0	0	第１章	総　則	1	1	0	0	0	第１章	総　則			
1	1	1	0	0	第１節	総　則	1	1	1	0	0	第１節	総　則			
1	1	1	6	0	１－１－６	工事カルテ作成、登録	1	1	1	6	0	１－１－６	工事実績データ作成、登録	*変更	コリンズの再構築に伴う、名称の変更	コリンズの再構築に伴い、名称が変更となったため、修正記述した。
1	1	1	6	1		請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）	1	1	1	6	1		請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。	*変更 *削除	コリンズの再構築に伴う、名称の変更及び条文の削除	コリンズの再構築に伴い、名称が変更となったため、修正記述した。 また、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事について、登録項目・登録段階の制限が廃止され、工事請負代金額が500万円以上の工事については、全て同じ条件での登録となったため、削除した。
1	1	1	6	1		また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	1	1	1	6	1		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。	*変更	コリンズの再構築に伴う、名称の変更	コリンズの再構築に伴い、名称が変更となったため、修正記述した。
1	1	1	34	0	１－１－34	環境対策	1	1	1	34	0	１－１－34	環境対策			
1	1	1	30	1	1．	請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年４月16日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1	1	1	34	1	1．	請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年３月30日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	*変更	誤植	誤記（日付）の訂正
1	1	1	39	0	１－１－39	諸法令の遵守	1	1	1	39	0	１－１－39	諸法令の遵守			
1	1	1	39	1	1．	請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	1	1	1	39	1	1．	請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。			
1	1	1	39	1	（1）	会計法	1	1	1	39	1	（1）	会計法			
1	1	1	39	1	（2）	建設業法	1	1	1	39	1	（2）	建設業法			
1	1	1	39	1	（3）	下請代金支払遅延等防止法	1	1	1	39	1	（3）	下請代金支払遅延等防止法			
1	1	1	39	1	（4）	労働基準法	1	1	1	39	1	（4）	労働基準法			
1	1	1	39	1	（5）	労働安全衛生法	1	1	1	39	1	（5）	労働安全衛生法			
1	1	1	39	1	（6）	作業環境測定法	1	1	1	39	1	（6）	作業環境測定法			
1	1	1	39	1	（7）	じん肺法	1	1	1	39	1	（7）	じん肺法			
1	1	1	39	1	（8）	雇用保険法	1	1	1	39	1	（8）	雇用保険法			
1	1	1	39	1	（9）	労働者災害補償保険法	1	1	1	39	1	（9）	労働者災害補償保険法			
1	1	1	39	1	（10）	健康保険法	1	1	1	39	1	（10）	健康保険法			
1	1	1	39	1	（11）	中小企業退職金共済法	1	1	1	39	1	（11）	中小企業退職金共済法			
1	1	1	39	1	（12）	建設労働者の雇用の改善等に関する法律	1	1	1	39	1	（12）	建設労働者の雇用の改善等に関する法律			
1	1	1	39	1	（13）	出入国管理及び難民認定法	1	1	1	39	1	（13）	出入国管理及び難民認定法			
1	1	1	39	1	（14）	道路法	1	1	1	39	1	（14）	道路法			
1	1	1	39	1	（15）	道路交通法	1	1	1	39	1	（15）	道路交通法			
1	1	1	39	1	（16）	道路運送法	1	1	1	39	1	（16）	道路運送法			
1	1	1	39	1	（17）	道路運送車両法	1	1	1	39	1	（17）	道路運送車両法			
1	1	1	39	1	（18）	砂防法	1	1	1	39	1	（18）	砂防法			
1	1	1	39	1	（19）	地すべり等防止法	1	1	1	39	1	（19）	地すべり等防止法			
1	1	1	39	1	（20）	河川法	1	1	1	39	1	（20）	河川法			
1	1	1	39	1	（21）	海岸法	1	1	1	39	1	（21）	海岸法			
1	1	1	39	1	（22）	港湾法	1	1	1	39	1	（22）	港湾法			
1	1	1	39	1	（23）	港則法	1	1	1	39	1	（23）	港則法			
1	1	1	39	1	（24）	漁港法	1	1	1	39	1	（24）	漁港法			
1	1	1	39	1	（25）	下水道法	1	1	1	39	1	（25）	下水道法			
1	1	1	39	1	（26）	航空法	1	1	1	39	1	（26）	航空法			
1	1	1	39	1	（27）	公有水面埋立法	1	1	1	39	1	（27）	公有水面埋立法			
1	1	1	39	1	（28）	軌道法	1	1	1	39	1	（28）	軌道法			
1	1	1	39	1	（29）	森林法	1	1	1	39	1	（29）	森林法			
1	1	1	39	1	（30）	環境基本法	1	1	1	39	1	（30）	環境基本法			
1	1	1	39	1	（31）	火薬類取締法	1	1	1	39	1	（31）	火薬類取締法			
1	1	1	39	1	（32）	大気汚染防止法	1	1	1	39	1	（32）	大気汚染防止法			
1	1	1	39	1	（33）	騒音規制法	1	1	1	39	1	（33）	騒音規制法			
1	1	1	39	1	（34）	水質汚濁防止法	1	1	1	39	1	（34）	水質汚濁防止法			
1	1	1	39	1	（35）	湖沼水質保全特別措置法	1	1	1	39	1	（35）	湖沼水質保全特別措置法			
1	1	1	39	1	（36）	振動規制法	1	1	1	39	1	（36）	振動規制法			
1	1	1	39	1	（37）	廃棄物処理及び清掃に関する法律	1	1	1	39	1	（37）	廃棄物処理及び清掃に関する法律			
1	1	1	39	1	（38）	文化財保護法	1	1	1	39	1	（38）	文化財保護法			
1	1	1	39	1	（39）	砂利採取法	1	1	1	39	1	（39）	砂利採取法			
1	1	1	39	1	（40）	電気事業法	1	1	1	39	1	（40）	電気事業法			
1	1	1	39	1	（41）	消防法	1	1	1	39	1	（41）	消防法			
1	1	1	39	1	（42）	測量法	1	1	1	39	1	（42）	測量法			
1	1	1	39	1	（43）	建築基準法	1	1	1	39	1	（43）	建築基準法			
1	1	1	39	1	（44）	都市公園法	1	1	1	39	1	（44）	都市公園法			
1	1	1	39	1	（45）	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	1	1	1	39	1	（45）	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律			
1	1	1	39	1	（46）	土壌汚染対策法	1	1	1	39	1	（46）	土壌汚染対策法			
1	1	1	39	1	（47）	駐車場法	1	1	1	39	1	（47）	駐車場法			
1	1	1	39	1	（48）	海上交通安全法	1	1	1	39	1	（48）	海上交通安全法			
1	1	1	39	1	（49）	海上衝突予防法	1	1	1	39	1	（49）	海上衝突予防法			
1	1	1	39	1	（50）	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	1	1	1	39	1	（50）	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律			
1	1	1	39	1	（51）	船員法	1	1	1	39	1	（51）	船員法			
1	1	1	39	1	（52）	船舶職員法	1	1	1	39	1	（52）	船舶職員法			
1	1	1	39	1	（53）	船舶安全法	1	1	1	39	1	（53）	船舶安全法			
1	1	1	39	1	（54）	自然環境保全法	1	1	1	39	1	（54）	自然環境保全法			
1	1	1	39	1	（55）	自然公園法	1	1	1	39	1	（55）	自然公園法			
1	1	1	39	1	（56）	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	1	1	1	39	1	（56）	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律			
1	1	1	39	1	（57）	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	1	1	1	39	1	（57）	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律			
1	1	1	39	1	（58）	河川法施行法	1	1	1	39	1	（58）	河川法施行法			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
1	1	1	39	1	（59）	緊急失業対策法	1	1	1	39	1	（59）	緊急失業対策法			
1	1	1	39	1	（60）	技術士法	1	1	1	39	1	（60）	技術士法			
1	1	1	39	1	（61）	漁業法	1	1	1	39	1	（61）	漁業法			
1	1	1	39	1	（62）	漁港漁場整備法	1	1	1	39	1	（62）	漁港漁場整備法			
1	1	1	39	1	（63）	空港整備法	1	1	1	39	1	（63）	空港整備法			
1	1	1	39	1	（64）	計量法	1	1	1	39	1	（64）	計量法			
1	1	1	39	1	（65）	厚生年金保険法	1	1	1	39	1	（65）	厚生年金保険法			
1	1	1	39	1	（66）	航路標識法	1	1	1	39	1	（66）	航路標識法			
1	1	1	39	1	（67）	資源の有効な利用の促進に関する法律	1	1	1	39	1	（67）	資源の有効な利用の促進に関する法律			
1	1	1	39	1	（68）	最低賃金法	1	1	1	39	1	（68）	最低賃金法			
1	1	1	39	1	（69）	職業安定法	1	1	1	39	1	（69）	職業安定法			
1	1	1	39	1	（70）	所得税法	1	1	1	39	1	（70）	所得税法			
1	1	1	39	1	（71）	水産資源保護法	1	1	1	39	1	（71）	水産資源保護法			
1	1	1	39	1	（72）	船員保険法	1	1	1	39	1	（72）	船員保険法			
1	1	1	39	1	（73）	著作権法	1	1	1	39	1	（73）	著作権法			
1	1	1	39	1	（74）	電波法	1	1	1	39	1	（74）	電波法			
1	1	1	39	1	（75）	置法	1	1	1	39	1	（75）	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措			
1	1	1	39	1	（76）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	1	1	1	39	1	（76）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律			
1	1	1	39	1	（77）	農薬取締法	1	1	1	39	1	（77）	農薬取締法			
1	1	1	39	1	（78）	毒物及び劇物取締法	1	1	1	39	1	（78）	毒物及び劇物取締法			
							1	1	1	39	1	（79）	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成18年法律第62号）	*新規	法令の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追加記述した。
							1	1	1	39	1	（80）	公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）	*新規	法令の追加	同上
							1	1	1	39	1	（81）	警備業法（昭和47年法律第117号）	*新規	法令の追加	同上
1	2	0	0	0	**第２章**	**一般施工**	1	2	0	0	0	**第２章**	**一般施工**			
1	2	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**	1	2	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**			
1	2	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	1	2	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
1	2	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）	1	2	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）			
1	2	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編）	1	2	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編）			
1	2	2	0	0		日本道路橋協会　鋼道路橋施工便覧	1	2	2	0	0		日本道路橋協会　鋼道路橋施工便覧			
1	2	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装便覧	1	2	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装・防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「鋼道路橋塗装便覧」は、「平成17年２月」に改訂されたため修正記述した。
1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装試験法便覧	1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装試験法便覧			
1	2	2	0	0		日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説	1	2	2	0	0		日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説			
1	2	2	0	0		建設省　薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年７月）	1	2	2	0	0		建設省　薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年７月）			
1	2	2	0	0		建設省　薬液注入工事に係る施工管理等について（平成２年９月）	1	2	2	0	0		建設省　薬液注入工事に係る施工管理等について（平成２年９月）			
1	2	2	0	0		日本薬液注入協会　薬液注入工法の設計・施工指針	1	2	2	0	0		日本薬液注入協会　薬液注入工法の設計・施工指針			
1	2	2	0	0		建設省　仮締切堤設置基準（案）　（平成10年６月）	1	2	2	0	0		建設省　仮締切堤設置基準（案）　（平成10年６月）			
1	2	2	0	0		環境庁　水質汚濁に係わる環境基準について（告示）（昭和46年12月）	1	2	2	0	0		環境庁　水質汚濁に係わる環境基準について（告示）（昭和46年12月）			
1	2	2	0	0		建設省　防護柵の設置基準の改訂について　（平成10年11月）	1	2	2	0	0		建設省　防護柵の設置基準の改訂について　（平成10年11月）			
1	2	2	0	0		日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説	1	2	2	0	0		日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説			
1	2	2	0	0		日本道路協会　杭基礎施工便覧	1	2	2	0	0		日本道路協会　杭基礎施工便覧			
1	2	2	0	0		全国特定法面保護協会　のり枠工の設計施工指針	1	2	2	0	0		全国特定法面保護協会　のり枠工の設計施工指針			
1	2	2	0	0		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	1	2	2	0	0		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説			
1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－軟弱地盤対策工指針	1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－軟弱地盤対策工指針			
1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－施工指針	1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－施工指針			
1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－のり面・斜面安定工指針	1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－のり面・斜面安定工指針			
1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針	1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針			
1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針	1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針			
1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針	1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針			
1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－排水工指針	1	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工－排水工指針			
1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装施工便覧	1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装施工便覧			
1	2	2	0	0		日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧	1	2	2	0	0		日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧			
1	2	2	0	0		建設省　トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年７月）	1	2	2	0	0		建設省　トンネル工事における可燃性ガス対策について（昭和53年７月）			
1	2	2	0	0		建設業労働災害防止協会　ずい道工事における換気技術指針	1	2	2	0	0		建設業労働災害防止協会　ずい道工事における換気技術指針			
1	2	2	0	0		建設省　道路付属物の基礎について　（昭和50年７月）	1	2	2	0	0		建設省　道路付属物の基礎について　（昭和50年７月）			
1	2	2	0	0		日本道路協会　道路標識設置基準	1	2	2	0	0		日本道路協会　道路標識設置基準・同解説	*変更	誤植	誤植により、「・同解説」を追加記述した。
1	2	2	0	0		日本道路協会　視線誘導標設置基準	1	2	2	0	0		日本道路協会　視線誘導標設置基準・同解説	*変更	誤植	誤植により、「・同解説」を追加記述した。
1	2	2	0	0		建設省　土木構造物設計マニュアル（案）[土工構造物・橋梁編]（平成11年11月）	1	2	2	0	0		建設省　土木構造物設計マニュアル（案）[土工構造物・橋梁編]（平成11年11月）			
1	2	2	0	0		建設省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）	1	2	2	0	0		建設省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）			
1	2	2	0	0		[ボックスカルバート・擁壁編]　（平成11年11月）	1	2	2	0	0		[ボックスカルバート・擁壁編]　（平成11年11月）			
1	2	2	0	0		建設省　建設副産物適正処理推進要綱	1	2	2	0	0		国土交通省　建設副産物適正処理推進要綱	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「建設副産物適正処理推進要綱」は、「平成14年５月」に改訂されたため修正記述した。
1	2	2	0	0		労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成12年12月）	1	2	2	0	0		労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成12年12月）			
1	2	2	0	0		国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]（平成13年12月）	1	2	2	0	0		国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]（平成13年12月）			
1	2	2	0	0		国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）　（平成13年12月）	1	2	2	0	0		国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）　（平成13年12月）			
1	2	2	0	0		労働省　騒音障害防止のためのガイドライン　（平成４年10月）	1	2	2	0	0		労働省　騒音障害防止のためのガイドライン　（平成４年10月）			
1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装設計施工指針	1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装設計施工指針			
1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装性能評価法	1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装性能評価法			
1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装設計便覧	1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装設計便覧			
1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装再生便覧	1	2	2	0	0		日本道路協会　舗装再生便覧			
1	2	3	0	0	**第３節**	**共通的工種**	1	2	3	0	0	**第３節**	**共通的工種**			
1	2	3	14	0	**２－３－14**	**桁製作工**	1	2	3	14	0	**２－３－14**	**桁製作工**			
1	2	3	14	1	１．	製作加工については、下記の規定によるものとする。	1	2	3	14	1	１．	製作加工については、下記の規定によるものとする。			
1	2	3	14	1	（３）	溶接施工	1	2	3	14	1	（３）	溶接施工			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
1	2	3	14	1	①	請負者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、次の事項を記載した施工計画書を提出した上で施工しなければならない。	1	2	3	14	1	①	請負者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、次の事項を記載した施工計画書を提出した上で施工しなければならない。			
1	2	3	14	1	1）	鋼材の種類と特性	1	2	3	14	1	1）	鋼材の種類と特性			
1	2	3	14	1	2）	溶接材料の種類と特性	1	2	3	14	1	2）	溶接材料の種類と特性			
1	2	3	14	1	3）	溶接作業者の保有資格	1	2	3	14	1	3）	溶接作業者の保有資格			
1	2	3	14	1	4）	継手の形状と精度	1	2	3	14	1	4）	継手の形状と精度			
1	2	3	14	1	5）	溶接環境や使用設備	1	2	3	14	1	5）	溶接環境や使用設備			
1	2	3	14	1	6）	溶接施工条件や留意事項	1	2	3	14	1	6）	溶接施工条件や留意事項			
1	2	3	14	1	7）	溶接部に検査方法	1	2	3	14	1	7）	溶接部の検査方法	*変更	誤植	誤植により、「の」へ修正記述した。
1	2	3	14	1	8）	不適合品の取り扱い	1	2	3	14	1	8）	不適合品の取り扱い			
1	2	3	14	1	②	請負者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。	1	2	3	14	1	②	請負者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。			
1	2	3	14	1		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	1	2	3	14	1		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。			
1	2	3	14	1		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、Ａ－２Ｆまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	1	2	3	14	1		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、Ａ－２Ｆまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。			
1	2	3	14	1		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、６ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前２ケ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、６ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者又は十分な訓練を受けた者でなければならない。	1	2	3	14	1		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、６ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前２ケ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、６ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者又は十分な訓練を受けた者でなければならない。			
1	2	3	14	1	（4）	溶接施工試験	1	2	3	14	1	（4）	溶接施工試験			
1	2	3	14	1	①	請負者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	1	2	3	14	1	①	請負者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。			
1	2	3	14	1		ただし、二次部材については、除くものとする。	1	2	3	14	1		ただし、二次部材については、除くものとする。			
1	2	3	14	1		なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、設計図書に関して監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。	1	2	3	14	1		なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、設計図書に関して監督員の承諾を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。			
1	2	3	14	1	1）	ＳＭ570またはＳＭＡ570Ｗ、SM520及びＳＭＡ490Ｗにおいて１パスの入熱量が7,000J／㎜を超える場合	1	2	3	14	1	1）	ＳＭ570またはＳＭＡ570Ｗ、SM520及びＳＭＡ490Ｗにおいて１パスの入熱量が7,000J／㎜を超える場合			
1	2	3	14	1	2）	SM490、SM490Yにおいて、１パスの入熱量が10,000J／㎜を超える場合。	1	2	3	14	1	2）	SM490、SM490Yにおいて、１パスの入熱量が10,000J／㎜を超える場合。			
1	2	3	14	1	3）	被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（ＣＯ２ガスあるいはＡｒとＣＯ２の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	1	2	3	14	1	3）	被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（ＣＯ２ガスあるいはＡｒとＣＯ２の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合			
1	2	3	14	1	4）	鋼橋製作の実績がない場合	1	2	3	14	1	4）	鋼橋製作の実績がない場合			
1	2	3	14	1	5）	使用実績のないところから材料供給を受ける場合	1	2	3	14	1	5）	使用実績のないところから材料供給を受ける場合			
1	2	3	14	1	6）	採用する溶接方法の施工実績がない場合	1	2	3	14	1	6）	採用する溶接方法の施工実績がない場合			
1	2	3	14	1	②	請負者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施行試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。	1	2	3	14	1	②	請負者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「工」へ修正記述した。
1	2	3	14	1		なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、下記によるものとする。	1	2	3	14	1		なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、下記によるものとする。			
1	2	3	14	1	1）	供試鋼板には、同じような溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。	1	2	3	14	1	1）	供試鋼板には、同じような溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。			
1	2	3	14	1	2）	溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。	1	2	3	14	1	2）	溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。			
1	2	3	14	1	3）	異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行なうものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができるものとする。	1	2	3	14	1	3）	異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行なうものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができるものとする。			
1	2	3	14	1	4）	再試験は、最初の個数の２倍とする。	1	2	3	14	1	4）	再試験は、最初の個数の２倍とする。			
1	2	3	15	0	２－３－15	**工場塗装工**	1	2	3	15	0	２－３－15	**工場塗装工**			
1	2	3	15	2	2．	請負者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	1	2	3	15	2	2．	請負者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。			
1	2	3	15	2		１種ケレン	1	2	3	15	2		素地調整程度1種	*変更	基準書の改訂	用語の変更（鋼道路橋塗装・防食便覧）「ケレン」→「素地調整程度」
1	2	3	15	2		塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、SIS規格でＳａ2.5以上）し、鋼肌を露出させたもの。	1	2	3	15	2		塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2 1/2）し、鋼肌を露出させたもの。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PII‐64の「5.2.1素地調整」との整合により修正記述した。
1	2	3	15	3	3．	請負者は、気温、湿度の条件が表２－12の制限を満足しない場合、塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	1	2	3	15	3	3．	請負者は、気温、湿度の条件が表２－12の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、しかも温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PII‐69の「5.2.2塗付作業」の改定により修正記述した。
1	2	3	15	3		表２－12　塗布作業時の気温・湿度の制限	1	2	3	15	3		表２－12　塗装禁止条件	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PII‐70の「5.2.2塗付作業」の改定により修正記述した。〈図表新旧表（表）P1参照〉
1	2	3	15	4	4．	請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整に当たっては、第１種ケレンを行わなければならない。	1	2	3	15	4	4．	請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整に当たっては、素地調整程度１種を行わなければならない。	*変更	基準書の改訂	用語の変更（鋼道路橋塗装・防食便覧）「ケレン」→「素地調整程度」
1	2	3	15	7	7．	請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	1	2	3	15	7	7．	請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PII‐68の「5.2.2塗付作業」との整合により修正記述した。
1	2	3	15	8	8．	請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。	1	2	3	15	8	8．	請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PII‐66の「5.2.2塗付作業」との整合により修正記述した。
1	2	3	15	10	10．	下　塗	1	2	3	15	10	10．	下　塗			
1	2	3	15	10	（4）	請負者は、塗装作業にエアレススプレー、又はハケを用いなければならない。	1	2	3	15	10	（4）	請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ、ローラーブラシを用いなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PII‐68の「5.2.2塗付作業」との整合により修正記述した。

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
1	2	3	15	10		なお、ローラーブラシを使用する場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	1	2	3	15	10		また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ－68の「5.2.2塗付作業」との整合により修正記述した。
1	2	3	15	10	（5）	請負者は、第１種の素地調整を行ったときは、４時間以内に金属前処理塗装を施さなければならない。	1	2	3	15	10	（5）	請負者は、素地調整程度１種を行ったときは、４時間以内に塗装を施さなければならない。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ－65の「5.2.1素地調整」の改定により修正記述した。
1	2	3	15	12	12.	検　査	1	2	3	15	12	12.	検　査			
1	2	3	15	12	（2）	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜測定をしなければならない。	1	2	3	15	12	（2）	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「厚」を追加記述した。
1	2	3	16	0	２－３－16	**コンクリート面塗装工**	1	2	3	16	0	２－３－16	**コンクリート面塗装工**			
1	2	3	16	1	1．	請負者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。	1	2	3	16	1	1．	請負者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。			
1	2	3	16	1	（1）	請負者は、コンクリート表面に付着したじんあい、粉化物等塗装に悪影響を及ぼすものは除去しなければならない。	1	2	3	16	1	（1）	請負者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、塵あい（埃）、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ－41の「2.2.6コンクリート面への塗装」との整合により修正記述した。
1	2	3	16	2	2．	請負者は、塗装にあたり、塗り残し、気泡、むらのないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。	1	2	3	16	2	2．	請負者は、塗装にあたり、塗り残し、ながれ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ－75の「5.3.5塗膜外観」との整合により修正記述した。
1	2	3	16	3	3．	請負者は、次の場合、塗装を行ってはならない。	1	2	3	16	3	3．	請負者は、次の場合、塗装を行ってはならない。			
1	2	3	16	3	（1）	気温が、エポキシ系塗料を用いる場合で10℃以下のとき、ポリウレタン系塗料を用いる場合で０℃以下のとき	1	2	3	16	3	（1）	気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で５℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗及び柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗を用いる場合で０℃以下のとき	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ－70の「5.2.2塗付作業」の改定により修正記述した。
1	2	3	16	3	（6）	コンクリート面が結露しているとき	1	2	3	16	3	（6）	コンクリート表面の含水率は高周波水分計で８％以上のとき	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ－42の「2.2.6コンクリート面への塗装」の改定により修正記述した。
1	2	4	0	0	第４節	**基礎工**	1	2	4	0	0	第４節	**基礎工**			
1	2	4	5	0	２－４－５	**場所打杭工**	1	2	4	5	0	２－４－５	**場所打杭工**			
1	2	4	5	3	3．	請負者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凸凹や空洞が生じた場合には、第１編２－３－３作業土工の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	1	2	4	5	3	3．	請負者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第１編２－３－３作業土工の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「凹凸」へ修正記述した。
1	2	4	5	14	14.	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より50cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。	1	2	4	5	14	14.	請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。	*変更	基準書の改訂	追加。道示Ⅳ編（H14）18.5.6の解説（P525）に準拠した。
1	2	5	0	0	第５節	**基礎石・ブロック積（張）工**	1	2	5	0	0	第５節	**基礎石・ブロック積（張）工**			
1	2	5	5	0	２－５－５	**石積（張）工**	1	2	5	5	0	２－５－５	**石積（張）工**			
1	2	5	5	3	3．	請負者は、石積（張）工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	1	2	5	5	3	3．	請負者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	*変更	文書整理	石張り工に裏型枠は必要ないため「（張）」は、削除した。
1	2	6	0	0	第６節	**一般舗装工**	1	2	6	0	0	第６節	**一般舗装工**			
1	2	6	2	0	２－６－２	**アスファルト舗装の材料**	1	2	6	2	0	２－６－２	**アスファルト舗装の材料**			
1	2	6	2	8	8．	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表２－20、表２－21の規格に適合するものとする。	1	2	6	2	8	8．	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表２－20、表２－21の規格に適合するものとする。			
1	2	6	2	8		表２－20　鉄鋼スラグの品質規格	1	2	6	2	8		表２－20　鉄鋼スラグの品質規格			
1	2	6	2	8		表２－21　アスファルトコンクリート再生骨材の品質	1	2	6	2	8		表２－21　アスファルトコンクリート再生骨材の品質	*変更	基準書の改訂	舗装再生便覧P206の「2-2ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ再生骨材」と整合をとり表を修正記述した。〈図表新旧表（表）P2参照〉
1	2	6	2	12	12.	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、プラント再生舗装技術指針による。	1	2	6	2	12	12.	再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。	*変更	基準書の改訂	適用する諸基準「プラント再生舗装技術指針」は、「平成16年２月」に名称等が改訂されたため修正記述した。
1	2	6	2	18	18.	表２－22、２－23に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものとする。	1	2	6	2	18	18.	表２－22、２－23に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものとする。			
1	2	6	2	18		表２－22　マーシャル安定度試験基準値	1	2	6	2	18		表２－22　マーシャル安定度試験基準値	*変更	基準書の改訂	舗装設計施工指針P221の「付表8.1.8」の改定により修正記述した。〈図表新旧表（表）P3参照〉
1	2	6	2	18		表２－23　アスファルト混合物の種類と粒度範囲	1	2	6	2	18		表２－23　アスファルト混合物の種類と粒度範囲	*変更	基準書の改訂	舗装設計施工指針の改訂のため（P221）〈図表新旧表（表）P4参照〉
1	2	6	3	0	２－６－３	**コンクリート舗装の材料**	1	2	6	3	0	２－６－３	**コンクリート舗装の材料**			
1	2	6	3	3	3．	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5N/mm2（45kgf/cm2）とするものとする。	1	2	6	3	3	3．	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	*変更	SI単位の表記の統一	舗装施工便覧P48の「3-3-3ｺﾝｸﾘｰﾄ版用素材」との整合により修正記述した。SI単位として、MPaで表記した。
1	2	6	3	4	4．	転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、Ｌ、Ａ及びＢ交通においては4.5N/mm2（45kgf/cm2）、またＣ交通においては5.0N/mm2（50kgf/cm2）とするものとする。	1	2	6	3	4	4．	転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、Ｌ、Ａ及びＢ交通においては4.5MPa、またＣ交通においては5MPaとするものとする。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	0	２－６－５	**アスファルト舗装工**	1	2	6	5	0	２－６－５	**アスファルト舗装工**			
1	2	6	5	3	3．	請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	1	2	6	5	3	3．	請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
1	2	6	5	3	(13)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、１層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を25cmとすることができるものとする。	1	2	6	5	3	(13)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、１層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧Ｐ88「30cm以下」と整合
1	2	6	5	3	(15)	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、施工目地は次に施工する部分の材料を敷均し、整形、締固めを行う際に、すでに施工した部分に損傷を与えることのないよう保護するものとする。	1	2	6	5	3	(15)	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧Ｐ88の記述を参考に訂正する。
1	2	6	5	4	4．	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。	1	2	6	5	4	4．	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
1	2	6	5	4	（８）	請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	1	2	6	5	4	（８）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	*変更	表記の統一	本項の他の条文に整合させ、「加熱アスファルト安定処理混合物」に修正記述した。
1	2	6	5	4	（９）	請負者は、加熱アスファルト混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	1	2	6	5	4	（９）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	4	（10）	請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト混合物を貯蔵してはならない。	1	2	6	5	4	（10）	請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	4	（11）	請負者は、加熱アスファルト混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	1	2	6	5	4	（11）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	4	（12）	請負者は、加熱アスファルト混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。	1	2	6	5	4	（12）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	4	（13）	請負者は、加熱アスファルト混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	1	2	6	5	4	（13）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	4	（14）	請負者は、加熱アスファルト混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条５項（10）、（12）～（14）号によるものとする。	1	2	6	5	4	（14）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条５項（10）、（12）～（14）号によるものとする。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	4	（17）	請負者は、加熱アスファルト混合物の締固めに当たり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	1	2	6	5	4	（17）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めに当たり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	4	（18）	請負者は、加熱アスファルト混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。	1	2	6	5	4	（18）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	4	（19）	請負者は、加熱アスファルト混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	1	2	6	5	4	（19）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	4	（20）	請負者は、加熱アスファルト混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	1	2	6	5	4	（20）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	5	4	（23）	請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。	1	2	6	5	4	（23）	請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	*変更	表現の修正	基準書の改訂（舗装施工便覧　P.113）
1	2	6	6	0	２－６－６	**コンクリート舗装工**	1	2	6	6	0	２－６－６	**コンクリート舗装工**			
1	2	6	6	3	３．	請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	1	2	6	6	3	３．	請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
1	2	6	6	3	（３）	下層路盤、上層路盤にセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2－26、表2－27の規格に適合するものとする。	1	2	6	6	3	（３）	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2－26、表2－27の規格に適合するものとする。	*変更	表記の統一	記述の補足
1	2	6	6	3		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	1	2	6	6	3		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。			
1	2	6	6	3		表２－26　安定処理路盤（下層路盤）の品質規格	1	2	6	6	3		表２－26　安定処理路盤（下層路盤）の品質規格			
1	2	6	6	3		表２－27　安定処理路盤（上層路盤）の品質規格	1	2	6	6	3		表２－27　安定処理路盤（上層路盤）の品質規格			
1	2	6	6	3	（13）	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、１層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を25cmとすることができるものとする。	1	2	6	6	3	（13）	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、１層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧Ｐ88「30cm以下」と整合
1	2	6	6	3	（15）	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、施工目地は次に施工する部分の材料を敷均し、整形、締固めを行う際に、すでに施工した部分に損傷を与えることのないよう保護しなければならない。	1	2	6	6	3	（15）	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧Ｐ88の記述を参考に訂正する。
1	2	6	6	4	４．	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	1	2	6	6	4	４．	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
1	2	6	6	4	（８）	請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	1	2	6	6	4	（８）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	*変更	表記の統一	本項の他の条文に整合させ、「加熱アスファルト安定処理混合物」に修正記述した。
1	2	6	6	4	（９）	請負者は、加熱アスファルト混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	1	2	6	6	4	（９）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	6	4	（10）	請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト混合物を貯蔵してはならない。	1	2	6	6	4	（10）	請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	6	4	（11）	請負者は、加熱アスファルト混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	1	2	6	6	4	（11）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	6	4	（12）	請負者は、加熱アスファルト混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。	1	2	6	6	4	（12）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	6	4	（13）	請負者は、加熱アスファルト混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	1	2	6	6	4	（13）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	6	4	（14）	請負者は、加熱アスファルト混合物の敷均しに当たり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定しなければならない。	1	2	6	6	4	（14）	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しに当たり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定しなければならない。	*変更	同上	同上

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
1	2	6	6	4	(17)	請負者は、加熱アスファルト混合物の締固めに当たり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	1	2	6	6	4	(17)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めに当たり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	*変更	表記の統一	同上
1	2	6	6	4	(18)	請負者は、加熱アスファルト混合物を敷均した後、ローラによって締固めなければならない。	1	2	6	6	4	(18)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラによって締固めなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	6	4	(19)	請負者は、加熱アスファルト混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	1	2	6	6	4	(19)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	6	4	(20)	請負者は、加熱アスファルト混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	1	2	6	6	4	(20)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	*変更	同上	同上
1	2	6	6	4	(23)	請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下をはずして設置しなければならない。	1	2	6	6	4	(23)	請負者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。	*変更	誤植	中間層に関する記述であることから、修正する。「表層と基層」→「中間層」
1	2	6	6	5	5．	請負者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	1	2	6	6	5	5．	請負者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
1	2	6	6	5	(11)	請負者は、アスファルト中間層の表面には、コンクリート舗設に先立って、石粉等を設計図書に示す量を均等に塗布しなければならない。								*変更	基準書との整合	石粉を塗布しても縁切り効果がないことや，石粉を塗布した後に乾燥すると粉塵となり，作業環境が悪化することなどから「舗装施工便覧」から削除されている。
1	2	6	6	5		なお、石粉は水との混合比を１：１にして３L／㎡を標準とする。								*変更	基準書との整合	同上
1	2	6	6	8	8．	請負者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	1	2	6	6	8	8．	請負者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。			
1	2	6	6	8	（1）	請負者は、セメントコンクリート舗装の施工に当たって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強度練りミキサまたは可般式ミキサを使用しなければならない。	1	2	6	6	8	（1）	請負者は、セメントコンクリート舗装の施工に当たって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「強制」へ修正記述した。
1	2	6	6	8	（5）	コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないように路盤上に散布した石粉等をコンクリートの中に巻き込まないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。	1	2	6	6	8	（5）	コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。	*変更	基準書との整合	石粉を塗布しても縁切り効果がないことや，石粉を塗布した後に乾燥すると粉塵となり，作業環境が悪化することなどから「舗装施工便覧」から削除されている。
1	2	6	6	9	9．	請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	1	2	6	6	9	9．	請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。			
1	2	6	6	9	（1）	請負者は、アスファルト中間層の上に打設する場合は、石粉等が均一に散布しているかどうか、確認しなければならない。								*削除	基準書との整合	石粉を塗布しても縁切り効果がないことや，石粉を塗布した後に乾燥すると粉塵となり，作業環境が悪化することなどから「舗装施工便覧」から削除されている。
1	2	6	6	9	（2）	日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が ４℃以下または、舗設後６日以内に０℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	1	2	6	6	9	（1）	日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が ４℃以下または、舗設後６日以内に０℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。			
1	2	6	6	9		請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工に当たっては、日本道路協会　舗装施工便覧第８章　８－４－10　暑中および寒中におけるコンクリート版の施工の規定によるものとし、第１編１－１－５第１項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	1	2	6	6	9		請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工に当たっては、日本道路協会　舗装施工便覧第８章　８－４－10　暑中および寒中におけるコンクリート版の施工の規定によるものとし、第１編１－１－５第１項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。			
1	2	6	6	9	（3）	請負者は、コンクリートをスプレッダーを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。	1	2	6	6	9	（2）	請負者は、コンクリートをスプレッダを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P68の「セットフォーム工法の施工機械」の改定により修正記述した。
1	2	6	6	9	（4）	請負者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。	1	2	6	6	9	（3）	請負者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。			
1	2	6	6	9	（5）	請負者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。	1	2	6	6	9	（4）	請負者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。			
1	2	6	6	9	（6）	請負者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、ただちに作業を中止しなければならない。	1	2	6	6	9	（5）	請負者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、ただちに作業を中止しなければならない。			
1	2	6	6	9	（7）	請負者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。	1	2	6	6	9	（6）	請負者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。			
1	2	6	6	9		それができない場合は、目地の設計位置から３m以上離すようにするものとする。この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。	1	2	6	6	9		それができない場合は、目地の設計位置から３m以上離すようにするものとする。この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。			
1	2	6	6	9	（8）	請負者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなければならない。	1	2	6	6	9	（7）	請負者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなければならない。			
1	2	6	6	9	（9）	請負者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面バイブレータ、棒状バイブレータを準備して、締固めなければならない。	1	2	6	6	9	（8）	請負者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面バイブレータ、棒状バイブレータを準備して、締固めなければならない。			
1	2	6	6	9	(10)	請負者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。	1	2	6	6	9	（9）	請負者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。			
1	2	6	6	12	12.	請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。	1	2	6	6	12	12.	請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。			
1	2	6	6	12	（3）	請負者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5N/mm2（35kgf/cm2）以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は２週間、早強ポルトランドセメントの場合は１週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントＢ種及び高炉セメントＢ種の場合は３週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第１編１－１－５第１項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	1	2	6	6	12	（3）	請負者は、後期養生として、初期養生に引き続き現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上となるまで、スポンジ、麻布、むしろ等でコンクリート表面を隙間なく覆って湿潤状態になるよう散水しなければならない。また、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は２週間、早強ポルトランドセメントの場合は１週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントＢ種及び高炉セメントＢ種の場合は３週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第１編１－１－５第１項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。	*変更	SI単位の表記の統一	舗装施工便覧P166の「8-4-8養生」に準じ、修正記述した。

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
1	2	6	6	12	（4）	請負者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が5N/mm2（50kgf/cm2）、曲げ強度が1N/mm2（10kgf/cm2）になるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。	1	2	6	6	12	（4）	請負者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が5MPa、曲げ強度が1MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。	*変更	基準書の改訂	Ｈ１８の舗装関係指針の改定・発行により、SI単位が変更。表示単位の統一を図る。（舗装施工便覧　P.170）１MPa＝10.197kgf/cm2
1	2	6	6	13	13.	請負者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	1	2	6	6	13	13.	請負者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。			
1	2	6	6	13	（4）	請負者は、舗装設計施工指針　付録－8施工資料　2－4　転圧コンクリートの配合設計例に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。	1	2	6	6	13	（4）	請負者は、舗装設計施工指針　付録－8施工資料　2－4　転圧コンクリートの配合設計例に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。			
1	2	6	6	13		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表２－31によるものとする。	1	2	6	6	13		示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表２－31によるものとする。			
1	2	6	6	13		表２－31　示方配合表	1	2	6	6	13		表２－31　示方配合表	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P149の「8-3-4配合設計」に準じ、修正記述した。N/mm2⇒Mpaに修正。〈図表新旧表（表）P5参照〉
1	2	6	6	14	14.	請負者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。	1	2	6	6	14	14.	請負者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。			
1	2	6	6	14	（3）	目地の肩は、半径５mm程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッタ－等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。	1	2	6	6	14	（3）	目地の肩は、半径５mm程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッタ等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P160の「8-4-7目地の施工」に準じ、修正記述した。
1	2	6	6	14	（7）	請負者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッタ－で切り込み、目地材を注入しなければならない。	1	2	6	6	14	（7）	請負者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッタで切り込み、目地材を注入しなければならない。	*変更	基準書の改訂	同上
1	2	6	6	14	（9）	注入目地材（加熱施工式）の品質は、表２－32を標準とする。	1	2	6	6	14	（9）	注入目地材（加熱施工式）の品質は、表２－32を標準とする。			
1	2	6	6	14		表２－32　注入目地材（加熱施工式）の品質	1	2	6	6	14		表２－32　注入目地材（加熱施工式）の品質	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P48の「3-3-3ｺﾝｸﾘｰﾄ版用素材」に準じ、修正記述した。流れ⇒流動に修正。〈図表新旧表（表）P6参照〉
1	2	6	6	16	16.	請負者は、アスファルト混合物の事前認定審査を受けた混合物は、認定書の写しを提出することによって、配合設計、基準密度、試験練りに変えるものとする。								*削除	誤植	アスファルト事前審査制度（試行）に係る内容の為、削除
1	3	0	0	0	**第３章**	**土　　工**	1	3	0	0	0	**第３章**	**土　　工**			
1	3	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**	1	3	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**			
1	3	2	0	1		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	1	3	2	0	1		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
1	3	2	0	2		日本道路協会　道路土工－施工指針	1	3	2	0	2		日本道路協会　道路土工－施工指針			
1	3	2	0	3		日本道路協会　道路土工要綱	1	3	2	0	3		日本道路協会　道路土工要綱			
1	3	2	0	4		日本道路協会　道路土工－軟弱地盤対策工指針	1	3	2	0	4		日本道路協会　道路土工－軟弱地盤対策工指針			
1	3	2	0	5		日本道路協会　道路土工－のり面工・斜面安定工指針	1	3	2	0	5		日本道路協会　道路土工－のり面工・斜面安定工指針			
1	3	2	0	6		日本道路協会　道路土工－土質調査指針	1	3	2	0	6		日本道路協会　道路土工－土質調査指針			
1	3	2	0	7		土木研究センター　建設発生土利用技術マニュアル	1	3	2	0	7		土木研究センター　建設発生土利用技術マニュアル			
1	3	2	0	8		建設省　建設副産物適正処理推進要綱　（平成10年12月）	1	3	2	0	8		国土交通省　建設副産物適正処理推進要綱　（平成14年５月）	*変更	基準書の改訂年月日の変更	適用する諸基準「建設副産物適正処理推進要綱」は、「平成14年5月」に改訂されたため修正記述した。
1	3	2	0	9		建設省　堤防余盛基準について　（昭和44年１月）	1	3	2	0	9		建設省　堤防余盛基準について　（昭和44年１月）			
1	3	2	0	10		土木研究センター　ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	1	3	2	0	10		土木研究センター　ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル			
1	3	2	0	11		国土開発技術研究センター　河川土工マニュアル	1	3	2	0	11		国土開発技術研究センター　河川土工マニュアル			
1	3	4	0	0	**第４節**	**道路土工**	1	3	4	0	0	**第４節**	**道路土工**			
1	3	4	4	0	**３－４－４**	**路床盛土工**	1	3	4	4	0	**３－４－４**	**路床盛土工**			
1	3	4	4	6	6．	路床の盛土材料の最大寸法は20cm程度とするものとする。	1	3	4	4	6	6．	路床の盛土材料の最大寸法は10cm程度とするものとする。	*変更	基準書との整合	道路土工要綱（P260）との整合を図るため、「20cm」から「10cm」へ修正記述した。
1	4	0	0	0	**第４章**	**無筋・鉄筋コンクリート**	1	4	0	0	0	**第４章**	**無筋・鉄筋コンクリート**			
1	4	7	0	0	**第７節**	**鉄筋工**	1	4	7	0	0	**第７節**	**鉄筋工**			
1	4	7	4	0	**４－７－４**	**組立て**	1	4	7	4	0	**４－７－４**	**組立て**			
1	4	7	4	3	3．	請負者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については１m2あたり２個以上、構造物の底面については、１m2あたり４個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、請負者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならないこれ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督員の承諾を得なければならない。	1	4	7	4	3	3．	請負者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については１m2あたり２個以上、構造物の底面については、１m2あたり４個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、請負者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督員の承諾を得なければならない。	*変更	文書整理	文章として整っていないため「なお、」を追加記述した。
2	0	0	0	0	**第2編**	**材　料　編**	2	0	0	0	0	**第2編**	**材　料　編**			
2	2	0	0	0	**第２章**	**土木工事材料**	2	2	0	0	0	**第２章**	**土木工事材料**			
2	2	3	0	0	**第３節**	**骨　材**	2	2	3	0	0	**第３節**	**骨　材**			
2	2	3	2	0	**２－３－２**	**セメントコンクリート用骨材**	2	2	3	2	0	**２－３－２**	**セメントコンクリート用骨材**			
2	2	3	2	1	1．	細骨材及び粗骨材の粒度は、表２－１、２、３、４の規格に適合するものとする。	2	2	3	2	1	1．	細骨材及び粗骨材の粒度は、表２－１、２の規格に適合するものとする。	*変更	表2-2、4の削除による変更	表2-2、4の削除に伴い、引用先について修正記述した。
2	2	3	2	1		表２－１　無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲	2	2	3	2	1		表２－１　無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲			
2	2	3	2	1	(1)	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート	2	2	3	2	1	(1)	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート			
2	2	3	2	1	(2)	プレパックドコンクリート	2	2	3	2	1	(2)	プレパックドコンクリート			
2	2	3	2	1		表２－２　ダムコンクリート細骨材の粒度の範囲								*削除	基準書との整合	【2002年制定】ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書（ﾀﾞﾑｺﾝｸﾘｰﾄ編）PⅡ-16の「4.4.1粒度」の改訂と整合をとり削除した（粒度範囲外でもワーカビリティーが確保できればよいとのことから）。〈図表新旧表（表）P7参照〉
2	2	3	2	1		表２－３　無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲	2	2	3	2	1		表２－２　無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲	*変更	基準書との整合および誤植	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。また、【2002年制定】ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書（施工編）P69の「表6.2.3粗骨材の粒度の標準」と整合をとり追加記述した。〈図表新旧表（表）P8参照〉

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
2	2	3	2	1	(1)	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート	2	2	3	2	1	(1)	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート			
2	2	3	2	1	(2)	プレパックドコンクリート	2	2	3	2	1	(2)	プレパックドコンクリート			
2	2	3	2	1		表２－４　ダムコンクリートの粗骨材の粒度の範囲								*削除	基準書との整合	【2002年制定】ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書（ﾀﾞﾑｺﾝｸﾘｰﾄ編）PⅡ-23の「5.3粗骨材の粒度」の改訂と整合をとり削除した（粒度範囲外でもワーカビリティーが確保できればよいとのことから）。〈図表新旧表（表）P9参照〉
2	2	3	2	5	5．	すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	2	2	3	2	5	5．	すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	*変更	基準書との整合	舗装施工便覧P43の「3-3-3ｺﾝｸﾘｰﾄ版用素材（4）」と整合をとり修正記述した。
2	2	3	3	0	**２－３－３**	**アスファルト舗装用骨材**	2	2	3	3	0	**２－３－３**	**アスファルト舗装用骨材**			
2	2	3	3	1	1．	砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表２－５、６、７の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	1	1．	砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表２－３、４、５の規格に適合するものとする。	*変更	表2-2、4の削除による変更	表2-2、4の削除に伴い、引用先について修正記述した。
2	2	3	3	1		表２－５　砕石の粒度	2	2	3	3	1		表２－３　砕石の粒度	*変更	基準書の改訂	〔注1〕～〔注3〕は、舗装施工便覧P28の「3-3-2ｱｽﾌｧﾙﾄ表層・基層用素材　1）砕石」の項の記述から引用しており、砕石の品質に関する内容である。表の規格に関する特定事項の内容でないため削除した。〈図表新旧表（表）P10参照〉
2	2	3	3	1		表２－６　再生砕石の粒度	2	2	3	3	1		表２－４　再生砕石の粒度	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P11参照〉
2	2	3	3	1		表２－７　再生粒度調整砕石の粒度	2	2	3	3	1		表２－５　再生粒度調整砕石の粒度	*変更	同上	同上〈図表新旧表（表）P12参照〉
2	2	3	3	2	2．	砕石の材質については、表２－８によるものとする。	2	2	3	3	2	2．	砕石の材質については、表２－６によるものとする。	*変更	同上	同上
2	2	3	3	2		表２－８　耐久性の限度	2	2	3	3	2		表２－６　安定性試験の限度	*変更	表番、表題の修正	表番、表題について修正記述した。〈図表新旧表（表）P13参照〉
2	2	3	3	3	3．	砕石の品質は、表２－９の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	3	3．	砕石の品質は、表２－７の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2	2	3	3	3		表２－９　砕石の品質	2	2	3	3	3		表２－７　砕石の品質	*変更	表番の修正	表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P14参照〉
2	2	3	3	4	4．	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表２－10によるものとする。	2	2	3	3	4	4．	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは偏平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表２－８によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシャラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJISA 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P.31と整合をとり修正記述した。
2	2	3	3	4		表２－10　鉄鋼スラグの種類と主な用途	2	2	3	3	4		表２－８　鉄鋼スラグの種類と主な用途	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P15参照〉
2	2	3	3	5	5．	鉄鋼スラグの規格は、表２－11の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	5	5．	鉄鋼スラグの規格は、表２－９の規格に適合するものとする。	*変更	同上	同上
2	2	3	3	5		表２－11　鉄鋼スラグの規格	2	2	3	3	5		表２－９　鉄鋼スラグの規格	*変更	基準書との整合	舗装施工便覧P54の「3-4-2路盤用材料」と整合をとり修正記述した。〈図表新旧表（表）P16参照〉
2	2	3	3	6	6．	製鋼スラグの規格は、表２－12の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	6	6．	製鋼スラグの規格は、表２－10の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2	2	3	3	6		表２－12　製鋼スラグの規格	2	2	3	3	6		表２－10　製鋼スラグの規格	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P.31と整合をとり修正記述した。表内の修正　「表乾比重」　→　「表乾密度(g/cm3)」及び注書きの修正。表番の修正　〔注2〕の呈色判定試験の文書は表の内容と整合していないため、削除した。〈図表新旧表（表）P17参照〉
2	2	3	3	8	8．	スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表２－13の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	8	8．	スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表２－11の規格に適合するものとする。	*変更	同上	表番について修正記述した。
2	2	3	3	8		表２－13　スクリーニングスの粒度範囲	2	2	3	3	8		表２－11　スクリーニングスの粒度範囲	*変更	同上	同上〈図表新旧表（表）P18参照〉
2	2	3	4	0	**２－３－４**	**アスファルト用再生骨材**	2	2	3	4	0	**２－３－４**	**アスファルト用再生骨材**			
2	2	3	4	1		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表２－14の規格に適合するものとする。	2	2	3	4	1		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表２－12の規格に適合するものとする。	*変更	同上	同上
2	2	3	4	0		表２－14　アスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4	0		表２－12　アスファルトコンクリート再生骨材の品質	*変更	基準書の改訂	舗装再生便覧P206の「2-2ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ再生骨材」と整合をとり表を修正記述した。〈図表新旧表（表）P19参照〉
2	2	3	5	0	**２－３－５**	**フィラー**	2	2	3	5	0	**２－３－５**	**フィラー**			
2	2	3	5	1	1．	石粉は、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石粉及びフライアッシュは、水分1.0%以下で微粒子の団粒になったものを含まないものとする。	2	2	3	5	1	1．	フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P34の「3-3-2ｱｽﾌｧﾙﾄ表層・基層用素材」の整合により修正記述した。
2	2	3	5	2	2．	石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表２－15の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	2	2．	石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表２－13の規格に適合するものとする。	*変更	基準書との整合、表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。また、舗装施工便覧P34の「3-3-2ｱｽﾌｧﾙﾄ表層・基層用素材」の改定により修正記述した。
2	2	3	5	2		表２－15　石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2	3	5	2		表２－13　石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	*変更	表番の修正	表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P20参照〉
							2	2	3	5	3	3．	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表２－14に適合するものとする。	*新規	基準書の改訂	舗装施工便覧P34の「3-3-2ｱｽﾌｧﾙﾄ表層・基層用素材」の改定（石粉がフィラーに修正されたことに伴い、フィラーに用いられる石灰石を粉砕した石粉へ修正された）により修正記述した。
2	2	3	5	2		表２－16　火成岩類の石粉の規定	2	2	3	5	3		表２－14　フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	*変更	同上	同上〈図表新旧表（表）P21参照〉
2	2	3	5	3	3．	消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定されている表２－17の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	4	4．	消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定されている生石灰（特号および１号）、消石灰（特号及び１号）の規格に適合するものとする。	*変更	基準書との整合	舗装施工便覧P18の「3-3-1構築路床用および路盤用の安定材」と整合をとり修正記述した（基準書に整合して材料の規定を具体化）。
2	2	3	5	3		表２－17　工業用石灰								*削除	同上	同上〈図表新旧表（表）P22参照〉
2	2	3	5	4	4．	セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、JIS R 5211（高炉セメント）、JIS R 5213（フライアッシュセメント）の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	5	5．	セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、およびJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。	*変更	基準書との整合	舗装施工便覧P17の「3-3-1構築路床用および路盤用の安定材」と整合をとり修正記述した。
2	2	3	6	0	**２－３－６**	**安定材**	2	2	3	6	0	**２－３－６**	**安定材**			
2	2	3	6	1	1．	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表２－18に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表２－19に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	1	1．	瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表２－15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表２－16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2	2	3	6	1		表２－18　舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6	1		表２－15　舗装用石油アスファルトの規格	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P19の「3-3-2ｱｽﾌｧﾙﾄ表層・基層用素材」の改定により修正記述した。〈図表新旧表（表）P23参照〉

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
2	2	3	6	1		表２－19　石油アスファルト乳剤の規格(JIS K 2208-2000)	2	2	3	6	1		表２－16　石油アスファルト乳剤の規格	*変更	表番の修正	表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P24参照〉
2	2	3	6	2	２．	セメント安定処理に使用するセメントは、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメントとし、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、JIS R 5211（高炉セメント）、JIS R 5213（フライアッシュセメント）の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	2	２．	セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210（ポルトランドセメント）、およびJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。	*変更	基準書との整合	舗装施工便覧P19の「3-3-1構築路床用および路盤用の安定材」と整合をとり修正記述した（基準書に整合して材料の規定を具体化）。
2	2	3	6	3	３．	石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001に規定される工業用石灰や、生石灰、消石灰、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	2	2	3	6	3	３．	石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定にされる生石灰（特号および１号）、消石灰（特号および１号）、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	*変更	基準書との整合	舗装施工便覧P18の「3-3-1構築路床用および路盤用の安定材」と整合をとり修正記述した（基準書に整合して材料の規定を具体化）。
2	2	5	0	0	第５節	**鋼　材**	2	2	5	0	0	第５節	**鋼　材**			
2	2	5	5	0	２－５－５	**鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品**	2	2	5	5	0	２－５－５	**鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品**			
2	2	5	5	1		鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	5	1		鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。			
2	2	5	5	1		JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）	2	2	5	5	1		JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）			
2	2	5	5	1		JIS G 5101（炭素鋼鋳鉄品）	2	2	5	5	1		JIS G 5101（炭素鋼鋳鋼品）	*変更	誤植	誤植により、「鋼」へ修正記述した。
2	2	5	5	1		JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）	2	2	5	5	1		JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）			
2	2	5	5	1		JIS G 5102（溶接構造用鋳鋼品）	2	2	5	5	1		JIS G 5102（溶接構造用鋳鋼品）			
2	2	5	5	1		JIS G 5111（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品）	2	2	5	5	1		JIS G 5111（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品）			
2	2	5	5	1		JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）	2	2	5	5	1		JIS G 4051（機械構造用炭素鋼鋼材）			
2	2	5	5	1		JIS G 5502（球状黒鉛鋳鋼品）	2	2	5	5	1		JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）	*変更	誤植	誤植により、「鉄」へ修正記述した。
2	2	5	6	0	２－５－６	**ボルト用鋼材**	2	2	5	6	0	２－５－６	**ボルト用鋼材**			
2	2	5	6	1		ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	6	1		ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。			
2	2	5	6	1		JIS B 1180（六角ボルト）	2	2	5	6	1		JIS B 1180（六角ボルト）			
2	2	5	6	1		JIS B 1181（六角ナット）	2	2	5	6	1		JIS B 1181（六角ナット）			
2	2	5	6	1		JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセッ	2	2	5	6	1		JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセッ			
2	2	5	6	1		JIS B 1256（平座金）	2	2	5	6	1		JIS B 1256（平座金）			
2	2	5	6	1		JIS B 1198（頭付きスタッド）	2	2	5	6	1		JIS B 1198（頭付きスタッド）			
2	2	5	6	1		JIS M 2506（ロックボルト）	2	2	5	6	1		JIS M 2506（ロックボルト及びその構成部品）	*変更	誤植	誤植により、「及びその構成部品」を追加記述した。
2	2	5	6	1		トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協	2	2	5	6	1		トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協			
2	2	5	6	1		支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）（1971）	2	2	5	6	1		支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）（1971）			
2	2	5	7	0	２－５－７	**溶接材料**	2	2	5	7	0	２－５－７	**溶接材料**			
2	2	5	7	1		溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	7	1		溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。			
2	2	5	7	1		JIS Z 3211（軟鋼用被覆アーク溶接棒）	2	2	5	7	1		JIS Z 3211（軟鋼用被覆アーク溶接棒）			
2	2	5	7	1		JIS Z 3212（高張力鋼用被覆アーク溶接棒）	2	2	5	7	1		JIS Z 3212（高張力鋼用被覆アーク溶接棒）			
2	2	5	7	1		JIS Z 3214（耐候性鋼用被覆アーク溶接棒）	2	2	5	7	1		JIS Z 3214（耐候性鋼用被覆アーク溶接棒）			
2	2	5	7	1		JIS Z 3312（軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ）	2	2	5	7	1		JIS Z 3312（軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ）			
2	2	5	7	1		JIS Z 3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ）	2	2	5	7	1		JIS Z 3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ）			
2	2	5	7	1		JIS Z 3315（耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ）	2	2	5	7	1		JIS Z 3315（耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ）			
2	2	5	7	1		JIS Z 3320（耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ）	2	2	5	7	1		JIS Z 3320（耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ）			
2	2	5	7	1		JIS Z 3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ワイヤ）	2	2	5	7	1		JIS Z 3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ）	*変更	誤植	誤植により、「ソリッド」を追加記述した。
2	2	5	7	1		JIS Z 3352（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接フラックス）	2	2	5	7	1		JIS Z 3352（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接フラックス）			
2	2	5	11	0	２－５－11	**鉄　網**	2	2	5	11	0	２－５－11	**鉄　網**			
2	2	5	11	0		鉄網は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	11	0		鉄網は、以下の規格に適合するものとする。			
2	2	5	11	0		JIS G 3551（溶接金網）	2	2	5	11	0		JIS G 3551（溶接金網及び鉄筋格子）	*変更	誤植	誤植により、「及び鉄筋格子」を追加記述した。
2	2	5	11	0		JIS G 3552（ひし形金網）	2	2	5	11	0		JIS G 3552（ひし形金網）			
2	2	5	16	0	２－５－16	**ガードレール（路側用、分離帯用）**	2	2	5	16	0	２－５－16	**ガードレール（路側用、分離帯用）**			
2	2	5	16	0		ガードレール（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものと	2	2	5	16	0		ガードレール（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものと			
2	2	5	16	0	（1）	ビーム（袖ビーム含む）	2	2	5	16	0	（1）	ビーム（袖ビーム含む）			
2	2	5	16	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）	2	2	5	16	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）			
2	2	5	16	0		JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）	2	2	5	16	0		JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）			
2	2	5	16	0	（2）	支　柱	2	2	5	16	0	（2）	支　柱			
2	2	5	16	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）	2	2	5	16	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）	*変更	誤植	誤植により、「鋼」を追加記述した。
2	2	5	16	0		JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）	2	2	5	16	0		JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）			
2	2	5	16	0	（3）	ブラケット	2	2	5	16	0	（3）	ブラケット			
2	2	5	16	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）	2	2	5	16	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）			
2	2	5	16	0	（4）	ボルトナット	2	2	5	16	0	（4）	ボルトナット			
2	2	5	16	0		JIS B 1180（六角ボルト）	2	2	5	16	0		JIS B 1180（六角ボルト）			
2	2	5	16	0		JIS B 1181（六角ナット）	2	2	5	16	0		JIS B 1181（六角ナット）			
2	2	5	16	0		ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM20）は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は6.8とするものとする。	2	2	5	16	0		ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM20）は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は6.8とするものとする。			
2	2	5	17	0	２－５－17	**ガードケーブル（路側用、分離帯用）**	2	2	5	17	0	２－５－17	**ガードケーブル（路側用、分離帯用）**			
2	2	5	17	0		ガードケーブル（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	17	0		ガードケーブル（路側用、分離帯用）は、以下の規格に適合するものとする。			
2	2	5	17	0	（1）	ケーブル	2	2	5	17	0	（1）	ケーブル			
2	2	5	17	0		JIS G 3525（ワイヤロープ）	2	2	5	17	0		JIS G 3525（ワイヤロープ）			
2	2	5	17	0		ケーブルの径は18㎜、構造は３×７g/Oとする。なお、ケーブル一本当りの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。	2	2	5	17	0		ケーブルの径は18㎜、構造は３×７g/Oとする。なお、ケーブル一本当りの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。			
2	2	5	17	0	（2）	支　柱	2	2	5	17	0	（2）	支　柱			
2	2	5	17	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）	2	2	5	17	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）	*変更	誤植	誤植により、「鋼」を追加記述した。
2	2	5	17	0	（3）	ブラケット	2	2	5	17	0	（3）	ブラケット			
2	2	5	17	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）	2	2	5	17	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）			
2	2	5	17	0	（4）	索端金具	2	2	5	17	0	（4）	索端金具			
2	2	5	17	0		ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当りの破断強度以上の強さを持つものとする。	2	2	5	17	0		ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当りの破断強度以上の強さを持つものとする。			
2	2	5	17	0	（5）	調整ねじ	2	2	5	17	0	（5）	調整ねじ			
2	2	5	17	0		強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。	2	2	5	17	0		強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。			
2	2	5	17	0	（6）	ボルトナット	2	2	5	17	0	（6）	ボルトナット			
2	2	5	17	0		JIS B 1180（六角ボルト）	2	2	5	17	0		JIS B 1180（六角ボルト）			
2	2	5	17	0		JIS B 1181（六角ナット）	2	2	5	17	0		JIS B 1181（六角ナット）			
2	2	5	17	0		ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM12）及びケーブル取付け用ボルト（ねじの呼びM10）はともに4.6とするものとする。	2	2	5	17	0		ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM12）及びケーブル取付け用ボルト（ねじの呼びM10）はともに4.6とするものとする。			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
2	2	5	18	0	**２－５－18**	**ガードパイプ（歩道用、路側用）**	2	2	5	18	0	**２－５－18**	**ガードパイプ（歩道用、路側用）**			
2	2	5	18	0		ガードパイプ（歩道用、路側用）は、以下の規格に適合するものとす	2	2	5	18	0		ガードパイプ（歩道用、路側用）は、以下の規格に適合するものとす			
2	2	5	18	0	（1）	パイプ	2	2	5	18	0	（1）	パイプ			
2	2	5	18	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）	2	2	5	18	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）	*変更	誤植	誤植により、「鋼」を追加記述した。
2	2	5	18	0	（2）	支　柱	2	2	5	18	0	（2）	支　柱			
2	2	5	18	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）	2	2	5	18	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）	*変更	誤植	誤植により、「鋼」を追加記述した。
2	2	5	18	0	（3）	ブラケット	2	2	5	18	0	（3）	ブラケット			
2	2	5	18	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）	2	2	5	18	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）			
2	2	5	18	0	（4）	継　手	2	2	5	18	0	（4）	継　手			
2	2	5	18	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）	2	2	5	18	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）			
2	2	5	18	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）	2	2	5	18	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）	*変更	誤植	誤植により、「鋼」を追加記述した。
2	2	5	18	0	（5）	ボルトナット	2	2	5	18	0	（5）	ボルトナット			
2	2	5	18	0		JIS G 1180（六角ボルト）	2	2	5	18	0		JIS B 1180（六角ボルト）	*変更	誤植	GをBに
2	2	5	18	0		JIS G 1181（六角ナット）	2	2	5	18	0		JIS B 1181（六角ナット）	*変更	誤植	GをBに
2	2	5	18	0		ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は4.6とし、継手用ボルト（ねじの呼びM16〔種別Ａｐ」M14〔種別Ｂｐ及びＣｐ」）は6.8とする。	2	2	5	18	0		ブラケット取付け用ボルト（ねじの呼びM16）は4.6とし、継手用ボルト（ねじの呼びM16〔種別Ａｐ」M14〔種別Ｂｐ及びＣｐ」）は6.8とする。			
2	2	6	0	0	**第６節**	**セメント及び混和材料**	2	2	6	0	0	**第６節**	**セメント及び混和材料**			
2	2	6	2	0	**２－６－２**	**セメント**	2	2	6	2	0	**２－６－２**	**セメント**			
2	2	6	2	1	1．	セメントは表２－20の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	1	1．	セメントは表２－17の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2	2	6	2	1		表２－20　セメントの種類	2	2	6	2	1		表２－17　セメントの種類	*変更	表番の修正	同上〈図表新旧表（表）P25参照〉
2	2	6	2	3	3．	普通ポルトランドセメントの品質は、表２－21の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	3	3．	普通ポルトランドセメントの品質は、表２－18の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	同上
2	2	6	2	3		表２－21　普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3		表２－18　普通ポルトランドセメントの品質	*変更	表番の修正	同上〈図表新旧表（表）P26参照〉
2	2	6	3	0	**２－６－３**	**混和材料**	2	2	6	3	0	**２－６－３**	**混和材料**			
2	2	6	3	5	5．	混和剤として用いる流動化剤は、土木学会　コンクリート用流動化剤品質規準（案）3.品質の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	5．	混和剤として用いる流動化剤は、JSCE-D 101に適合するものとする。	*変更	表記の変更	【2002年制定】ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書（規準編）P25の「コンクリート用流動化剤品質規格」と整合をとり修正記述した。
2	2	6	3	6	6．	急結剤は、土木学会　コンクリート用急結剤品質規格（案）３、品質の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	6	6．	急結剤は、JSCE-D 102に適合するものとする。	*変更	表記の変更	【2002年制定】ｺﾝｸﾘｰﾄ標準示方書（規準編）P31の「コンクリート用急結剤品質規格」と整合をとり修正記述した。
2	2	7	0	0	**第７節**	**セメントコンクリート製品**	2	2	7	0	0	**第７節**	**セメントコンクリート製品**			
2	2	7	2	2	**２－７－２**	**セメントコンクリート製品**	2	2	7	2	0	**２－７－２**	**セメントコンクリート製品**			
2	2	7	2	2		セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。	2	2	7	2	2		セメントコンクリート製品は次の規格に適合するものとする。			
2	2	7	2	2		JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品	2	2	7	2	2		JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品			
2	2	7	2	2		－種類、製品の呼び方及び表示の通則）	2	2	7	2	2		－種類、製品の呼び方及び表示の通則）			
2	2	7	2	2		JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通	2	2	7	2	2		JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通			
2	2	7	2	2		JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査及び通則）	2	2	7	2	2		JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）	*変更	誤植	誤植により、「方法」へ修正記述した。
2	2	7	2	2		JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）	2	2	7	2	2		JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）			
2	2	7	2	2		JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）	2	2	7	2	2		JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）			
2	2	7	2	2		JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）	2	2	7	2	2		JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）			
2	2	7	2	2		JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）	2	2	7	2	2		JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）			
2	2	7	2	2		JIS A 5506（下水道用マンホールふた）	2	2	7	2	2		JIS A 5506（下水道用マンホールふた）			
2	2	8	0	0	**第８節**	**瀝青材料**	2	2	8	0	0	**第８節**	**瀝青材料**			
2	2	8	1	0	**２－８－１**	**一般瀝青材料**	2	2	8	1	0	**２－８－１**	**一般瀝青材料**			
2	2	8	1	1	1．	舗装用石油アスファルトは、表２－22の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	1	1．	舗装用石油アスファルトは、表２－15の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2	2	8	1	1		表２－22　舗装用石油アスファルトの規格								*削除	表2-15と同一のため削除	第２編2-3-6の表2-15と同一の表のため削除した。〈図表新旧表（表）P27参照〉
2	2	8	1	2	2．	ポリマー改質アスファルトは表２－23の性状に適合するものとする。また、請負者は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表２－23に示す値に適合していることを確認しなければならない。	2	2	8	1	2	2．	ポリマー改質アスファルトは表２－19の性状に適合するものとする。また、請負者は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表２－19に示す値に適合していることを確認しなければならない。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2	2	8	1	2		表２－23　ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	2		表２－19　ポリマー改質アスファルトの標準的性状	*変更	同上	同上〈図表新旧表（表）P28参照〉
2	2	8	1	3	3．	セミブローンアスファルトは、表２－24の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	3	3．	セミブローンアスファルトは、表２－20の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2	2	8	1	3		表２－24　セミブローンアスファルト（ＡＣ－100）の規格	2	2	8	1	3		表２－20　セミブローンアスファルト（ＡＣ－100）の規格	*変更	同上	同上〈図表新旧表（表）P29参照〉
							2	2	8	1	4	4．	硬質アスファルトに用いるアスファルトは表２－21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表２－22の規格に適合するものとする。	*新規	基準書の改訂	舗装施工便覧P22の「3-3-2ｱｽﾌｧﾙﾄ表層・基層用素材」の改定により修正記述した。
							2	2	8	1	4		表２－21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	*新規	基準書との整合	舗装施工便覧P22の「3-3-2ｱｽﾌｧﾙﾄ表層・基層用素材」との整合により修正記述した（記載順に整合）。〈図表新旧表（表）P30参照〉
							2	2	8	1	4		表２－22 硬質アスファルトの標準的性状	*新規	基準書との整合	同上〈図表新旧表（表）P31参照〉
2	2	8	1	4	4．	石油アスファルト乳剤は表２－25、26の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	5	5．	石油アスファルト乳剤は表２－16、23の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2	2	8	1	4		表２－25　石油アスファルト乳剤の規格（JIS K 2208-2000）								*削除	表2-16と同一のため削除	第２編2-6-2の表2-16と同一の表のため削除した。〈図表新旧表（表）P32参照〉
2	2	8	1	4		表２－26　アスファルト乳剤の標準的性状（日本アスファルト乳剤協会規格）	2	2	8	1	5		表２－23　アスファルト乳剤の標準的性状（日本アスファルト乳剤協会規格）	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P33参照〉
2	2	8	1	5	5．	グースアスファルトに使用するアスファルトは表２－27の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	6	6．	グースアスファルトに使用するアスファルトは、表２－21に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	*変更	グースアスファルトの規格は硬質アスファルトによる	舗装施工便覧P205（9-4-2グースアスファルト）により、グースアスファルトに使用するアスファルトについて記載する。
2	2	8	1	5		表２－27　アスファルトの規格								*削除	表2-21と同一のため削除	ｱｽﾌｧﾙﾄの規格は、第２編2-8-1の表2-21と同一の表のため削除した。〈図表新旧表（表）P34参照〉
2	2	8	1	6	6．	グースアスファルトは、表２－28の規格を標準とするものとする。	2	2	8	1	7	7．	グースアスファルトは表２－22の規格を標準とするものとする。	*変更	グースアスファルトの規格は硬質アスファルトによる	舗装施工便覧P205（9-4-2グースアスファルト）により、グースアスファルトについて記載する。
2	2	8	1	6		表２－28　グースアスファルトの標準規格								*削除	表2-22と同一のため削除	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄの規格は、第２編2-8-1の表2-22と同一の表のため削除した。〈図表新旧表（表）P35参照〉
2	2	8	3	0	**２－８－３**	**再生用添加剤**	2	2	8	3	0	**２－８－３**	**再生用添加剤**			
2	2	8	3	1		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表２－29、２－30、２－31の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	1		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表２－24、２－25、２－26の規格に適合するものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
2	2	8	3	1		表２－29　再生用添加剤の品質（エマルジョン系）路上表層再生用	2	2	8	3	1		表２－24　再生用添加剤の品質（エマルジョン系）路上表層再生用	*変更	表番の修正、単位の修正	旧表の「粘度」の単位をSI単位に修正（舗装再生便覧の改訂による（P221））〈図表新旧表（表）P36参照〉
2	2	8	3	1		表２－30　再生用添加剤の品質（オイル系）路上表層再生用	2	2	8	3	1		表２－25　再生用添加剤の品質（オイル系）路上表層再生用	*変更	表番の修正、単位の修正	旧表の「粘度」の単位をSI単位に修正（舗装再生便覧の改訂による（P221））〈図表新旧表（表）P37参照〉
2	2	8	3	1		表２－31　再生用添加時の品質プラント再生用	2	2	8	3	1		表２－26　再生用添加時の品質プラント再生用	*変更	表番の修正、単位の修正	旧表の「動粘度」の単位をSI単位のみに修正（舗装再生便覧の改訂による（P221））〈図表新旧表（表）P38参照〉
2	2	11	0	0	第11節	塗　料	2	2	11	0	0	第11節	塗　料			
2	2	11	0	0	２－11－１	一般事項	2	2	11	0	0	２－11－１	一般事項			
2	2	11	0	4	4．	請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。	2	2	11	0	4	4．	請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。			
2	2	11	0	4		JIS K 5621（一般用さび止めペイント）	2	2	11	0	4		JIS K 5621（一般用さび止めペイント）			
2	2	11	0	4		JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）	2	2	11	0	4		JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）			
2	2	11	0	4		JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）	2	2	11	0	4		JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）			
2	2	11	0	4		JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント）	2	2	11	0	4		JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント）			
2	2	11	0	4		JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）	2	2	11	0	4		JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）			
2	2	11	0	4		JIS K 5627（ジンクロメートさび止めペイント）	2	2	11	0	4		JIS K 5627（ジンクロメートさび止めペイント）			
2	2	11	0	4		JIS K 5628（鉛酸ジンクロメートさび止めペイント）	2	2	11	0	4		JIS K 5628（鉛酸ジンクロメートさび止めペイント）			
							2	2	11	1	4		JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	*新規	新規JISの追加	JPWS26 リン酸塩系さび止めペイントが、JIS K 5674として規格化されたことに伴い追加
2	2	12	0	0	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	第12節	道路標識及び区画線			
2	2	12	1	0	２－12－１	道路標識	2	2	12	1	0	２－12－１	道路標識			
2	2	12	1	0		標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	12	1	0		標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。			
2	2	12	1	0	（1）	標識板	2	2	12	1	0	（1）	標識板			
2	2	12	1	0		JIS G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）	2	2	12	1	0		JIS G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）			
2	2	12	1	0		JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）	2	2	12	1	0		JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）			
2	2	12	1	0		JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）	2	2	12	1	0		JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）			
2	2	12	1	0		JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）	2	2	12	1	0		JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）			
2	2	12	1	0		JIS K 6718（メタクリル樹脂板）	2	2	12	1	0		JIS K 6718（メタクリル樹脂板）			
2	2	12	1	0		ガラス繊維強化プラスチック板（F．R．P）	2	2	12	1	0		ガラス繊維強化プラスチック板（F．R．P）			
2	2	12	1	0	（2）	支　柱	2	2	12	1	0	（2）	支　柱			
2	2	12	1	0		JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）	2	2	12	1	0		JIS G 3452（配管用炭素鋼管）	*変更	誤植	誤植により、「鋼」を削除した。
2	2	12	1	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）	2	2	12	1	0		JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）			
2	2	12	1	0		JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差）	2	2	12	1	0		JIS G 3192（熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量、及びその許容差）			
2	2	12	1	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）	2	2	12	1	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）			
2	2	12	1	0	（3）	補強材及び取付金具	2	2	12	1	0	（3）	補強材及び取付金具			
2	2	12	1	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）	2	2	12	1	0		JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）			
2	2	12	1	0		JIS G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）	2	2	12	1	0		JIS G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）			
2	2	12	1	0		JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）	2	2	12	1	0		JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）			
2	2	12	1	0		JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）	2	2	12	1	0		JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）			
2	2	12	1	0	（4）	反射シート	2	2	12	1	0	（4）	反射シート			
2	2	12	1	0		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表２－32、２－33に示す規格以上のものとする。	2	2	12	1	0		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表２－27、２－28に示す規格以上のものとする。	*変更	表番の修正	表2-2、4の削除に伴い、表番について修正記述した。
2	2	12	1	0		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。	2	2	12	1	0		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。			
2	2	12	1	0		なお、表２－32、２－33に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、請負者は監督員の確認を得なければならない。	2	2	12	1	0		なお、表２－27、２－28に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、請負者は監督員の確認を得なければならない。	*変更	同上	同上
2	2	12	1	0		表２－32　反射性能（反射シートの再帰反射係数）	2	2	12	1	0		表２－27　反射性能（反射シートの再帰反射係数）	*変更	同上	同上〈図表新旧表（表）P39参照〉
2	2	12	1	0		表２－33　反射性能（反射シートの再帰反射係数）	2	2	12	1	0		表２－28　反射性能（反射シートの再帰反射係数）	*変更	同上	同上〈図表新旧表（表）P40参照〉
2	2	13	0	0	第13節	その他	2	2	13	0	0	第13節	その他			
2	2	13	2	0	２－13－２	合成樹脂製品	2	2	13	2	0	２－13－２	合成樹脂製品			
2	2	13	2	0		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。	2	2	13	2	0		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。			
2	2	13	2	0		JIS K 6741（硬質塩化ビニル管）	2	2	13	2	0		JIS K 6741（硬質塩化ビニル管）			
2	2	13	2	0		JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニル管）	2	2	13	2	0		JIS K 6742（水道用硬質塩化ビニル管）			
2	2	13	2	0		JIS K 6745（硬質塩化ビニル板）	2	2	13	2	0		JIS K 6745（プラスチック－硬質ポリ塩化ビニルシート－タイプ、寸法及び特性－第１部：厚さ1㎜以上の板）	*変更	誤植	誤植により、「ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ－硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ－ﾀｲﾌﾟ、寸法及び特性－第１部：厚さ1㎜以上の板」へ修正記述した。
2	2	13	2	0		JIS K 6761（一般用ポリエチレン管）	2	2	13	2	0		JIS K 6761（一般用ポリエチレン管）			
2	2	13	2	0		JIS K 6762（水道用ポリエチレン管）	2	2	13	2	0		JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管）	*変更	誤植	誤植により、「二層」を追加記述した。
2	2	13	2	0		JIS K 6773（塩化ビニル樹脂製止水板）	2	2	13	2	0		JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板）	*変更	誤植	誤植により、「ポリ塩化ビニル止水板」へ修正記述した。
2	2	13	2	0		JIS A 6008（合成高分子ルーフィング）	2	2	13	2	0		JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート）	*変更	誤植	誤植により、「系」を追加記述した。
2	2	13	2	0		JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）	2	2	13	2	0		JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）			
3	0	0	0	0	第３編	河　川　編	3	0	0	0	0	第３編	河　川　編			
3	1	0	0	0	第１章	海岸・海岸	3	1	0	0	0	第１章	海岸・海岸			
3	1	4	0	0	第４節	矢板護岸工	3	1	4	0	0	第４節	矢板護岸工			
3	1	4	3	0	１－４－３	笠コンクリート工	3	1	4	3	0	１－４－３	笠コンクリート工			
3	1	4	3	1	1．	笠コンクリートの施工については、第１編４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	3	1	4	3	1	1．	笠コンクリートの施工については、第１編４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。			
3	1	4	3	2	2．	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第１編２－５－３コンクリートブロック工の規定によるものとする。	3	1	4	3	2	2．	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第１編２－５－３コンクリートブロック工の規定によるものとする。			
							3	1	4	3	3	3．	請負者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	*新規	関連条文に準拠し追加	第４編1-3-7の条文に準拠して追加記述した。
3	1	4	3	3	3．	プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	3	1	4	3	4	4．	プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。			
3	1	5	2	0	１－５－２	材　料	3	1	5	2	0	１－５－２	材　料			
3	1	5	2	11	（2）	遮水シートＢは、以下の仕様によるものとする。	3	1	5	2	11	（2）	遮水シートＢは、以下の仕様によるものとする。			
3	1	5	2	12	1）	止水材は、十分な止水性を有するものとする。（ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。）	3	1	5	2	12	1）	止水材は、十分な止水性を有するものとする。（ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。）			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
3	1	5	2	13	2）	止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。	3	1	5	2	13	2）	止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。			
3	1	5	2	14	3）	止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。	3	1	5	2	14	3）	止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。			
3	1	5	2	15	4）	止水材は、十分な耐久性を有するものとし、耐久性に係わる試験結果を提出するものとする。	3	1	5	2	15	4）	請負者は、止水材の使用に際し、十分な耐久性を有するものとし、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。	*変更	文書整理	規定の内容を明確化するため、追加記述した。
3	1	5	2	16	5）	上記１・３）は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。	3	1	5	2	16	5）	上記１・３）は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。			
3	1	5	2	17	6）	止水材の品質規格は、表１－４によるものとする。	3	1	5	2	17	6）	止水材の品質規格は、表１－４によるものとする。			
3	1	5	2	18		表１－４　止水材の品質規格	3	1	5	2	18		表１－４　止水材の品質規格			
3	1	5	2	19		被覆材の品質規格は、１．（１）．５）表１－３によるものとする。	3	1	5	2	19		被覆材の品質規格は、１．（１）．５）表１－３によるものとする。			
3	1	5	2	20	（3）	品質管理	3	1	5	2	20	（3）	品質管理			
3	1	5	2	21	1）	止水シートとコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系接着剤等で接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。	3	1	5	2	21	1）	止水シートとコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系接着剤等で接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。			
3	1	5	2	22	2）	止水シート及び補強マットの各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質証明書を提出するものとする。	3	1	5	2	22	2）	請負者は、止水シート及び補強マットの各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。	*変更	文書整理	規定の内容を明確化するため、追加記述した。
3	1	5	2	23	①	製品には、止水シート、補強マットの各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。（番号整理でもよい）	3	1	5	2	23	①	製品には、止水シート、補強マットの各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。（番号整理でもよい）			
3	1	5	2	24	②	品質証明書は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。	3	1	5	2	24	②	品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。	*変更	訂正	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も考えられる事から、「品質を証明する資料」に変更する。
3	1	5	2	25	③	品質成績表は、通常の生産過程において３日に１回の割合で行った品質試験成績表であること。	3	1	5	2	25	③	品質成績表は、通常の生産過程において３日に１回の割合で行った品質試験成績表であること。			
3	1	5	2	26	④	製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。	3	1	5	2	26	④	製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。			
3	1	5	2	27	⑤	「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m2に１回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。	3	1	5	2	27	⑤	「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m2に１回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。			
3	1	6	0	0	第６節	**擁壁護岸工**	3	1	6	0	0	第６節	**擁壁護岸工**			
3	1	6	4	0	１－６－４	**プレキャスト擁壁工**	3	1	6	4	0	１－６－４	**プレキャスト擁壁工**			
3	1	6	4	1	1．	請負者は、プレキャストＬ型擁壁、プレキャスト逆Ｔ型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	3	1	6	4	1	1．	請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	*変更	工事工種体系の変更	工事工種体系（ﾚﾍﾞﾙ4）の変更により「プレキャスト擁壁」へ修正記述した。
3	1	6	4	2	2．	請負者は、プレキャストＬ型擁壁、プレキャスト逆Ｔ型擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	3	1	6	4	2	2．	請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	*変更	工事工種体系の変更	工事工種体系（ﾚﾍﾞﾙ4）の変更により「プレキャスト擁壁」へ修正記述した。
3	2	0	0	0	第２章	**浚渫（川）**	3	2	0	0	0	第２章	**浚渫（河川）**	*変更	工事工種体系の変更	工事工種体系の変更により、（河川）に修正記述した。
3	3	0	0	0	第３章	**堰門・堰管**	3	3	0	0	0	第３章	**堰門・堰管**			
3	3	2	0	0	第２節	**適用すべき諸基準**	3	3	2	0	0	第２節	**適用すべき諸基準**			
3	3	2	0	1		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	3	3	2	0	1		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
3	3	2	0	2		建設省　仮締切堤設置基準（案）　（平成10年６月）	3	3	2	0	2		建設省　仮締切堤設置基準（案）　（平成10年６月）			
3	3	2	0	3		建設省　河川砂防技術基準（案）　（平成９年10月）	3	3	2	0	3		建設省　河川砂防技術基準（案）　（平成９年10月）			
3	3	2	0	4		（財）国土開発技術研究センター　柔構造樋門設計の手引き	3	3	2	0	4		国土開発技術研究センター　柔構造樋門設計の手引き	*変更	誤植	誤植により、「（財）」を削除した。
3	3	2	0	5		建設省　機械工事共通仕様書（案）　（平成11年３月）	3	3	2	0	5		国土交通省　機械工事共通仕様書（案）　（平成17年４月）	*変更	基準書の改訂	改定により、「国土交通省」および「平成17年４月」へ修正記述した。
3	3	2	0	6		建設省　機械工事施工管理基準（案）　（平成11年３月）	3	3	2	0	6		国土交通省　機械工事施工管理基準（案）　（平成17年４月）	*変更	基準書の改訂	改定により、「国土交通省」および「平成17年４月」へ修正記述した。
3	4	0	0	0	第４章	**水　門**	3	4	0	0	0	第４章	**水　門**			
3	4	2	0	0	第２節	**適用すべき諸基準**	3	4	2	0	0	第２節	**適用すべき諸基準**			
3	4	2	0	1		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	3	4	2	0	1		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
3	4	2	0	2		建設省　仮締切堤設置基準（案）　（平成10年６月）	3	4	2	0	2		建設省　仮締切堤設置基準（案）　（平成10年６月）			
3	4	2	0	3		ダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）	3	4	2	0	3		ダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）			
3	4	2	0	4		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅱ鋼橋編）	3	4	2	0	4		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅱ鋼橋編）			
3	4	2	0	5		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅲコンクリート橋編）	3	4	2	0	5		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅲコンクリート橋編）			
3	4	2	0	7		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅳ下部構造編）	3	4	2	0	7		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅳ下部構造編）			
3	4	2	0	9		土木学会　プレストレストコンクリート工法設計施工指針	3	4	2	0	9		土木学会　プレストレストコンクリート工法設計施工指針			
3	4	2	0	10		建設省　機械工事施工管理基準（案）　（平成11年３月）	3	4	2	0	10		国土交通省　機械工事施工管理基準（案）　（平成17年４月）	*変更	基準書の改訂	改定により、「国土交通省」および「平成17年４月」へ修正記述した。
3	4	2	0	11		国土交通省　機械工事塗装要領（案）・同解説　（平成13年９月）	3	4	2	0	11		国土交通省　機械工事塗装要領（案）・同解説　（平成13年９月）			
							3	4	2	0	12		日本道路協会　道路橋支承便覧　（平成16年４月）	*新規	基準書の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追加記述した。
3	4	3	0	0	第３節	**工場製作工**	3	4	3	0	0	第３節	**工場製作工**			
3	4	3	2	0	４－３－２	**材　料**	3	4	3	2	0	４－３－２	**材　料**			
3	4	3	2	5	5．	水門塗装の材料については、下記の規定によるものとする。	3	4	3	2	5	5．	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	*変更	他の条文との整合による修正	第5章堰の条文に準拠して「工場塗装工」へ修正記述した。
3	4	3	2	5	（1）	請負者は、 JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、工事着手前に色見本により、監督員の確認を得なければならない。	3	4	3	2	5	（1）	請負者は、 JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、工事着手前に色見本により、監督員の確認を得なければならない。			
3	4	3	2	5	（2）	請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	3	4	3	2	5	（2）	請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。			
3	4	3	2	5	（3）	請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。	3	4	3	2	5	（3）	請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。			
							3	4	3	2	5	（4）	請負者は、塗料の可使時間は、表４－４の基準を遵守しなければならない。	*新規	他の条文との整合による追加	第5章堰の条文に準拠して追加記述した。

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
							3	4	3	2	5		表４－４　塗料の可使時間	*新規	同上	第5章堰の条文に準拠して追加記述した。〈図表新旧表（表）P41参照〉
3	4	3	2	5		（４） 請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後６ケ月以内、その他の塗料は製造後12ケ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	3	4	3	2	5		（５） 請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後６ケ月以内、その他の塗料は製造後12ケ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。			
3	4	3	4	0	４－３－４	鋼製伸縮継手製作工	3	4	3	4	0	４－３－４	鋼製伸縮継手製作工			
3	4	3	4	1		１． 製作加工	3	4	3	4	1		１． 製作加工			
3	4	3	4	1		（１） 請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付時に不具が生じるので注意するものとする。	3	4	3	4	1		（１） 請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付時に不具合が生じるので注意するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「合」を追加記述した。
3	4	3	8	0	４－３－８	鋳造費	3	4	3	8	0	４－３－８	鋳造費			
3	4	3	8	1		請負者は、橋歴板の材質については、JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）によらなければならない。	3	4	3	8	1		請負者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）によらなければならない。	*変更	他の条文とのJIS表記の整合	ＪＩＳの表記を10節橋梁付属物工の条文に準拠して修正記述した。
3	4	7	0	0	第７節	鋼管理橋上部工	3	4	7	0	0	第７節	鋼管理橋上部工			
3	4	7	2	0	４－７－２	材料	3	4	7	2	0	４－７－２	材料			
3	4	7	2	5		５． 請負者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質証明書を監督員に提出し、設計図書に関して承諾を得なければならない。	3	4	7	2	5		５． 請負者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督員に提出し、設計図書に関して承諾を得なければならない。	*変更	訂正	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も考えらる事から、「品質を証明する資料」に変更する。
3	4	7	2	5		（１） 基層及び表層に使用するアスファルト	3	4	7	2	5		（１） 基層及び表層に使用するアスファルト			
3	4	7	2	5		（２） プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料	3	4	7	2	5		（２） プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料			
3	4	7	2	5		なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。	3	4	7	2	5		なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。			
3	4	7	11	0	４－７－11	現場継手工	3	4	7	11	0	４－７－11	現場継手工			
3	4	7	11	1		１． 請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。	3	4	7	11	1		１． 請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。			
3	4	7	11	1		また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。	3	4	7	11	1		また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。			
3	4	7	11	1		（１） 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。請負者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥などを清掃して取り除かなければならない。	3	4	7	11	1		（１） 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。請負者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥などを清掃して取り除かなければならない。			
3	4	7	11	1		（２） 接触面を塗装する場合は、表４－４に示す条件に基づき、厚膜型無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	3	4	7	11	1		（２） 接触面を塗装する場合は、表４－４に示す条件に基づき、厚膜型無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。			
3	4	7	11	1		表４－４　厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	3	4	7	11	1		表４－５　厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PII-35の「2.2.3新設塗装仕様」の改定により修正記述した。〈図表新旧表（表）P42参照〉
3	4	7	11	1		（３）接触面に（１）、（２）以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	3	4	7	11	1		（３）接触面に（１）、（２）以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
3	4	7	11	4		４． 締付ボルト軸力については、下記の規定によるものとする。	3	4	7	11	4		４． 締付ボルト軸力については、下記の規定によるものとする。			
3	4	7	11	4		（１） セットのトルク計算値は 0.11 ～ 0.16に適合するものとする。	3	4	7	11	4		（１） セットのトルク計算値は 0.11 ～ 0.16に適合するものとする。			
3	4	7	11	4		（２） 摩擦接合及び支圧接合のボルトを 表４－５に示す設計ボルト軸力が得られるように締付るものとする。	3	4	7	11	4		（２） 摩擦接合及び支圧接合のボルトを 表４－５に示す設計ボルト軸力が得られるように締付るものとする。			
3	4	7	11	4		表４－５　設計ボルト軸内（kN）	3	4	7	11	4		表４－６　設計ボルト軸力（kN）	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P43参照〉
3	4	7	11	4		（３） 締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。	3	4	7	11	4		（３） 締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。			
3	4	7	11	4		（４） トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、その日に使用するボルトを締付以前に一つの製造ロットから５組の共試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表４－６及び表４－７に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付を行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結露等により部材が湿っているような場合には、原則として締付を行ってはならない。	3	4	7	11	4		（４） トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、その日に使用するボルトを締付以前に一つの製造ロットから５組の共試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表４－６及び表４－７に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。なお、ボルトの締付を行う場合に、降雨あるいは降雨が予想される場合または結露等により部材が湿っているような場合には、原則として締付を行ってはならない。			
3	4	7	11	4		表４－６　常温時（10℃～30℃）の締付けボルト軸力の平均値	3	4	7	11	4		表４－７　常温時（10℃～30℃）の締付けボルト軸力の平均値	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P44参照〉
3	4	7	11	4		表４－７　常温時以外の（0℃～10℃、30℃～60℃）の締付けボルト軸力の平均値	3	4	7	11	4		表４－８　常温時以外の（0℃～10℃、30℃～60℃）の締付けボルト軸力の平均値	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P45参照〉
3	4	8	0	0	第８節	橋梁現場塗装工	3	4	8	0	0	第８節	橋梁現場塗装工			
3	4	8	2	0	４－８－２	現場塗装工	3	4	8	2	0	４－８－２	現場塗装工			
3	4	8	2	4		４． 請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	3	4	8	2	4		４． 請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ、ローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PII-68の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
3	4	8	2	5		５． 請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行わなければならない。なお、素地調整は、３種ケレンとし、素地調整のグレードはSIS規格でＳｔ３以上とするものとする。	3	4	8	2	5		５． 請負者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PII-65の「5.2.1素地調整」の改定に整合させ修正記述した。
3	4	8	2	8		８． 請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。塩分付着量の測定結果がNaCl 100mg/m2 以上となった場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	3	4	8	2	8		８． 請負者は、海岸地域に架設または保管されいていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い、NaClが50mg/m^{2}以上の時は水洗いするものとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・紡織便覧PII-57に整合させ修正記述した。
3	4	8	2	9		９． 請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	3	4	8	2	9		９． 請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
3	4	8	2	9		（１） 塗布作業時の気温・湿度の制限は、表４－８に示すとおりとする。	3	4	8	2	9		（１） 塗装禁止条件は、表４－９に示すとおりとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PII-70の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
3	4	8	2	9		表４－８　塗布作業時の気温・湿度の制限	3	4	8	2	9		表４－９　塗装禁止条件	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PII-70の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。〈図表新旧表（表）46参照〉
3	4	8	2	9		（２） 降雨等で表面が濡れているとき。	3	4	8	2	9		（２） 降雨等で表面が濡れているとき。			
3	4	8	2	9		（３） 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	3	4	8	2	9		（３） 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。			
3	4	8	2	9		（４） 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	3	4	8	2	9		（４） 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。			
3	4	8	2	9		（５） 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。	3	4	8	2	9		（５） 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。			
3	4	8	2	9		（６） その他監督員が不適当と認めたとき。	3	4	8	2	9		（６） その他監督員が不適当と認めたとき。			
3	4	8	2	10		10. 請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。	3	4	8	2	10		10. 請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。			
3	4	8	2	11		11. 請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、ほけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	3	4	8	2	11		11. 請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PII-68の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
3	4	8	2	12		12. 請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。	3	4	8	2	12		12. 請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PII-66の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
3	4	8	2	15	15.	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。	3	4	8	2	15	15.	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを３０μm塗布するものとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P.Ⅱ-57「4.6.1保管・輸送」の改訂に整合させ追加記述した。
3	4	8	2	16	16.	検　査	3	4	8	2	16	16.	検　査			
3	4	8	2	16	（1）	請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	3	4	8	2	16	（1）	請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	*変更	誤植	他の条文に準拠して「等」を削除した。
3	4	8	2	16	（2）	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜測定をしなければならない。	3	4	8	2	16	（2）	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「厚」を追加記述した。
3	4	8	2	16	（3）	請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m2単位毎に 25点（１点当たり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	3	4	8	2	16	（3）	請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m2単位毎に 25点（１点当たり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。			
3	4	8	2	16	（4）	請負者は、塗膜厚の測定を、部材ごとに測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。	3	4	8	2	16	（4）	請負者は、塗膜厚の測定を、部材ごとに測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。			
3	4	8	2	16	（5）	請負者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。	3	4	8	2	16	（5）	請負者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。			
3	4	8	2	16	（6）	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	3	4	8	2	16	（6）	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。			
3	4	8	2	16	①	塗膜厚測定値（５回平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の90%以上とするものとする。	3	4	8	2	16	①	塗膜厚測定値（５回平均）の平均値は、目標塗膜厚（合計値）の90%以上とするものとする。			
3	4	8	2	16	②	塗膜厚測定値（５回平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の70%以上とするものとする。	3	4	8	2	16	②	塗膜厚測定値（５回平均）の最小値は、目標塗膜厚（合計値）の70%以上とするものとする。			
3	4	8	2	16	③	塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えないものとする。ただし、平均値が目標塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とするものとする。	3	4	8	2	16	③	塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えないものとする。ただし、平均値が目標塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とするものとする。			
3	4	8	2	16	④	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ３条件のうち１つでも不合格の場合は２倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。	3	4	8	2	16	④	平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ３条件のうち１つでも不合格の場合は２倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。			
							3	4	8	2	16	（7）	塗替え塗装の場合には、塗膜厚測定は行わないため、（1）～（6）は適用されない。	*新規	現行の施工状況に合わせ修正記述した。	新規追加。塗替え塗装の場合には、検査で塗膜厚測定は行われないため。
3	4	8	2	16	（7）	請負者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。	3	4	8	2	16	（8）	請負者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。			
3	4	8	2	16		また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を監督員に受けなければならない。	3	4	8	2	16		また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を監督員に受けなければならない。			
3	4	8	2	17	17.	記　録	3	4	8	2	17	17.	記　録			
3	4	8	2	17	（1）	請負者が記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。また、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	3	4	8	2	17	（1）	請負者が記録として作成、保管する施工管理写真は、カラー写真とする。また、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。	*変更	誤植	他の条文に準拠して「等」を削除した。
3	4	8	2	17	（2）	請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図４－２のとおり記録しなければならない。	3	4	8	2	17	（2）	請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図４－２のとおり記録しなければならない。			
3	4	8	2	17		**図４－２**	3	4	8	2	17		図４－２	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P　　Ⅱ－82「塗装記録表」の改定に整合させ修正した。〈図表新旧表（図）P2参照〉
3	4	11	0	0	**第11節**	**橋梁足場等設置工（側管理橋）**	3	4	11	0	0	**第11節**	**橋梁足場等設置工（側管理橋）**			
3	4	11	3	0	**４－11－３**	**橋梁防護工**	3	4	11	3	0	**４－11－３**	**橋梁防護工**			
3	4	11	3	1		請負者は、歩道あるいは共用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。	3	4	11	3	1		請負者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「供」へ修正記述した。
3	4	12	0	2	**第12節**	**コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）**	3	4	12	0	0	**第12節**	**コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）**			
3	4	12	2	0	**４－12－２**	**プレテンション桁製作工（購入工）**	3	4	12	2	0	**４－12－２**	**プレテンション桁製作工（購入工）**			
3	4	12	2	1	1.	請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 認定工場において製作したものを用いなければならない。	3	4	12	2	1	1.	請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場において製作したものを用いなければならない。	*変更	通達による修正	第１編　4－3－2の条文より、「認証」工場について記載する。
3	4	12	3	0	**４－12－３**	**ポストテンション桁製作工**	3	4	12	3	0	**４－12－３**	**ポストテンション桁製作工**			
3	4	12	3	2	2.	ＰＣケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。	3	4	12	3	2	2.	ＰＣケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。			
3	4	12	3	2	（1）	横組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。	3	4	12	3	2	（1）	横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならな	*変更	表現の統一	道路編の表現にあわせる
3	4	12	3	2	（6）	定着具の支圧面をＰＣ鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの機関、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。	3	4	12	3	2	（6）	定着具の支圧面をＰＣ鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「期間」へ修正記述した。
3	4	12	3	4	4.	グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。	3	4	12	3	4	4.	グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。			
3	4	12	3	4	（1）	請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	3	4	12	3	4	（1）	請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。			
3	4	12	3	4	①	グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルランドセメントを用いるものとする。	3	4	12	3	4	①	グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルランドセメントを標準とするが、それにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。	*変更	規格値の緩和による修正	JISの塩化物総量が緩和されたことにより、規制値を満足しなくなる可能性があるため
3	4	12	3	4	②	混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。	3	4	12	3	4	②	混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。			
3	4	12	3	4	③	グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。	3	4	12	3	4	③	グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。			
3	4	12	3	4	④	グラウトの材令28日における圧縮強度は、 20.0N／mm2　以上とするものとする。	3	4	12	3	4	④	グラウトの材令28日における圧縮強度は、 20.0N／mm2　以上とするものとする。			
3	4	12	3	4	⑤	グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。	3	4	12	3	4	⑤	グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。			
3	4	12	3	4	⑥	グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。	3	4	12	3	4	⑥	グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。			
3	4	12	3	4	⑦	グラウト中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m3 以下とするものとする。	3	4	12	3	4	⑦	グラウト中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m3 以下とするものとする。			
3	4	12	3	4	⑧	グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。	3	4	12	3	4	⑧	グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。			
3	4	12	3	4	（3）	グラウトの施工については、ダクト内を水洗いした後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了する。	3	4	12	3	4	（3）	グラウトの施工に先立ち、ダクト内を水洗い等により洗浄を行うとともに、ダクトが閉塞していないことを確認する。	*変更	グラウトの施工に際しての記述をより明確にする。	グラウトの施工に際しては、①ダクト内に異物がないこと、②閉塞していないこと、③水分が多い場合はグラウト品質に影響を及ぼすことに注意する必要があるため、それらを考慮した内容に変更する。
							3	4	12	3	4	（4）	グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。	*変更	グラウトの施工に際しての記述をより明確にする。	グラウトの施工に際しては、①ダクト内に異物がないこと、②閉塞していないこと、③水分が多い場合はグラウト品質に影響を及ぼすことに注意する必要があるため、それらを考慮した内容に変更する。

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
3	4	12	3	4	（4）	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。	3	4	12	3	4	（5）	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。			
3	4	12	3	4	（5）	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも５日間、５℃以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。	3	4	12	3	4	（6）	寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも５日間、５℃以上に保ち、凍結することのないように行うものとする。			
3	4	12	3	4	（6）	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。	3	4	12	3	4	（7）	暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督員の承諾を得るものとする。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。			
3	4	12	5	0	**４－12－５**	**プレキャストセグメント主桁組立工**	3	4	12	5	0	**４－12－５**	**プレキャストセグメント主桁組立工**			
3	4	12	5	2	２．	ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。	3	4	12	5	2	２．	ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。			
3	4	12	5	2	（1）	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表４－９に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後６ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としては JSCE－H101－2001　プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）（土木学会コンクリート標準示方書・規準編）によるものとする。	3	4	12	5	2	（1）	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表４－10に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後６ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としては JSCE－H101－2001　プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）（土木学会コンクリート標準示方書・規準編）によるものとする。	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P47参照〉
3	4	12	5	2		表４－９　エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	3	4	12	5	2		表４－10　エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P47参照〉
3	4	14	0	0	**第14節**	**橋梁付属物工（コンクリート管理橋）**	3	4	14	0	0	**第14節**	**橋梁付属物工（コンクリート管理橋）**			
3	4	14	8	0	**４－14－８**	**銘板工**	3	4	14	8	0	**４－14－８**	**銘板工**			
3	4	14	8	6		請負者は、橋歴板の作成については、材質はJIS Ｈ 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図４－４によらなければならない。	3	4	14	8	6		銘板工の施工については、第３編４－10－８銘板工の規定によるものとする。	*変更	他編の条文と表記を整合	河川編3編4-10-8と整合をとり修正記述した。
3	4	14	8	6		図４－４								*変更	他編の条文と表記を整合	引用文へ修正のため削除した。
3	4	16	0	6	**第16節**	**舗装工**	3	4	16	0	0	**第16節**	**舗装工**			
3	4	16	2	4	**４－16－２**	**材　料**	3	4	16	2	0	**４－16－２**	**材　料**			
3	4	16	2	3	３．	請負者は、設計図書により排水性舗装用混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督員の承諾を得なければならない。	3	4	16	2	3	３．	請負者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督員の承諾を得なければならない。	*変更	基準書の改訂	基準書の改訂（舗装施工便覧　P.117）により修正記述した。
3	4	16	6	5	**４－16－６**	**半たわみ性舗装工**	3	4	16	6	0	**４－16－６**	**半たわみ性舗装工**			
3	4	16	6	4	４．	半たわみ性舗装工の施工については、舗装施工便覧第８章８－３－８半たわみ性舗装工の規定、舗装施工便覧　第５章及び第６章 路盤の施工及び表層の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説第10章10－３－７施工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工及び基層・表層の施工の規定によるものとする。	3	4	16	6	4	４．	半たわみ性舗装工の施工については、舗装施工便覧第９章９-４-１半たわみ性舗装工の規定、舗装施工便覧　第５章及び第６章 路盤の施工及び表層の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10－３－７施工の規定、舗装再生便覧第２章２-７施工の規定によるものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧が改定されたため引用する章番号を変更した。また、プラント再生舗装技術指針が舗装再生便覧として改定され修正記述した。 アスファルト舗装工事共通仕様書解説の名称を修正。 「・同解説」→「解説」
3	4	16	7	4	**４－16－７**	**排水性舗装工**	3	4	16	7	0	**４－16－７**	**排水性舗装工**			
3	4	16	7	2	２．	排水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第8章8-3-6排水性舗装工の規定、プラント再生舗装技術指針の路盤の施工及び基層・表層の施工の規定、排水性舗装技術指針（案）の第５章施工の規定によるものとする。	3	4	16	7	2	２．	請負者は、排水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第７章ポーラスアスファルト混合物の施工、第９章９－３－１排水機能を有する舗装の規定、舗装再生便覧２－７施工の規定によるものとする。	*変更	基準書の改訂	基準書の改訂（舗装施工便覧　P.117）により修正記述した。
3	4	16	7	3	３．	排水性混合物に用いるバインダー（アスファルト）は高粘度改質アスファルトとし、表４－10の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	4	16	7	3	３．	ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトⅡ型とし、表４－11の標準的性状を満足するものでなければならない。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P117の「第７章ﾎﾟｰﾗｽｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の施工」の改定により修正記述した。
3	4	16	7	3		表４－10　高粘度改質アスファルトの標準的性状	3	4	16	7	3		表４－11　ポリマー改質アスファルトⅡ型の標準的性状	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P21の「3-3-2ｱｽﾌｧﾙﾄ表層・基層用素材」の改定により修正記述した。〈図表新旧表（表）P48参照〉
3	4	16	7	4	４．	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤を使用することとし、表４－11の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	4	16	7	4	４．	タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（ＰＫＲ－Ｔ）を使用することとし、表４－12の標準的性状を満足するものでなければならない。	*変更	基準書との整合	新しい表２－２のゴム入りアスファルト乳剤が分かりにくいため、補足した
3	4	16	7	4		表４－11　ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	3	4	16	7	4		表４－12　ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P25の「3-3-2ｱｽﾌｧﾙﾄ表層・基層用素材」の改定により修正記述した。〈図表新旧表（表）P49参照〉
3	4	16	7	5	５．	排水性舗装用混合物の配合は表４－12を標準とし、表４－13に示す目標値を満足するように決定する。	3	4	16	7	5	５．	ポーラスアスファルト混合物の配合は表４－13を標準とし、表４－14に示す目標値を満足するように決定する。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧の改定に整合させ、名称を修正した。
3	4	16	7	5		なお、排水性混合物の配合設計は、排水性舗装技術指針（案）による。排水性舗装技術指針（案）第４章４－３室内設計アスファルト量の設定に従い最適アスファルト量を設定後、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	3	4	16	7	5		なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針、舗装施工便覧に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	*変更	基準書の改訂	排水性舗装技術指針（案）が廃刊になり、舗装設計施工指針及び舗装施工便覧を基準とした。
3	4	16	7	5		表４－12　排水性混合物の標準的な粒度範囲	3	4	16	7	5		表４－13　ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	*変更	表番・名称の変更	舗装施工便覧P119および21の「第７章ﾎﾟｰﾗｽｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の施工」の改定により名称を修正記述した。また、表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P50参照〉
3	4	16	7	5		表４－13　排水性混合物の目標値	3	4	16	7	5		表４－14　ポーラスアスファルト混合物の目標値	*変更	表番・名称の変更	同上〈図表新旧表（表）P51参照〉
3	4	16	7	6	６．	混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。排水性混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。	3	4	16	7	6	６．	混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。	*変更	基準書の改訂	基準書の改訂（舗装施工便覧　P.117）により修正記述した。
3	4	16	7	7	７．	施工方法については、以下の各規定によらなければならない。	3	4	16	7	7	７．	施工方法については、以下の各規定によらなければならない。			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
3	4	16	7	7	（1）	既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督員の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）	3	4	16	7	7	（1）	既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督員の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）			
3	4	16	7	7	（2）	混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要がある上、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。	3	4	16	7	7	（2）	混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要がある上、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。			
3	4	16	7	7	（3）	排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均した排水性混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、排水性混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。	3	4	16	7	7	（3）	排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧の改定に整合させ、名称を修正した。
3	4	16	8	8	**４－16－８**	**透水性舗装工**	3	4	16	8	0	**４－16－８**	**透水性舗装工**			
3	4	16	8	1	１．	透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第８章の８－３－７透水性舗装、第３編２－６－５アスファルト舗装工の規定によるものとする。	3	4	16	8	1	１．	透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第７章ポーラスアスファルト舗装工、第３編２－６－５アスファルト舗装工の規定によるものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧の改定に整合させ、名称を修正した。
3	4	16	8	2	２．	透水性舗装用混合物の配合は表４－14を標準とし、表４－15に示す目標値を満足するように決定する。	3	4	16	8	2	２．	ポーラスアスファルト混合物の配合は表４－15を標準とし、表４－16に示す目標値を満足するように決定する。	*変更	基準書の改訂	同上
3	4	16	8	2		なお、透水性混合物の配合設計は、排水性舗装技術指針（案）による。排水性舗装技術指針（案）第４章４－３室内設計アスファルト量の設定に従い最適アスファルト量を設定後、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	3	4	16	8	2		なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針、舗装施工便覧に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	*変更	基準書の改訂	排水性舗装技術指針（案）が廃刊になり、舗装設計施工指針及び舗装施工便覧を基準とした。
3	4	16	8	2		表４－14　透水性混合物の標準的な粒度範囲	3	4	16	8	2		表４－15　ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	*変更	表番・名称の変更	舗装施工便覧の改定に整合させ、名称を修正した。また表の追加に伴い、表番について修正した。〈図表新旧表（表）P52参照〉
3	4	16	8	2		表４－15　透水性混合物の目標値	3	4	16	8	2		表４－16　ポーラスアスファルト混合物の目標値	*変更	表番・名称の変更	舗装施工便覧の改定に整合させ、名称を修正した。また表の追加に伴い、表番について修正した。〈図表新旧表（表）P53参照〉
3	4	16	9	0	**４－16－９**	**グースアスファルト舗装工**	3	4	16	9	0	**４－16－９**	**グースアスファルト舗装工**			
3	4	16	9	1	１．	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、１種ケレン（ブラスト処理）を施すものとする。	3	4	16	9	1	１．	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、原則として、素地調整程度１種（ブラスト処理）を施すものとする。	*変更	基準書の改訂	用語の変更（塗装・防食便覧）
3	4	16	9	5	５．	グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第８章８－３－９グースアスファルト舗装の規定によるものとする。	3	4	16	9	5	５．	請負者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第９章９-４-２グースアスファルト舗装の規定によるものとする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧の改定に伴い、引用する章番号を変更した。
3	4	16	9	6	６．	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定によらなければならない。	3	4	16	9	6	６．	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定によらなければならない。			
3	4	16	9	6	（1）	請負者は、接着剤に瀝青・ゴム系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。	3	4	16	9	6	（1）	請負者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P208の「第７章ﾎﾟｰﾗｽｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の施工」の改定により修正記述した。
3	4	16	9	6	（2）	接着剤の規格は表４－16、表４－17を満足するものでなければならない。	3	4	16	9	6	（2）	接着剤の規格は表４－17、表４－18を満足するものでなければならない。			
3	4	16	9	6		表４－16　接着剤の規格鋼床版用	3	4	16	9	6		表４－17　接着剤の規格鋼床版用	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P208の「9-4-2ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ」の改定により、材料名を修正記述した。 表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P54参照〉
3	4	16	9	6		表４－17　接着剤の規格コンクリート床版用	3	4	16	9	6		表４－18　接着剤の規格コンクリート床版用	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P55参照〉
3	4	16	9	6	（3）	請負者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、まず、0.2L/m2の割合でむらのないように一様に接着剤を塗布しなければならない。この層を約３時間乾燥させた後、再びその上に同じ要領によって0.2L/m2の割合で塗布しなければならない。	3	4	16	9	6	（3）	請負者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.4ℓ/m2の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2ℓ/m の割合で1層を塗布し、その層を約３時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布することとする。	*変更	基準書の整合	・接着剤の使用量としては全体で0.3～0.4L/m2とすることは舗装施工便覧における規定通りとする。 ・1度塗りとするか、2度塗りとするかについては、技術基準での規定は無いが、2度塗りを基本とし、乾燥時間も現行の通りとすることが妥当。
3	4	16	9	8	８．	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定によるものとする。	3	4	16	9	8	８．	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定によるものとする。			
3	4	16	9	8	（1）	骨材の標準粒度範囲は表４－18に適合するものとする。	3	4	16	9	8	（1）	骨材の標準粒度範囲は表４－19に適合するものとする。			
3	4	16	9	8		表４－18　骨材の標準粒度範囲	3	4	16	9	8		表４－19　骨材の標準粒度範囲	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P56参照〉
3	4	16	9	8	（2）	標準アスファルト量の規格は表４－19に適合するものとする。	3	4	16	9	8	（2）	標準アスファルト量の規格は表４－20に適合するものとする。			
3	4	16	9	8		表４－19　標準アスファルト量	3	4	16	9	8		表４－20　標準アスファルト量	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P57参照〉
3	4	16	9	9	９．	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。	3	4	16	9	9	９．	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。			
3	4	16	9	9	（1）	示方配合されたグースアスファルト混合物は表４－20の基準値を満足するものでなければならない。	3	4	16	9	9	（1）	示方配合されたグースアスファルト混合物は表４－21の基準値を満足するものでなければならない。			
3	4	16	9	9		表４－20　アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	3	4	16	9	9		表４－21　アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P58参照〉
3	4	16	9	10	10.	現場配合については、請負者は舗設に先立って本編２－３－８グースアスファルト舗装工の９項の（４）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。	3	4	16	9	10	10.	現場配合については、請負者は舗設に先立って本編４－16－９グースアスファルト舗装工の９項の（４）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「4-16-9」へ修正記述した。
3	4	16	9	11	11.	混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。	3	4	16	9	11	11.	混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。			
3	4	16	9	11	（1）	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表４－21を満足するものとする。	3	4	16	9	11	（1）	アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表４－22を満足するものとする。			
3	4	16	9	11		表４－21　アスファルトプラントにおける標準加熱温度	3	4	16	9	11		表４－22　アスファルトプラントにおける標準加熱温度	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P59参照〉

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
3	4	16	9	12	12.	敷均しの施工にあたっては、以下の各規定によらなければならない。	3	4	16	9	12	12.	敷均しの施工にあたっては、以下の各規定によらなければならない。			
3	4	16	9	12	（4）	請負者は、気温が５℃以下のときに施工してはならない。	3	4	16	9	12	（4）	請負者は、グースアスファルトの舗設作業を監督員が承諾した場合を除き、気温が５℃以下のときに施工してはならない。	*変更	他編と整合	他編のAｓ舗装工と整合を図り、1編2-6-6を参考に追記
3	4	16	9	13	13.	目地工の施工にあたっては、以下の各規定によらなければならない。	3	4	16	9	13	13.	目地工の施工にあたっては、以下の各規定によらなければならない。			
3	4	16	9	13	（4）	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表４－22の規格を満足するものでなければならない。	3	4	16	9	13	（4）	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表４－22の規格を満足するものでなければならない。			
3	4	16	9	13		表４－22　目地材の規格	3	4	16	9	13		表４－23　目地材の規格	*変更	表番の修正	表4-4の追加に伴い、表番について修正記述した。〈図表新旧表（表）P60参照〉
3	4	16	9	13	（9）	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3L/m2、構造物側面に対しては0.2L/m2、成型目地材面に対しては0.3L/m2とする。	3	4	16	9	13	（9）	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3ℓ/m2、構造物側面に対しては0.2ℓ/m2、成型目地材面に対しては0.3ℓ/m2とする。	*変更	表記の変更	
3	4	16	10	0	４－16－10	**コンクリート舗装工**	3	4	16	10	0	４－16－10	**コンクリート舗装工**			
3	4	16	10	1	1.	コンクリート舗装工の施工については、第３編２－６－６コンクリート舗装工の規定によるものとする。	3	4	16	10	1	1.	コンクリート舗装工の施工については、第３編２－６－６コンクリート舗装工の規定によるものとする。			
3	4	16	10	2	2.	アスファルト中間層施工後３L/m2程度の石粉（石粉：水＝１：１）を散布してからコンクリート舗装を施工しなければならない。								*削除	基準書の改訂	舗装施工便覧と性をとり削除した（記述が無い）。
3	4	16	10	3	3.	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	4	16	10	2	2.	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			
3	4	16	10	4	4.	粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。	3	4	16	10	3	3.	粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。			
3	4	16	10	5	5.	初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	3	4	16	10	4	4.	初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。			
3	4	16	10	6	6.	目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。	3	4	16	10	5	5.	目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。			
3	4	16	10	7	7.	横収縮目地及び縦目地は、カッター目地とし、横収縮目地は30mに１箇所程度打込み目地とする。	3	4	16	10	6	6.	横収縮目地及び縦目地は、カッタ目地とし、横収縮目地は30mに１箇所程度打込み目地とする。	*変更	基準書の改訂	舗装施工便覧P160の「8-4-7目地の施工」と整合をとり修正記述した。
3	5	0	0	0	**第５章**	**堰**	3	5	0	0	0	**第５章**	**堰**			
3	5	3	0	0	**第３節**	**工場製作工**	3	5	3	0	0	**第３節**	**工場製作工**			
3	5	3	2	0	**５－３－２**	**材　料**	3	5	3	2	0	**５－３－２**	**材　料**			
3	5	3	2	1	1.	請負者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなければならない。なお、検査については代表的な鋼板の現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数照合、数値確認とし下記によるものとする。	3	5	3	2	1		堰の材料については、第３編４－３－２材料の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の材料については、4章水門4-3-2の工場製作工の材料と同一条文のため、4-3-2材料を引用する。
3	5	3	2	1	①	代表的な鋼板を下記の規格グループ毎に原則１枚（ロットによっては最高２枚まで）を現物立会による目視及びリングマーク照合のうえ、機械試験立会のみを実施することとし、寸法その他の数値については全てミルシート等による確認をしなければならない。								*削除	前章を引用のため、削除	同上
3	5	3	2	1		（規格グループ）								*削除	同上	同上
3	5	3	2	1		第一グループ：SS400、SM400A、SM400B、SM400C（以上４規格）								*削除	同上	同上
3	5	3	2	1		第二グループ：SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B、SM520C（以上７規格）								*削除	同上	同上
3	5	3	2	1		第三グループ：SM570Q（以上１規格）								*削除	同上	同上
3	5	3	2	1	②	代表的な鋼板以外は、全てミルシートによる員数照合、数値確認とする。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	1	③	立会による材料確認結果を監督員に提出するものとする。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	2	2.	請負者は、溶接材料の使用区分を表５－１に従って設定しなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	2		表５－１　溶接材料区分								*削除	同上	同上〈図表新旧表（表）P61参照〉
3	5	3	2	2		請負者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	2		なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	2	（1）	耐候性鋼材を溶接する場合								*削除	同上	同上
3	5	3	2	2	（2）	SM490以上の鋼材を溶接する場合								*削除	同上	同上
3	5	3	2	3	3.	請負者は、被覆アーク溶接棒を表５－２に従って乾燥させなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	3		表５－２　溶接棒乾燥の温度と時間								*削除	同上	同上〈図表新旧表（表）P62参照〉
3	5	3	2	4	4.	請負者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表５－３に従って乾燥させなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	4		表５－３　フラックスの乾燥の温度と時間								*削除	同上	〈図表新旧表（表）P63参照〉
3	5	3	2	5	5.	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	5	（1）	請負者は、 JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本について、監督員の確認を得なければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	5	（2）	請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管しなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	5	（3）	請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	2	5		表５－４　塗料の熟成時間・可使時間								*削除	同上	同上〈図表新旧表（表）P64参照〉
3	5	3	2	5	（4）	請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後６カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	6	0	**５－３－６**	**鋼製伸縮継手製作工**	3	5	3	6	0	**５－３－６**	**鋼製伸縮継手製作工**			
3	5	3	6	1	1.	製作加工	3	5	3	6	1		鋼製伸縮継手製作工については、第３編４－３－４鋼製伸縮継手製作工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の鋼製伸縮継手製作工については、4章水門4-3-4の工場製作工の鋼製伸縮継手製作工と同一条文のため、4-3-4鋼製伸縮継手製作工を引用する。
3	5	3	6	1	（1）	請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具が生じるので注意するものとする。								*削除	前章を引用のため、削除	同上
3	5	3	6	1	（2）	請負者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。								*削除	同上	同上

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
3	5	3	6	1	（3）	請負者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	6	1	（4）	請負者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	6	2	2．	ボルト・ナットの施工については、第３編２－３－14桁製作工の規定によるものとする。								*削除	同上	同上
3	5	3	7	0	**５－３－７**	**落橋防止装置製作工**	3	5	3	7	0	**５－３－７**	**落橋防止装置製作工**			
3	5	3	7	1	1．	製作加工	3	5	3	7	1		落橋防止装置製作工については、第３編４－３－５落橋防止装置製作工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の落橋防止装置製作工については、4章水門4-3-5の工場製作工の落橋防止装置製作工と同一条文のため、4-3-5落橋防止装置製作工を引用する。
3	5	3	7	1		ＰＣ鋼材による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。								*削除	前章を引用のため、削除	同上
3	5	3	7	1		請負者は、ＰＣ鋼材定着部及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	7	2	2．	ボルト・ナットの施工については、第３編２－３－14桁製作工の規定によるものとする。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	0	**５－３－10**	**橋梁用防護柵製作工**	3	5	3	10	0	**５－３－10**	**橋梁用防護柵製作工**			
3	5	3	10	1	1．	製作加工	3	5	3	10	1		橋梁用防護柵製作工については、第３編４－３－７橋梁用防護柵製作工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の橋梁用防護柵製作工については、4章水門4-3-7の工場製作工の橋梁用防護柵製作工と同一条文のため、4-3-7橋梁用防護柵製作工を引用する。
3	5	3	10	1	（1）	亜鉛メッキ後に塗装仕上げをする場合								*削除	前章を引用のため、削除	同上
3	5	3	10	1	①	請負者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	1		この場合、請負者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければらない。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	1	②	請負者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）Z 27の275g/m2（両面付着量）以上とする。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	1		その場合請負者は、耐蝕性が前途以上であることを確認しなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	1	③	請負者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	1	（2）	亜鉛めっき地肌のままの場合								*削除	同上	同上
3	5	3	10	1	①	請負者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	1	②	請負者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS Ⅱ 8641（溶融亜鉛めっき）２種の（HDZ55）の550g/m2（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく２種（HDZ35）の350g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	1	③	請負者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	2	2．	ボルト・ナット								*削除	同上	同上
3	5	3	10	2	（1）	請負者は、ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条１項の製作加工（１）塗装仕上げをする場合の規定によらなければならない。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	2	（2）	請負者は、ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条１項の製作加工（２）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によらなければならない。								*削除	同上	同上
3	5	3	10	3	3．	アンカーボルトについては、本条２項ボルト・ナットの規定によるものとする。								*削除	同上	同上
3	5	3	11	0	**５－３－11**	**鋳造費**	3	5	3	11	0	**５－３－11**	**鋳造費**			
3	5	3	11	3		請負者は、橋歴板の材質については、JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）によらなければならない。	3	5	3	11	3		鋳造費については、第３編４－３－８鋳造費の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の鋳造費については、4章水門4-3-8の工場製作工の鋳造費と同一条文のため、4-3-8鋳造費を引用する。
3	5	3	12	0	**５－３－12**	**アンカーフレーム製作工**	3	5	3	12	0	**５－３－12**	**アンカーフレーム製作工**			
3	5	3	12	2	2．	請負者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表５-５によらなければならない。	3	5	3	12	2	2．	請負者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表５-１によらなければならない。	*変更	表番の修正	表の削除に伴い表番を修正した。
3	5	3	12	2		表５－５　ねじの種類、ピッチ及び精度	3	5	3	12	2		表５－１　ねじの種類、ピッチ及び精度	*変更	表番の修正	同上〈図表新旧表（表）P65参照〉
3	5	3	13	0	**５－３－13**	**仮設材製作工**	3	5	3	13	0	**５－３－13**	**仮設材製作工**			
3	5	3	13	2		請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	3	5	3	13	2		仮設材製作工については、第３編４－３－９仮設材製作工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の工場製作工の仮設材製作工については、4章水門4-3-9の工場製作工の仮設材製作工と同一条文のため、4-3-9仮設材製作工を引用する。
3	5	4	0	0	**第４節**	**可動堰本体工**	3	5	4	0	0	**第４節**	**可動堰本体工**			
3	5	4	8	0	**５－４－８**	**床版工**	3	5	4	8	0	**５－４－８**	**床版工**			
3	5	4	8	1	1．	請負者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。	3	5	4	8	1		床版工の施工については、第３編４－４－７床版工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の可動堰本体工の床版工の施工については、4章水門4-4-7の水門本体工の床版工と同一条文のため、4-4-7床版工を引用する。
3	5	4	8	2	2．	請負者は、コンクリート打設にあたっては、床版工１ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。								*削除	前章を引用	同上
3	5	4	8	3	3．	請負者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。								*削除	前章を引用	同上
3	5	4	8	3		なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチッピング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。								*削除	前章を引用	同上

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
3	5	4	8	4	4.	請負者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティーに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。								*削除	前章を引用	同上
3	5	4	9	4	５－４－９	堰柱工	3	5	4	9	0	５－４－９	堰柱工			
3	5	4	9	1	1.	請負者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確保しなければならない。	3	5	4	9	1		堰柱工については、第３編４－４－８堰柱工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の可動堰本体工の堰柱工については、4章水門4-4-8の水門本体工の堰柱工と同一条文のため、4-4-8堰柱工を引用する。
3	5	4	9	2	2.	請負者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱工１ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。								*削除	前章を引用	同上
3	5	4	9	3	3.	埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第６編５－４－８床版工第３項及び第４項の規定によるものとする。								*削除	前章を引用	同上
3	5	4	11	3	５－４－11	ゲート操作台工	3	5	4	11	0	５－４－11	ゲート操作台工			
3	5	4	11	1	1.	請負者は、コンクリート打設にあたっては、操作台１ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。	3	5	4	11	1		ゲート操作台工については、第３編４－４－10ゲート操作台工の規定によるものとする。	*変更	前章を引用	堰の可動堰本体工のゲート操作台工については、4章水門4-4-10の水門本体工のゲート操作台工と同一条文のため、4-4-10ゲート操作台工を引用する。
3	5	4	11	2	2.	請負者は、操作台開孔部の施工については、設計図書に従い補強しなければならない。								*削除	前章を引用	同上
3	6	0	9	4	第６章	排水機場	3	6	0	0	0	第６章	排水機場			
3	6	2	0	4	第２節	適用すべき諸基準	3	6	2	0	0	第２節	適用すべき諸基準			
3	6	2	0	4		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	3	6	2	0	4		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
3	6	2	0	4		ダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）	3	6	2	0	4		ダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）			
3	6	2	0	4		建設省　仮締切堤設置基準（案）　（平成10年６月）	3	6	2	0	4		建設省　仮締切堤設置基準（案）　（平成10年６月）			
3	6	2	0	4		河川ポンプ施設技術協会　揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成８年３月）	3	6	2	0	4		河川ポンプ施設技術協会　揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成13年）	*変更	基準書の改訂年月日の変更	適用する諸基準「揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説」は、「平成13年」に改訂されたため修正記述した。
3	6	2	0	4		河川ポンプ施設技術協会　揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説（平成８年３月）	3	6	2	0	4		河川ポンプ施設技術協会　揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説（平成13年）	*変更	基準書の改訂年月日の変更	適用する諸基準「揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説」は、「平成13年」に改訂されたため修正記述した。
3	8	0	6	3	第８章	河川維持	3	8	0	0	0	第８章	河川維持			
3	8	7	0	2	第７節	路面補修工	3	8	7	0	0	第７節	路面補修工			
3	8	7	4	2	８－７－４	コンクリート舗装補修工	3	8	7	4	0	８－７－４	コンクリート舗装補修工			
3	8	7	4	12	12.	請負者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。	3	8	7	4	12	12.	請負者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。			
3	8	7	4	12		なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤0. 8l/m2程度を塗布のうえ張付なければならない。	3	8	7	4	12		なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤0.8ℓ/m2程度を塗布のうえ張付なければならない。	*変更	単位表記の修正	単位表記を分かりやすくした。
3	8	12	0	5	第12節	植栽維持工	3	8	12	0	0	第12節	植栽維持工			
3	8	12	2	5	８－12－２	材　料	3	8	12	2	0	８－12－２	材　料			
3	8	12	2	1	1.	請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に監督員に品質証明書等の、確認を得なければならない。	3	8	12	2	1	1.	請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を得なければならない。	*変更	訂正	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も考えられる事から、「品質を証明する資料」に変更する。
3	8	12	2	1		なお、薬剤については農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくものとしなければならない。	3	8	12	2	1		なお、薬剤については農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくものとしなければならない。			
3	8	12	2	2	2.	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるよう移植または、根廻しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とする。	3	8	12	2	2	2.	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とする。	*変更	誤植	誤植により修正記述した。
3	8	12	3	7	８－12－３	樹木・芝生管理工	3	8	12	3	0	８－12－３	樹木・芝生管理工			
3	8	12	3	9	9.	請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置及び関係機関への連絡を行なうとともに監督員に報告し指示により修復しなければならない。	3	8	12	3	9	9.	請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置及び関係機関への連絡を行なうとともに監督員に報告し指示により修復しなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。	*変更	他編の条文と表記を整合	他編の条文と整合を図るため、規定を追加修正した。
3	9	0	1	2	第９章	河川修繕	3	9	0	0	0	第９章	河川修繕			
3	9	2	0	5	第２節	適用すべき諸基準	3	9	2	0	0	第２節	適用すべき諸基準			
3	9	2	0	5		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	3	9	2	0	5		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
3	9	2	0	5		日本道路協会　鋼道路橋塗装便覧	3	9	2	0	5		日本道路協会　鋼道路橋塗装・防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「鋼道路橋塗装便覧」は、「平成17年12月」に改訂されたため修正記述した。
3	9	2	0	5		日本道路協会　道路維持修繕要綱	3	9	2	0	5		日本道路協会　道路維持修繕要綱			
3	9	2	0	5		ダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）	3	9	2	0	5		ダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）			
3	9	2	0	5		河川ポンプ施設技術協会　揚排水ポンプ設備技術基準（案）解説（平成８年３月）	3	9	2	0	5		河川ポンプ施設技術協会　揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成13年）	*変更	基準書の改訂年月日の変更	適用する諸基準「揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説」は、「平成13年」に改訂されたため修正記述した。
3	9	6	0	5	第６節	管理用通路工	3	9	6	0	0	第６節	管理用通路工			
3	9	6	5	3	９－６－５	舗装打換え工	3	9	6	5	0	９－６－５	舗装打換え工			
3	9	6	5	2	2.	舗　設	3	9	6	5	2	2.	舗　設			
3	9	6	5	2		請負者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	3	9	6	5	2		請負者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。			
3	9	6	5	2	（1）	シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。	3	9	6	5	2	（1）	シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。			
3	9	6	5	2	（2）	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念が持たれた場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。								*削除	誤植	道路編11-3-4舗装打換え工と整合させ、道路編の条文を引用した。1項の2）と同様の条文となっているため削除。
							3	9	6	5	2	（2）	舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。	*新規	他編と整合	上記の理由により、道路編と整合させ追加記述した。

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
3	9	6	5	2	（3）	交通解放時の舗装表面の温度は、監督員の指示による場合を除き、50℃以下としなければならない。	3	9	6	5	2	（3）	交通解放時の舗装表面の温度は、監督員の指示による場合を除き、50℃以下としなければならない。			
3	9	7	0	3	第７節	現場塗装工	3	9	7	0	0	第７節	現場塗装工			
3	9	7	3	4	９－７－３	付属物塗装工	3	9	7	3	0	９－７－３	付属物塗装工			
3	9	7	3	1	１．	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。	3	9	7	3	1	１．	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。			
3	9	7	3	1	（1）	2、3、4種ケレン								*削除	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧　PⅡ－111の「表－Ⅱ.7.10」の改定に整合させ削除した。
3	9	7	3	1	①	さびが発生している場合								*削除	同上	同上
3	9	7	3	1		表９－１	3	9	7	3	1		表９－１　素地調整程度と作業内容	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧　PⅡ－111の「表－Ⅱ.7.10」の改定に整合させ追加記述した。〈図表新旧表（表）P66参照〉
3	9	7	3	1	②	さびがなくわれ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。								*削除	基準書の改訂	同上
3	9	7	3	1		表９－２								*削除	基準書の改訂	同上〈図表新旧表（表）P67参照〉
3	9	7	3	2	２．	請負者は、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。測定結果で、塩分付着量がNaCl 100mg/m2以上となった場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	3	9	7	3	2	２．	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いするものとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・紡織便覧PⅡ-57に整合させ修正記述した。
3	9	7	3	3	３．	第１種素地調整の施工については、第６編４－８－２現場塗装工の規定によるものとする。	3	9	7	3	3	３．	素地調整程度１種の施工については、第６編４－８－２現場塗装工の規定によるものとする。	*変更	基準書の改訂	用語の変更（塗装・防食便覧）
3	9	7	3	4	４．	請負者は、第１種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。	3	9	7	3	4	４．	請負者は、素地調整程度１種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。	*変更	基準書の改訂	用語の変更（塗装・防食便覧）
3	9	7	3	5	５．	第１種素地調整を行った場合の下塗りの施工については、第６編４－８－２現場塗装工の規定によるものとする。	3	9	7	3	5	５．	素地調整程度１種を行った場合の下塗りの施工については、第６編４－８－２現場塗装工の規定によるものとする。	*変更	基準書の改訂	用語の変更（塗装・防食便覧）
4	0	0	0	0	第４編	河川海岸編	4	0	0	0	0	第４編	河川海岸編			
4	1	0	0	0	第１章	堤防・護岸	4	1	0	0	0	第１章	堤防・護岸			
4	1	3	0	0	第３節	護岸基礎工	4	1	3	0	0	第３節	護岸基礎工			
4	1	3	2	0	１－３－２	材　料	4	1	3	2	0	１－３－２	材　料			
4	1	3	2	2	２．	護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	4	1	3	2	2	２．	護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。	*変更	割ぐり石の品質を確保する内容を追加	割ぐり石の品質を確保するため、監督員の承諾の規定を追加した。
4	1	3	5	0	１－３－５	場所打コンクリート工	4	1	3	5	0	１－３－５	場所打コンクリート工			
							4	1	3	5	1	１．	請負者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	*新規	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用した。
4	1	3	5	1	１．	請負者は、場所打コンクリート基礎の施工に当たっては、基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。	4	1	3	5	2	２．	請負者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。			
4	1	3	5	2	２．	請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合には設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	4	1	3	5	3	３．	請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合には設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
4	1	3	5	3	３．	請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速５cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。	4	1	3	5	4	４．	請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	*変更	条文の重複を避け、削除	１項の条文を挿入することにより、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートからよみとれるため。
4	1	3	5	4	４．	請負者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	4	1	3	5	5	５．	請負者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。			
4	1	3	5	5	５．	コンクリート打設後の施工については、第１編４－６－９養生の規定によるものとする。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	4	1	3	5	6	６．	コンクリート打設後の施工については、第１編４－６－９養生の規定によるものとする。なお、養生用水に海水を使用してはならない。			
4	1	3	5	6	６．	請負者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。	4	1	3	5	7	７．	請負者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。			
4	1	3	5	7	７．	請負者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型としなければならない。	4	1	3	5	8	８．	請負者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型としなければならない。			
4	1	3	6	0	１－３－６	海岸コンクリートブロック工	4	1	3	6	0	１－３－６	海岸コンクリートブロック工			
4	1	3	6	10	10.	請負者は、コンクリートブロックの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	4	1	3	6	10	10.	請負者は、コンクリートブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「ワイヤー」へ修正記述した。
4	1	3	7	0	１－３－７	笠コンクリート工	4	1	3	7	0	１－３－７	笠コンクリート工			
4	1	3	7	1	１．	笠コンクリートの施工については、第１編４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	4	1	3	7	1	１．	笠コンクリートの施工については、第１編４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。			
							4	1	3	7	2	２．	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第１編２－５－３コンクリートブロック工の規定によるものとする。	*変更	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-4-3笠コンクリート工の条文に準拠し、第1編2-5-3ンクリートブロック工の規定を引用した。
4	1	3	7	2	２．	請負者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	4	1	3	7	3	３．	請負者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。			
4	1	3	7	3	３．	プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないよう施工しなければならない。	4	1	3	7	4	４．	プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないよう施工しなければならない。			
4	1	4	0	0	第４節	護岸工	4	1	4	0	0	第４節	護岸工			
4	1	4	2	0	１－４－２	材　料	4	1	4	2	0	１－４－２	材　料			
4	1	4	2	6	６．	合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	4	1	4	2	6	６．	合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			
							4	1	4	2	7	７．	請負者はアスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	*新規	他編の条文と表記を整合	4編2-3-5吸出し防止工の表記を参考に工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追加記述した。
4	1	4	2	7	７．	護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。	4	1	4	2	8	８．	護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。			
4	1	5	0	0	第５節	擁壁工	4	1	5	0	0	第５節	擁壁工			
4	1	5	3	0	１－５－３	場所打擁壁工	4	1	5	3	0	１－５－３	場所打擁壁工			
							4	1	5	3	1	１．	場所打擁壁工の施工については、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	*追加	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用した。
4	1	5	3	1	１．	請負者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。	4	1	5	3	2	２．	請負者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
4	1	5	3	2	2.	現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、第４編１－４－５コンクリート被覆工の規定によるものとする。	4	1	5	3	3	3.	現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、第４編１－４－５コンクリート被覆工の規定によるものとする。			
4	1	5	3	3	3.	請負者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	4	1	5	3	4	4.	請負者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。			
4	1	9	0	0	第９節	カルバート工	4	1	9	0	0	第９節	カルバート工			
4	1	9	3	0	１－９－３	プレキャストカルバート工	4	1	9	3	0	１－９－３	プレキャストカルバート工			
4	1	9	3	3	3.	請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工－ボックスカルバート工指針　４－２－２（２）敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	4	1	9	3	3	3.	請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工－カルバート工指針　４－２－２（２）敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	*変更	誤植	誤植により、「カルバート」へ修正記述した。
4	1	10	0	0	第10節	排水構造物工	4	1	10	0	0	第10節	排水構造物工			
4	1	10	5	0	１－10－５	管渠工	4	1	10	5	0	１－10－５	管渠工			
4	1	10	5	7	7.	請負者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。	4	1	10	5	7	7.	請負者は、コルゲートパイプの布設にあたり次の事項により施工しなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「次」へ修正記述した。
4	1	10	5	8	8.	請負者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について下記の事項により施工しなければならない。	4	1	10	5	8	8.	請負者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について次の事項により施工しなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「次」へ修正記述した。
4	1	10	6	0	１－10－６	場所打水路工	4	1	10	6	0	１－10－６	場所打水路工			
							4	1	10	6	1	1.	場所打水路工の施工に当たっては、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	*追加	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用した。
4	1	10	6	1	1.	請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示によるものとする。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	4	1	10	6	2	2.	請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示によるものとする。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
4	1	10	6	2	2.	請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速５cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。	4	1	10	6	3	3.	請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	*変更	条文の重複を避け、削除	１項の条文を挿入することにより、第1編4章無筋・鉄筋コンクリートからよみとれるため。
4	1	10	6	3	3.	請負者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	4	1	10	6	4	4.	請負者は、コンクリート打込みに当たっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。			
4	1	10	6	4	4.	請負者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水の流動を防がなければならない。	4	1	10	6	5	5.	請負者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水の流動を防がなければならない。			
4	1	10	6	5	5.	請負者は、止水板を施工するに当たっては、めくれ、曲げが生じないようまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	4	1	10	6	6	6.	請負者は、止水板を施工するに当たっては、めくれ、曲げが生じないようまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。			
4	2	13	4	0	第２章	突堤・人工岬	4	2	0	0	0	第２章	突堤・人工岬			
4	2	4	0	0	第４節	突堤本体工	4	2	4	0	0	第４節	突堤本体工			
4	2	4	1	0	２－４－１	一般事項	4	2	4	1	0	２－４－１	一般事項			
4	2	4	1	2	2.	請負者は、突堤本体のコンクリート施工に当たっては、原則として水中打込みを行ってはならない。	4	2	4	1	2	2.	請負者は、突堤本体のコンクリート施工に当たっては、第１編４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	*変更	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用した。
4	2	4	4	0	２－４－４	被覆ブロック工	4	2	4	4	0	２－４－４	被覆ブロック工			
4	2	4	4	2	2.	請負者は、被覆ブロックの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤ等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	4	2	4	4	2	2.	請負者は、被覆ブロックの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「ワイヤー」へ修正記述した。
4	2	4	10	0	２－４－10	場所打コンクリート工	4	2	4	10	0	２－４－10	場所打コンクリート工			
4	2	4	10	0		場所打コンクリート工の施工については、第４編１－３－５場所打コンクリート工の規定によるものとする。	4	2	4	10	0		請負者は、場所打コンクリート工の施工については、第１編４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	*変更	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用した。
4	3	6	3	0	第３章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	4	3	0	0	0	第３章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）			
4	3	4	0	0	第４節	海域堤本体工	4	3	4	0	0	第４節	海域堤本体工			
4	3	4	6	0	３－４－６	場所打コンクリート工	4	3	4	6	0	３－４－６	場所打コンクリート工			
4	3	4	6	0		場所打コンクリート工の施工については、第４編１－３－５場所打コンクリート工の規定によるものとする。	4	3	4	6	0		請負者は、場所打コンクリート工の施工については、第１編４章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	*変更	他編の条文と表記を整合	3編河川編1-6-3場所打擁壁工の条文に準拠し、第1編第4章無筋・鉄筋コンクリートの規定を引用した。
4	4	4	6	0	第４章	浚渫（海）	4	4	0	0	0	第４章	浚渫（海岸）	*変更	工事工種体系の変更	工事工種体系の変更により「浚渫（海岸）」へ修正記述した。
4	4	2	0	0	第２節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	4	4	2	0	0	第２節	浚渫工（ポンプ浚渫船）			
4	4	2	3	0	４－２－３	作業船及び機械運転工	4	4	2	3	0	４－２－３	作業船及び機械運転工			
4	4	2	3	0		請負者は、浚渫に当たり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなければならない。	4	4	2	3	0		請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、第３編２－２－３作業船及び機械運転工の規定によるものとする。	*変更	同一内容の条文を引用し、省略	3編河川編2-2-3作業船および機械運転工に同一条文があるため省略
4	4	2	4	0	４－２－４	配土工	4	4	2	4	0	４－２－４	配土工			
4	4	2	4	1	1.	請負者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。	4	4	2	4	0		請負者は、配土工にあたっては、第３編２－２－４配土工の規定によるものとする。	*変更	同一内容の条文を引用し、省略	3編河川編2-2-4配土工に同一条文があるため省略
4	4	4	0	0	第４節	浚渫土処理工	4	4	4	0	0	第４節	浚渫土処理工			
4	4	4	1	0	４－４－１	一般事項	4	4	4	1	0	４－４－１	一般事項			
4	4	4	1	0		本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	4	4	4	1	0		本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これらに類する工種について定めるものとする。			
4	4	4	2	0	４－４－２	浚渫土処理工	4	4	4	2	0	４－４－２	浚渫土処理工			
							4	4	4	2	1		請負者は、浚渫土処理工にあたっては、第３編２－５－２浚渫土処理工の規定によるものとする。	*新規	同一条文があるため引用	3編河川編2-5-2浚渫土処理工に同一条文があるため引用した。
4	4	4	2	1	1.	請負者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。								*削除	同一条文を引用し、省略	同上
4	4	4	2	2	2.	請負者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造とするものとする。								*削除	同上	同上
4	4	4	2	3	3.	請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに監督員と設計図書に関して協議しなければならない。								*削除	同上	同上
4	4	4	2	4	4.	請負者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなければならない。								*削除	同上	同上
4	4	4	2	5	5.	請負者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。								*削除	同上	同上
5	0	0	0	0	第５編	砂　防　編	5	0	0	0	0	第５編	砂　防　編			
5	1	0	0	0	第１章	砂防えん堤	5	1	0	0	0	第１章	砂防えん堤			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
5	1	2	0	0	第２節	**適用すべき諸基準**	5	1	2	0	0	第２節	**適用すべき諸基準**			
5	1	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	5	1	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。			
5	1	2	0	0		土木学会　コンクリート標準示方書（規準編）	5	1	2	0	0		土木学会　コンクリート標準示方書（規準編）			
5	1	2	0	0		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）	5	1	2	0	0		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）			
5	1	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）	5	1	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）			
5	1	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装便覧	5	1	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装・防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「鋼道路橋塗装便覧」は、「平成17年12月」に改訂されたため修正記述した。
5	1	3	0	0	第３節	**工場製作工**	5	1	3	0	0	第３節	**工場製作工**			
5	1	3	2	0	１－３－２	**材　料**	5	1	3	2	0	１－３－２	**材　料**			
5	1	3	2	5	５．	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	5	1	3	2	5	５．	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。			
							5	1	3	2	5	（４）	請負者は、塗料の可使時間は、表１－４の基準を遵守しなければならない。	*新規	引用文の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追加記述した。
5	1	3	2	5		表１－４　多液型塗料の熟成時間・可使時間	5	1	3	2	5		表１－４　塗料の可使時間	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-67の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。〈図表新旧表（表）P68参照〉
5	1	3	2	5	（４）	請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後６カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	5	1	3	2	5	（５）	請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後６カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。			
5	1	7	0	0	第７節	**鋼製えん堤工**	5	1	7	0	0	第７節	**鋼製えん堤工**			
5	1	7	10	0	１－７－10	**現場塗装工**	5	1	7	10	0	１－７－10	**現場塗装工**			
5	1	7	10	4	４．	請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	5	1	7	10	4	４．	請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ、ローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-68の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
5	1	7	10	5	５．	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	5	1	7	10	5	５．	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。			
5	1	7	10	5	（１）	１種ケレンについては、第１編２－３－15工場塗装工の規定によるものとする。	5	1	7	10	5	（１）	素地調整程度１種については、第１編２－３－15工場塗装工の規定によるものとする。	*変更	基準書の改訂	用語の変更（塗装・防食便覧）
5	1	7	10	6	６．	請負者は、素地調整にあっては第３種ケレンを行わなければならない。	5	1	7	10	6	６．	請負者は、素地調整にあっては素地調整程度３種を行わなければならない。	*変更	基準書の改訂	用語の変更（塗装・防食便覧）
5	1	7	10	9	９．	請負者は、海上輸送部材・海岸部に組立された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。	5	1	7	10	9	９．	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いするものとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-57に整合させ修正記述した。
5	1	7	10	9		塩分付着量の測定結果がNaCl 100mg/m2以上となった場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。								*変更	同上	同上
5	1	7	10	10	10.	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	5	1	7	10	10	10.	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
5	1	7	10	10	（１）	塗布作業時の気温・湿度の制限は、表１－５に示すとおりとする。	5	1	7	10	10	（１）	塗装禁止条件は、表１－５に示すとおりとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-64の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
5	1	7	10	10		表１－５　塗布作業時の気温・湿度の制限	5	1	7	10	10		表１－５　塗装禁止条件	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-70の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。〈図表新旧表（表）P69参照〉
5	1	7	10	12	12.	請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	5	1	7	10	12	12.	請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-68の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
5	1	7	10	13	13.	請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。	5	1	7	10	13	13.	請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-66の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
5	1	7	10	15	15.	下塗り	5	1	7	10	15	15.	下塗り			
5	1	7	10	15	（５）	請負者は、第１種の素地調整を行ったときは、４時間以内に金属前処理塗装を施さなければならない。	5	1	7	10	15	（５）	請負者は、素地調整程度１種を行ったときは、４時間以内に金属前処理塗装を施さなければならない。	*変更	基準書の改訂	用語の変更（塗装・防食便覧）
5	1	7	10	17	17.	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。	5	1	7	10	17	17.	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを３０μm塗布するものとする。	*変更	基準書の改訂	基準書の改訂（鋼道路橋塗装・防食便覧　PⅡ－35）による修正記述した。
5	1	7	10	18	18.	検査	5	1	7	10	18	18.	検査			
5	1	7	10	18	（２）	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜測定をしなければならない。	5	1	7	10	18	（２）	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「厚」を追加記述した。
5	1	7	10	19	19.	記録	5	1	7	10	19	19.	記録			
5	1	7	10	19	（２）	請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートをもって図１－１のとおり記録しなければならない。	5	1	7	10	19	（２）	請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートをもって図１－１のとおり記録しなければならない。			
5	1	7	10	19		図１－１	5	1	7	10	19		図１－１	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧P　Ⅱ－82「塗装記録表」の改定に整合させ修正した。〈図表新旧表（図）P2参照〉
5	3	0	0	0	第３章	**斜面対策**	5	3	0	0	0	第３章	**斜面対策**			
5	3	2	0	0	第２節	**適用すべき諸基準**	5	3	2	0	0	第２節	**適用すべき諸基準**			
5	3	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	5	3	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
5	3	2	0	0		全国治水砂防協会　新斜面崩壊防止工事の設計と実例	5	3	2	0	0		全国治水砂防協会　新斜面崩壊防止工事の設計と実例			
5	3	2	0	0		急傾斜地崩壊防止工事技術指針	5	3	2	0	0		急傾斜地崩壊防止工事技術指針			
5	3	2	0	0		全国特定法面保護協会　のり枠工の設計施工指針	5	3	2	0	0		全国特定法面保護協会　のり枠工の設計施工指針			
5	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針	5	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針			
5	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針	5	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針			
5	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工指針－仮設構造物工指針	5	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工指針－仮設構造物工指針			
5	3	2	0	0		土木研究センター　補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル	5	3	2	0	0		土木研究センター　補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル			
5	3	2	0	0		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	5	3	2	0	0		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説			
5	3	2	0	0		ＰＣフレーム協会　ＰＣフレームアンカー工法設計・施工の手引き	5	3	2	0	0		ＰＣフレーム協会　ＰＣフレーム工法設計・施工の手引き	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「ＰＣフレームアンカー工法設計・施工の手引き」は、「平成17年7月」に改訂、名称変更されたため修正記述した。
5	3	2	0	0		地すべり対策技術協会　地すべり鋼管杭設計要領	5	3	2	0	0		地すべり対策技術協会　地すべり鋼管杭設計要領			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
5	3	2	0	0		地すべり対策技術協会　地すべり対策技術設計実施要領（第三分冊）	5	3	2	0	0		地すべり対策技術協会　地すべり対策技術設計実施要領（第三分冊）			
5	3	2	0	0		くい挿入工、アンカー工事								*削除	基準書の廃止	適用する諸基準「くい挿入工、アンカー工事」は、廃刊。
5	3	2	0	0		地すべり対策技術協会　地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊）	5	3	2	0	0		地すべり対策技術協会　地すべり対策技術設計実施要領（第四分冊）			
5	3	2	0	0		集水井工事、排水ボーリング工事								*削除	基準書の廃止	基準書の廃止のため、削除
5	3	3	0	0	第３節	法面工	5	3	3	0	0	第３節	法面工			
5	3	3	6	0	３－３－６	アンカー工（プレキャストコンクリート板）	5	3	3	6	0	３－３－６	アンカー工（プレキャストコンクリート板）			
5	3	3	6	1	1.	請負者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。	5	3	3	6	1	1.	請負者は、ＰＣ法枠工の施工については第１編１－１－５施工計画書第１項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。	*変更	誤植	前回の改定時にアンカー工の条文を挿入してしまったため差し換え
5	3	3	6	2	2.	請負者は、本条１項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督員に報告し、その処理対策については監督員の指示によらなければならない。	5	3	3	6	2	2.	請負者は、ＰＣ法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。	*変更	同上	同上
5	3	3	6	3	3.	請負者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。	5	3	3	6	3	3.	請負者は、ＰＣ法枠工の基面処理の施工において、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	*変更	同上	同上
5	3	3	6	4	4.	請負者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	5	3	3	6	4	4.	請負者は、基面とＰＣ法枠の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、ＰＣ法枠にがたつきがないように施工しなければならない。	*変更	同上	同上
5	3	3	6	5	5.	請負者は、削孔水の使用については清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。	5	3	3	6	5	5.	アンカーの施工については、第５編３-３-７抑止アンカー工の規定によるものとする。	*変更	同上	同上
5	3	3	6	6	6.	請負者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。	5	3	3	6	6	6.	請負者は、ＰＣフレーム板の中に納まるアンカー頭部は、錆や腐食に対して十分な防食処理をしなければならない。	*新規	基準書の改訂	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、PCフレーム工法設計・施工の手引き（P.29）の改訂に整合させ、追加記述した。
5	3	3	6	7	7.	請負者は、材料を保管する場合は、保管場所は水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。	5	3	3	6	7	7.	請負者は、設計図書に示す場合を除き、アンカー頭部が露出しないように施工しなければならない。	*新規	同上	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、PCフレーム工法設計・施工の手引き（P.30）の改訂に整合させ、追加記述した。
5	3	3	6	8	8.	請負者は、アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。	5	3	3	6	8	8.	請負者は、ＰＣ法枠のジョイント部の接続または目地工を施工する場合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。	*変更	誤植	前回の改定時にアンカー工の条文を挿入してしまったため差し換え
5	3	3	6	9	9.	請負者は、アンカー体注入には、置換注入と加圧注入により行い、アンカー体が所定の位置に形成されるように正確に挿入しなければならない。	5	3	3	6	9	9.	請負者は、ＰＣ法枠工の施工にあたっては、ＰＣフレーム工法設計・施工の手引き４章施工の規定によらなければならない。	*変更	同上	同上
5	3	3	6	10	10.	請負者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実に行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。								*変更	同上	同上
5	3	3	6	11	11.	請負者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。								*変更	同上	同上
5	3	3	6	11		なお、試験方法は グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第８章試験によるものとする。								*変更	同上	同上
5	3	4	0	0	第４節	擁壁工	5	3	4	0	0	第４節	擁壁工			
5	3	4	5	0	３－４－５	プレキャスト擁壁工	5	3	4	5	0	３－４－５	プレキャスト擁壁工			
							5	3	4	5	1	1.	請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	*新規	他編の条文と表記を整合	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、河川編1-6-4に準拠し、追加記述した。
							5	3	4	5	2	2.	請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	*新規	同上	同上
5	3	4	5	0		請負者は、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	5	3	4	5	3	3.	請負者は、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。			
5	3	8	0	0	第８節	抑止杭工	5	3	8	0	0	第８節	抑止杭工			
5	3	8	3	0	３－８－３	既製杭工	5	3	8	3	0	３－８－３	既製杭工			
5	3	8	3	1	1.	既製杭工の施工については、第１編２－４－４既製杭工の規定によるものとする。	5	3	8	3	1	1.	既製杭工の施工については、第１編２－４－４既製杭工の規定によるものとする。			
							5	3	8	3	2	2.	請負者は、鋼管杭材について機械的な方法で接合する場合は、確実に接合しなければならない。	*新規	基準書の改訂	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、地すべり鋼管杭設計要領（P.130）の改訂に整合させ、追加記述した。
5	3	8	3	2	2.	請負者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。	5	3	8	3	3	3.	請負者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。			
							5	3	8	3	4	4.	請負者は、杭挿入孔の掘削の施工については、削孔用水の地中への漏水は極力抑えるように施工しなければならない。	*新規	同上	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、地すべり鋼管杭設計要領（P.130）の改訂に整合させ、追加記述した。
5	3	8	3	3	3.	請負者は、杭の建て込みにあたっては、各削孔完了後にただちに挿入しなければならない。	5	3	8	3	5	5.	請負者は、杭の建て込みにあたっては、各削孔完了後にただちに挿入しなければならない。			
5	3	8	3	4	4.	請負者は、既製杭工の施工にあたっては、掘進用刃先、拡孔錐等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるよう配慮しておかなければならない。	5	3	8	3	6	6.	請負者は、既製杭工の施工にあたっては、掘進用刃先、拡孔錐等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるよう配慮しておかなければならない。			
6	0	0	0	0	第６編	道　路　編	6	0	0	0	0	第６編	道　路　編			
6	1	0	0	0	第１章	道路改良	6	1	0	0	0	第１章	道路改良			
6	1	2	0	0	第２節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	第２節	適用すべき諸基準			
6	1	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	6	1	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6	1	2	0	0		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	6	1	2	0	0		地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説			
6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―施工指針	6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―施工指針			
6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―のり面工・斜面安定工指針	6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―のり面工・斜面安定工指針			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―擁壁工指針	6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―擁壁工指針			
6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―カルバート工指針	6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―カルバート工指針			
6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―仮設構造物工指針	6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―仮設構造物工指針			
6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―排水工指針	6	1	2	0	0		日本道路協会　道路土工―排水工指針			
6	1	2	0	0		全日本建設技術協会　土木構造物標準設計 第２巻	6	1	2	0	0		全日本建設技術協会　土木構造物標準設計 第２巻			
6	1	2	0	0		（社）全国特定法面保護協会　のり枠工の設計・施工指針	6	1	2	0	0		（社）全国特定法面保護協会　のり枠工の設計・施工指針			
6	1	2	0	0		日本道路協会　落石対策便覧	6	1	2	0	0		日本道路協会　落石対策便覧			
6	1	2	0	0		建設省　道路遮音壁設置基準　（昭和49年10月）								*削除	実態と整合	30年前の基準であり、既に実務で採用していないことから削除する。
6	1	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装便覧	6	1	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装・防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「鋼道路橋塗装便覧」は、「平成17年12月」に改訂されたため修正記述した。
6	1	2	0	0		土木研究センター　ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	6	1	2	0	0		土木研究センター　ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル			
6	1	2	0	0		土木研究センター　補強土（テールアルメ）壁工法設計施工マニュアル	6	1	2	0	0		土木研究センター　補強土（テールアルメ）壁工法設計施工マニュアル			
6	1	2	0	0		土木研究センター　多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル	6	1	2	0	0		土木研究センター　多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル			
6	1	2	0	0		日本道路協会　道路防雪便覧	6	1	2	0	0		日本道路協会　道路防雪便覧			
6	1	7	0	0	**第７節**	**カルバート工**	6	1	7	0	0	**第７節**	**カルバート工**			
6	1	7	7	0	**１－７－７**	**プレキャストカルバート工**	6	1	7	7	0	**１－７－７**	**プレキャストカルバート工**			
6	1	7	7	3	３．	請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工―ボックスカルバート工指針　４－２－２（２）敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6	1	7	7	3	３．	請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工―カルバート工指針　４－２－２（２）敷設工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	*変更	誤植	誤植により、「カルバート」へ修正記述した。
6	2	0	0	0	**第２章**	**舗装**	6	2	0	0	0	**第２章**	**舗装**			
6	2	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**	6	2	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**			
6	2	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。	6	2	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。			
6	2	2	0	0		日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説	6	2	2	0	0		日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説	*変更	誤植	誤植により、「仕様書解説」へ修正記述した。
6	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工―排水工指針	6	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工―排水工指針			
6	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工―施工指針	6	2	2	0	0		日本道路協会　道路土工―施工指針			
6	2	2	0	0		日本道路協会　道路緑化技術基準・同解説	6	2	2	0	0		日本道路協会　道路緑化技術基準・同解説			
6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装試験法便覧	6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装試験法便覧			
6	2	2	0	0		日本道路協会　道路照明施設設置基準・同解説	6	2	2	0	0		日本道路協会　道路照明施設設置基準・同解説			
6	2	2	0	0		日本道路協会　視線誘導標設置基準・同解説	6	2	2	0	0		日本道路協会　視線誘導標設置基準・同解説			
6	2	2	0	0		日本道路協会　道路反射鏡設置指針	6	2	2	0	0		日本道路協会　道路反射鏡設置指針			
6	2	2	0	0		建設省　防護柵の設置基準の改訂について（平成10年11月）	6	2	2	0	0		建設省　防護柵の設置基準の改訂について（平成10年11月）			
6	2	2	0	0		日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説	6	2	2	0	0		日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説			
6	2	2	0	0		日本道路協会　道路標識設置基準・同解説	6	2	2	0	0		日本道路協会　道路標識設置基準・同解説			
6	2	2	0	0		日本道路協会　視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	6	2	2	0	0		日本道路協会　視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説			
6	2	2	0	0		日本道路協会　道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	6	2	2	0	0		日本道路協会　道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料			
6	2	2	0	0		建設省　道路附属物の基礎について（昭和50年７月）	6	2	2	0	0		建設省　道路附属物の基礎について（昭和50年７月）			
6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装試験法便覧　別冊	6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装試験法便覧　別冊			
6	2	2	0	0		日本道路協会　アスファルト混合所便覧	6	2	2	0	0		日本道路協会　アスファルト混合所便覧			
6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装施工便覧	6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装施工便覧			
6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説	6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説			
6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装設計施工指針	6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装設計施工指針			
6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装性能評価法	6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装性能評価法			
6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装設計便覧	6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装設計便覧			
6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装再生便覧	6	2	2	0	0		日本道路協会　舗装再生便覧			
6	2	3	0	0	**第３節**	**舗装工**	6	2	3	0	0	**第３節**	**舗装工**			
6	2	3	10	0	**２－３－10**	**コンクリート舗装工**	6	2	3	10	0	**２－３－10**	**コンクリート舗装工**			
6	2	3	10	4	４．	初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	6	2	3	10	4	４．	初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	*変更	誤植	誤植により、「被」を追加記述した。
6	2	4	0	0	**第４節**	**排水構造物工（路面排水工）**	6	2	4	0	0	**第４節**	**排水構造物工（路面排水工）**			
6	2	4	5	0	**２－４－５**	**集水桝（街渠桝）・マンホール工**	6	2	4	5	0	**２－４－５**	**集水桝（街渠桝）・マンホール工**			
6	2	4	5	4	４．	請負者は、蓋の施工にあたっては、蓋がずれることのないようにしなければならない。	6	2	4	5	4	４．	請負者は、蓋の施工にあたっては、蓋のずれ、跳ね上がり、浮き上がり等のないようにしなければならない。	*変更	通達の発出により追加	H15.8.7付け事務連絡　道路局国道・防災課の発出により追加記述した。
6	2	7	0	0	**第７節**	**防護柵工**	6	2	7	0	0	**第７節**	**防護柵工**			
6	2	7	3	0	**２－７－３**	**路側防護柵工**	6	2	7	3	0	**２－７－３**	**路側防護柵工**			
6	2	7	3	2	２．	請負者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、視線誘導標設置基準同解説（昭和59年10月社団法人日本道路協会）により取付けなければならない。防護柵の規格は、設計図書によるものとする。	6	2	7	3	2	２．	請負者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、視線誘導標設置基準・同解説（昭和59年10月社団法人日本道路協会）により取付けなければならない。防護柵の規格は、設計図書によるものとする。	*変更	誤植	誤植により、「・」を追加記述した。
6	2	8	0	0	**第８節**	**標識工**	6	2	8	0	0	**第８節**	**標識工**			
6	2	8	2	0	**２－８－２**	**材　料**	6	2	8	2	0	**２－８－２**	**材　料**			
6	2	8	2	3	３．	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。	6	2	8	2	3	３．	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「鋼」へ修正記述した。 誤植により、「鋼管杭」⇒「鋼管ぐい」へ修正記述した。
6	2	10	0	0	**第10節**	**道路植栽工**	6	2	10	0	0	**第10節**	**道路植栽工**			
6	2	10	2	0	**２－10－２**	**道路植栽工**	6	2	10	2	0	**２－10－２**	**道路植栽工**	*変更	条文番号の修正	2-10-2材料の追加による条文番号の修正
6	2	10	2	6	６．	請負者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。	6	2	10	2	6	６．	請負者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。			
6	2	10	2	6	（１）	請負者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、監督員に報告し指示を受けなければならない。	6	2	10	2	6	（１）	請負業者は、植え付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督員に報告し指示を受けなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。	*変更	他編の条文と表記を整合	第11章道路維持第19節植栽維持工11-19-3樹木・芝生管理工との整合を図るため、規定を追加修正した。
6	2	10	2	6	（２）	植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて相当余裕のある植穴を掘り、がれき、不良土、その他樹木の生育に害のあるものは除去しなければならない。	6	2	10	2	6	（２）	植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。	*変更	同上	同上
6	3	1	2	0	**第３章**	**橋梁下部**	6	3	0	0	0	**第３章**	**橋梁下部**			
6	3	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**	6	3	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
6	3	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	6	3	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6	3	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅱ鋼橋編）	6	3	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅱ鋼橋編）			
6	3	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅳ下部構造編）	6	3	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅳ下部構造編）			
6	3	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	6	3	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）			
6	3	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋施工便覧	6	3	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋施工便覧			
6	3	2	0	0		日本道路協会　道路橋支承便覧	6	3	2	0	0		日本道路協会　道路橋支承便覧			
6	3	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装便覧	6	3	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装・防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「鋼道路橋塗装・防食便覧」は、「平成17年２月」に改訂されたため修正記述した。
6	3	2	0	0		日本道路協会　道路橋補修便覧	6	3	2	0	0		日本道路協会　道路橋補修便覧			
6	3	2	0	0		日本道路協会　杭基礎施工便覧	6	3	2	0	0		日本道路協会　杭基礎施工便覧			
6	3	2	0	0		日本道路協会　杭基礎設計便覧	6	3	2	0	0		日本道路協会　杭基礎設計便覧			
6	3	2	0	0		日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧	6	3	2	0	0		日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧			
6	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－施工指針	6	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－施工指針			
6	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針	6	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針			
6	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針	6	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針			
6	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針	6	3	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針			
6	3	6	0	0	**第６節**	**鋼製橋脚工**	6	3	6	0	0	**第６節**	**鋼製橋脚工**			
6	3	6	10	0	**３－６－10**	**橋脚架設工**	6	3	6	10	0	**３－６－10**	**橋脚架設工**			
6	3	6	10	1	１．	請負者は、橋脚架設工の施工については、第６編４－４－４鋼橋架設工（クレーン架設）、道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第17章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6	3	6	10	1	１．	請負者は、橋脚架設工の施工については、第６編４－４－４架設工（クレーン架設）、道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第17章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	*変更	誤植	誤植により、「架設工」へ修正記述した。
6	3	10	0	0	**第10節**	**擁壁護岸工**	6	3	10	0	0	**第10節**	**擁壁護岸工**			
6	3	10	4	0	**３－10－４**	**プレキャスト擁壁工**	6	3	10	4	0	**３－10－４**	**プレキャスト擁壁工**			
6	3	10	4	1	１．	請負者は、プレキャストＬ型擁壁、プレキャスト逆Ｔ型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	6	3	10	4	1	１．	請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	*変更	工事工種体系の変更	工事工種体系の変更により「プレキャスト擁壁」へ修正記述した。
6	3	10	4	2	２．	請負者は、プレキャストＬ型擁壁、プレキャスト逆Ｔ型擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	6	3	10	4	2	２．	請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	*変更	同上	同上
6	4	1	4	0	**第４章**	**鋼橋上部**	6	4	0	0	0	**第４章**	**鋼橋上部**			
6	4	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**	6	4	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**			
6	4	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	6	4	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6	4	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅱ鋼橋編）	6	4	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅱ鋼橋編）			
6	4	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	6	4	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）			
6	4	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋施工便覧	6	4	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋施工便覧			
6	4	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋設計便覧	6	4	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋設計便覧			
6	4	2	0	0		日本道路協会　道路橋支承便覧	6	4	2	0	0		日本道路協会　道路橋支承便覧			
6	4	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装便覧	6	4	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装・防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「鋼道路橋塗装・防食便覧」は、「平成17年12月」に改訂されたため修正記述した。
6	4	2	0	0		日本道路協会　道路照明施設設置基準・同解説	6	4	2	0	0		日本道路協会　道路照明施設設置基準・同解説			
6	4	2	0	0		日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説	6	4	2	0	0		日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説			
6	4	2	0	0		日本道路協会　立体横断施設技術基準・同解説	6	4	2	0	0		日本道路協会　立体横断施設技術基準・同解説			
6	4	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋の細部構造に関する資料集	6	4	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋の細部構造に関する資料集			
6	4	2	0	0		日本道路協会　道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	6	4	2	0	0		日本道路協会　道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料			
6	4	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋の疲労設計指針	6	4	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋の疲労設計指針			
6	4	3	0	0	**第３節**	**工場製作工**	6	4	3	0	0	**第３節**	**工場製作工**			
6	4	3	2	0	**４－３－２**	**材　料**	6	4	3	2	0	**４－３－２**	**材　料**			
6	4	3	2	5	５．	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	6	4	3	2	5	５．	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。			
6	4	3	2	5	（１）	請負者は、 JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本により監督員の確認を得なければならない。	6	4	3	2	5	（１）	請負者は、 JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本により監督員の確認を得なければならない。			
6	4	3	2	5	（２）	請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは、関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	6	4	3	2	5	（２）	請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは、関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。			
6	4	3	2	5	（３）	請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。	6	4	3	2	5	（３）	請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。			
							6	4	3	2	5	（４）	請負者は、塗料の可使時間は、表４－４の基準を遵守しなければならない。	*新規	引用文の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追加記述した。
6	4	3	2	5		表４－４　塗料の熟成時間・可使時間	6	4	3	2	5		表４－４　塗料の可使時間	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-67の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。〈図表新旧表（表）P70参照〉
6	4	3	2	5	（４）	請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後６カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	6	4	3	2	5	（５）	請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後６カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。			
6	4	3	5	0	**４－３－５**	**鋼製伸縮継手製作工**	6	4	3	5	0	**４－３－５**	**鋼製伸縮継手製作工**			
6	4	3	5	1	１．	製作加工	6	4	3	5	1	１．	製作加工			
6	4	3	5	1	（１）	請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具が生じるので注意するものとする。	6	4	3	5	1	（１）	請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「不具合」へ修正記述した。
6	4	3	11	0	**４－３－11**	**鋳造費**	6	4	3	11	0	**４－３－11**	**鋳造費**			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
6	4	3	11	0		橋歴板は、JIS Ｈ 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS Ｈ 5120の規定によらなければならない。	6	4	3	11	0		橋歴板は、JIS Ｈ 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS Ｈ 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定によらなければならない。	*変更	表記の統一	
6	4	4	0	0	第４節	鋼橋架設工	6	4	4	0	0	第４節	鋼橋架設工			
6	4	4	11	0	４－４－11	現場継手工	6	4	4	11	0	４－４－11	現場継手工			
6	4	4	11	1	1．	請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。	6	4	4	11	1	1．	請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。			
6	4	4	11	1		また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。	6	4	4	11	1		また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。			
6	4	4	11	1	（2）	接触面を塗装する場合は、表４－５に示す条件に基づき、厚膜型無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	6	4	4	11	1	（2）	接触面を塗装する場合は、表４－５に示す条件に基づき、厚膜型無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。			
6	4	4	11	1		表４－５　厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	6	4	4	11	1		表４－５　厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-35の「2.2.3新設塗装仕様」の改定により修正記述した。〈図表新旧表（表）P71参照〉
6	4	4	11	3	3．	ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。	6	4	4	11	3	3．	ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。			
6	4	4	11	3	（5）	ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS Ｂ 1186に規定する第２種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締め付けを行わなければならない。	6	4	4	11	3	（5）	ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS Ｂ 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）に規定する第２種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締め付けを行わなければならない。	*変更	JIS表記の統一	JISの表記を他の条文に合わせて修正記述した。
6	4	4	11	4	4．	締付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。	6	4	4	11	4	4．	締付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。			
6	4	4	11	4	（1）	セットのトルク計数値は、0.11～0.16に適合するものとする。	6	4	4	11	4	（1）	セットのトルク係数値は、0.11～0.16に適合するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「係数」へ修正記述した。
6	4	4	11	4	（4）	トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから５組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表４－７及び表４－８に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	6	4	4	11	4	（4）	トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから５組の供試体セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表４－７及び表４－８に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	*変更	誤植	誤植により、「体」を追加記述した。
6	4	4	11	4		表４－７　常温時（10℃～30℃）の締付けボルト軸力の平均値	6	4	4	11	4		表４－７　常温時（10℃～30℃）の締付けボルト軸力の平均値			
6	4	4	11	4		表４－８　常温時以外の（0℃～10℃,30℃～60℃）の締付けボルト軸力の平均値	6	4	4	11	4		表４－８　常温時以外の（0℃～10℃,30℃～60℃）の締付けボルト軸力の平均値			
6	4	4	11	4	（5）	耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから５組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表４－９に示すボルトの軸力の範囲に入らなければならない。	6	4	4	11	4	（5）	耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから５組の供試体セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表４－９に示すボルトの軸力の範囲に入らなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「体」を追加記述した。
6	4	4	11	4		表４－９ 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	6	4	4	11	4		表４－９ 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	*変更	同上	誤植により注記を「δ」⇒「σ」へ修正記述した。〈図表新旧表（表）P72参照〉
6	4	5	0	0	第５節	橋梁現場塗装工	6	4	5	0	0	第５節	橋梁現場塗装工			
6	4	5	3	0	４－５－３	現場塗装工	6	4	5	3	0	４－５－３	現場塗装工			
6	4	5	3	4	4．	請負者は、塗装作業にハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシまたはエアレススプレーを使用する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	6	4	5	3	4	4．	請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ、ローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-68の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
6	4	5	3	5	5．	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行わなければならない。なお、素地調整は、３種ケレンとし、素地調整のグレードは、SIS規格でＳｔ３以上とするものとする。	6	4	5	3	5	5．	請負者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-65の「5.2.1素地調整」の改定に整合させ修正記述した。
6	4	5	3	8	8．	請負者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。	6	4	5	3	8	8．	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いするものとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・紡織便覧PⅡ-57に整合させ修正記述した。
6	4	5	3	8		塩分付着量の測定結果がNaCl 100mg/m2以上となった場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。								*変更	同上	同上
6	4	5	3	9	9．	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	6	4	5	3	9	9．	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
6	4	5	3	9		塗布作業時の気温・湿度の制限は、表４－10に示すとおりである。	6	4	5	3	9		塗装禁止条件は、表４－10に示すとおりである。	*変更	同上	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-640の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
6	4	5	3	9		表４－10　塗布作業時の気温・湿度の制限	6	4	5	3	9		表４－10　塗装禁止条件	*変更	同上	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-70の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。〈図表新旧表（表）P73参照〉
6	4	5	3	9	（1）	降雨等で表面が濡れているとき。	6	4	5	3	9	（1）	降雨等で表面が濡れているとき。			
6	4	5	3	9	（2）	風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	6	4	5	3	9	（2）	風が強いとき、及びじんあいが多いとき。			
6	4	5	3	9	（3）	塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	6	4	5	3	9	（3）	塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。			
6	4	5	3	9	（4）	炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。	6	4	5	3	9	（4）	炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。			
6	4	5	3	9	（5）	その他監督員が不適当と認めたとき。	6	4	5	3	9	（5）	その他監督員が不適当と認めたとき。			
6	4	5	3	11	11.	請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	6	4	5	3	11	11.	請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	*変更	基準書との整合	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-68の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
6	4	5	3	12	12.	請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。	6	4	5	3	12	12.	請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	*変更	同上	鋼道路橋塗装・防食便覧PⅡ-66の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
6	4	5	3	15	15.	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。	6	4	5	3	15	15.	請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを３０μm塗布するものとする。	*変更	基準書の改訂（鋼道路橋塗装・防食便覧P.Ⅱ-57「4.6.1保管・輸送」の改訂に整合させ追加記述した。
6	4	5	3	16	16.	検査	6	4	5	3	16	16.	検査			
6	4	5	3	16	（1）	請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。	6	4	5	3	16	（1）	請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。			
6	4	5	3	16	（2）	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜測定をしなければならない。	6	4	5	3	16	（2）	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「厚」を追加記述した。
6	4	5	3	17	17.	記録	6	4	5	3	17	17.	記録			
6	4	5	3	17	（2）	請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図４－２のとおり記録しなければならない。	6	4	5	3	17	（2）	請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）外桁腹板にペイントまたは、塩ビ系の粘着シートにより図４－２のとおり記録しなければならない。			
6	4	5	3	17		図４－２	6	4	5	3	17		図４－２	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧Ⅱ－82「塗装記録表」の改定に整合させ修正した。〈図表新旧表（図）P73参照〉
6	4	9	0	0	第９節	鋼橋足場等設置工	6	4	9	0	0	第９節	鋼橋足場等設置工			
6	4	9	3	0	４－９－３	橋梁防護工	6	4	9	3	0	４－９－３	橋梁防護工			
6	4	9	3	0		請負者は、歩道あるいは共用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。	6	4	9	3	0		請負者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。	*変更	誤植	誤植により、「供」へ修正記述した。
6	5	0	0	0	第５章	コンクリート橋上部	6	5	0	0	0	第５章	コンクリート橋上部			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
6	5	3	0	0	第３節	**工場製作工**	6	5	3	0	0	第３節	**工場製作工**			
6	5	3	7	0	５－３－７	**鋳造費**	6	5	3	7	0	５－３－７	**鋳造費**			
6	5	3	7	0		橋歴板は、JIS Ｈ 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS Ｈ 5120の規定によらなければならない。	6	5	3	7	0		橋歴板は、JIS Ｈ 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS Ｈ 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定によらなければならない。	*変更	表記の統一	
6	5	4	0	0	第４節	**ＰＣ橋工**	6	5	4	0	0	第４節	**ＰＣ橋工**			
6	5	4	2	0	５－４－２	**プレテンション桁製作工（購入工）**	6	5	4	2	0	５－４－２	**プレテンション桁製作工（購入工）**			
6	5	4	2	1	１．	請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 認定工場において製作したものを用いなければならない。	6	5	4	2	1	１．	請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場において製作したものを用いなければならない。	*変更	通達による修正	第１編　4−3−2の条文より、「認証」工場について記載する。
6	5	4	2	2	２．	請負者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	6	5	4	2	2	２．	請負者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。			
6	5	4	2	2	（３）	コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたものとする。	6	5	4	2	2	（３）	コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたものとする。			
6	5	4	2	2	１）	振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。	6	5	4	2	2	１）	振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。			
6	5	4	2	2	２）	蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後２時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は１時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたもの。	6	5	4	2	2	２）	蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後２時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は１時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。	*変更	誤植	誤植により、「とする」へ修正記述した。
6	5	4	3	0	５－４－３	**ポストテンション桁製作工**	6	5	4	3	0	５－４－３	**ポストテンション桁製作工**			
6	5	4	3	2	２．	ＰＣケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。	6	5	4	3	2	２．	ＰＣケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。			
6	5	4	3	2	（６）	定着具の支圧面をＰＣ鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの機関、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。	6	5	4	3	2	（６）	定着具の支圧面をＰＣ鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「期間」へ修正記述した。
6	5	4	3	4	４．	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。	6	5	4	3	4	４．	請負者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。			
6	5	4	3	4	（１）	請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	6	5	4	3	4	（１）	請負者は、本条で使用するグラフト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。			
6	5	4	3	4	①	グラウトに用いるセメントは、 JIS Ｒ 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルランドセメントを用いるものとする。	6	5	4	3	4	①	グラウトに用いるセメントは、 JIS Ｒ 5210（ポルトランドセメント）に適合する普通ポルランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督員と協議しなければならない。	*変更	規格値の緩和による修正	JISの塩化物総量が緩和されたことにより、規制値を満足しなくなる可能性があるため
6	5	4	3	4	②	混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。	6	5	4	3	4	②	混和剤は、ノンブリージングタイプを使用するものとする。			
6	5	4	3	4	③	グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。	6	5	4	3	4	③	グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。			
6	5	4	3	4	④	グラウトの材令28日における圧縮強度は、 20.0N／mm2 以上とするものとする。	6	5	4	3	4	④	グラウトの材令28日における圧縮強度は、 20.0N／mm2 以上とするものとする。			
6	5	4	3	4	⑤	グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。	6	5	4	3	4	⑤	グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。			
6	5	4	3	4	⑥	グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。	6	5	4	3	4	⑥	グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。			
6	5	4	3	4	⑦	グラウト中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m3 以下とするものとする。	6	5	4	3	4	⑦	グラウト中の全塩化物イオン量は、0.30kg/m3 以下とするものとする。			
6	5	4	3	4	⑧	グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。	6	5	4	3	4	⑧	グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。			
6	5	4	3	4	（４）	連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。	6	5	4	3	4	（４）	グラウトの施工に先立ち、ダクト内を水洗い等により洗浄を行うとともに、ダクトが閉塞していないことを確認する。	*変更	グラウトの施工に際しての記述をより明確にする。	グラウトの施工に際しては、①ダクト内に異物がないこと、②閉塞していないこと、③水分が多い場合はグラウト品質に影響を及ぼすことに注意する必要があるため、それらを考慮した内容に変更する。
6	6	0	0	0	第６章	**トンネル（ＮＡＴＭ）**	6	6	0	0	0	第６章	**トンネル（ＮＡＴＭ）**			
6	6	2	0	0	第２節	**適用すべき諸基準**	6	6	2	0	0	第２節	**適用すべき諸基準**			
6	6	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	6	6	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6	6	2	0	0		建設省　道路トンネル技術基準（平成元年５月）	6	6	2	0	0		建設省　道路トンネル技術基準（平成元年５月）			
6	6	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル技術基準（構造編）・同解説	6	6	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル技術基準（構造編）・同解説			
6	6	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	6	6	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル非常用施設設置基準・同解説			
6	6	2	0	0		土木学会　トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説	6	6	2	0	0		土木学会　トンネル標準示方書　山岳工法編・同解説	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「トンネル標準示方書」は、「平成18年7月」に改訂されたため修正記述した。
6	6	2	0	0		土木学会　トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説	6	6	2	0	0		土木学会　トンネル標準示方書　開削工法編・同解説	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「トンネル標準示方書」は、「平成18年7月」に改訂されたため修正記述した。
6	6	2	0	0		土木学会　トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説	6	6	2	0	0		土木学会　トンネル標準示方書　シールド工法編・同解説	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「トンネル標準示方書」は、「平成18年7月」に改訂されたため修正記述した。
6	6	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル観察・計測指針	6	6	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル観察・計測指針			
6	6	2	0	0		建設省　道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月）	6	6	2	0	0		建設省　道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月）			
6	6	2	0	0		建設省　道路トンネル非常用施設設置基準（昭和56年４月）	6	6	2	0	0		建設省　道路トンネル非常用施設設置基準（昭和56年４月）			
6	6	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針	6	6	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針			
6	6	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針	6	6	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針			
6	6	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針	6	6	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針			
6	6	2	0	0		労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成12年12月）	6	6	2	0	0		労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成12年12月）			
6	6	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル安全施工技術指針	6	6	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル安全施工技術指針			
6	6	2	0	0		建設労働災害防止協会　ずい道工事等における換気技術指針（設計及び粉じん等の測定）	6	6	2	0	0		建設労働災害防止協会　ずい道工事等における換気技術指針（設計及び保守管理）	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「ずい道工事等における換気技術指針」は、「平成17年6月」に改訂されたため修正記述した。
6	6	4	0	0	第４節	**支保工**	6	6	4	0	0	第４節	**支保工**			
6	6	4	6	0	６－４－６	**金網工**	6	6	4	6	0	６－４－６	**金網工**			
6	6	4	6	0		請負者は、金網を吹付けコンクリート第１層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。	6	6	4	6	0		請負者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第１層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。	*変更	基準書との整合	条文を分かりやすく修正した。
6	6	5	3	0	６－５－３	**覆工コンクリート工**	6	6	5	3	0	６－５－３	**覆工コンクリート工**			
6	6	5	3	1	１．	請負者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。	6	6	5	3	1	１．	請負者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
6	6	5	3	2	2．	請負者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。	6	6	5	3	2	2．	請負者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。			
							6	6	5	3	3	3．	請負者は、コンクリートの締固めに当たっては、内部振動機を用い、打込み後すみやかに締め固めなければならない。	*新規	基準書の改訂	トンネル標準示方書（山岳工法編）P176,178による。
6	6	5	3	3	3．	請負者は、レイタンス等を取り除くために覆工コンクリートの打継目を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。	6	6	5	3	4	4．	請負者は、レイタンス等を取り除くために覆工コンクリートの打継目を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。			
6	6	5	3	4	4．	請負者は、型枠の施工に当たり、トンネルの断面形状に応じて十分に安全かつ、他の作業に差し支えのないよう設計し、製作しなければならない。	6	6	5	3	5	5．	請負者は、型枠の施工に当たり、トンネルの断面形状に応じて十分に安全かつ、他の作業に差し支えのないよう設計し、製作しなければならない。			
6	6	5	3	5	5．	請負者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	6	6	5	3	6	6．	請負者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。			
							6	6	5	3	7	7．	請負者は、覆工コンクリートの施工に当たっては、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	*新規	同上	トンネル標準示方書（山岳工法編）P176,178による。
6	6	5	3	6	6．	請負者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。	6	6	5	3	8	8．	請負者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。			
6	6	5	3	7	7．	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。	6	6	5	3	9	9．	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。			
							6	6	5	3	10	10．	請負者は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破損しないように取り付けるとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。	*新規	同上	トンネル標準示方書（山岳工法編）P176,178による。
6	6	5	3	8	8．	請負者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。	6	6	5	3	11	11．	請負者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。			
6	6	5	3	9	9．	請負者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	6	6	5	3	12	12．	請負者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。			
6	6	6	0	0	**第６節**	**インバート工**	6	6	6	0	0	**第６節**	**インバート工**			
6	6	6	4	0	**６－６－４**	**インバート本体工**	6	6	6	4	0	**６－６－４**	**インバート本体工**			
6	6	6	4	4	4．	請負者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、中央部に１ヵ所としなければならない。	6	6	6	4	4	4．	請負者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、中央部に１ヵ所としなければならない。			
							6	6	6	4	5	5．	インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-27施工管理第9項の規定によるものとする。	*新規	基準書の改訂	舗装設計便覧（P.155）の引用（締固めの管理基準書の明示）により追加記述した。
6	7	9	4	0	**第７章**	**トンネル（矢板）**	6	7	0	0	0	**第７章**	**トンネル（矢板）**			
6	7	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**	6	7	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**			
6	7	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	6	7	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6	7	2	0	0		建設省　道路トンネル技術基準（平成元年５月）	6	7	2	0	0		建設省　道路トンネル技術基準（平成元年５月）			
6	7	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル技術基準（構造編）･同解説	6	7	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル技術基準（構造編）･同解説			
6	7	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	6	7	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル非常用施設設置基準・同解説			
6	7	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル技術基準（換気編）・同解説	6	7	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル技術基準（換気編）・同解説			
6	7	2	0	0		土木学会　トンネル標準示方書（山岳編）	6	7	2	0	0		土木学会　トンネル標準示方書　山岳工法編・同解説	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「トンネル標準示方書」は、「平成18年7月」に改訂されたため修正記述した。
6	7	2	0	0		土木学会　トンネル標準示方書（開削編）	6	7	2	0	0		土木学会　トンネル標準示方書　開削工法編・同解説	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「トンネル標準示方書」は、「平成18年7月」に改訂されたため修正記述した。
6	7	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル観察・計測指針	6	7	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル観察・計測指針			
6	7	2	0	0		建設省　　道路トンネル非常用施設設置基準（昭和56年４月）	6	7	2	0	0		建設省　　道路トンネル非常用施設設置基準（昭和56年４月）			
6	7	2	0	0		建設省　　道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月）	6	7	2	0	0		建設省　道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様（昭和43年12月）			
6	7	2	0	0		建設業労働災害防止協会　ずい道工事等における換気技術指針	6	7	2	0	0		建設業労働災害防止協会　ずい道工事等における換気技術指針（設計及び保守管理）	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「ずい道工事等における換気技術指針」は、「平成17年6月」に改訂されたため修正記述した。
6	7	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針	6	7	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針			
6	7	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針	6	7	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針			
6	7	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針	6	7	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針			
6	7	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル安全施工技術指針	6	7	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル安全施工技術指針			
6	7	2	0	0		労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	6	7	2	0	0		労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン			
6	7	2	0	0		建設労働災害防止協会　ずい道工事等における換気技術指針（設計及び粉じん等の測定）								*削除	同上	同上
6	8	0	0	0	**第８章**	**コンクリートシェッド**	6	8	0	0	0	**第８章**	**コンクリートシェッド**			
6	8	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**	6	8	2	0	0	**第２節**	**適用すべき諸基準**			
6	8	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	6	8	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6	8	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅲコンクリート橋編）	6	8	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅲコンクリート橋編）			
6	8	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅳ下部構造編）	6	8	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅳ下部構造編）			
6	8	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	6	8	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）			
6	8	2	0	0		日本道路協会　道路土工－施工指針	6	8	2	0	0		日本道路協会　道路土工－施工指針			
6	8	2	0	0		日本道路協会　道路土工－排水工指針	6	8	2	0	0		日本道路協会　道路土工－排水工指針			
6	8	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針	6	8	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針			
6	8	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針	6	8	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針			
6	8	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針	6	8	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針			
6	8	2	0	0		土木学会　プレストレストコンクリート工法設計施工指針	6	8	2	0	0		土木学会　プレストレストコンクリート工法設計施工指針			
6	8	2	0	0		日本道路協会　杭基礎施工便覧	6	8	2	0	0		日本道路協会　杭基礎施工便覧			
6	8	2	0	0		日本道路協会　杭基礎設計便覧	6	8	2	0	0		日本道路協会　杭基礎設計便覧			
6	8	2	0	0		日本道路協会　コンクリート道路橋設計便覧	6	8	2	0	0		日本道路協会　コンクリート道路橋設計便覧			
6	8	2	0	0		土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）	6	8	2	0	0		土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
6	8	2	0	0		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）	6	8	2	0	0		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）			
6	8	2	0	0		日本道路協会　落石対策便覧	6	8	2	0	0		日本道路協会　落石対策便覧			
6	8	2	0	0		日本建設機械化協会　新編防雪工学ハンドブック	6	8	2	0	0		日本建設機械化協会　除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）」は、「平成16年12月」に改訂されたため修正記述した。
							6	8	2	0	0		日本道路協会　道路橋支承便覧	*追加	基準書の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追加記述した。
							6	8	2	0	0		日本道路協会　道路防雪便覧	*追加	基準書の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追加記述した。
6	9	0	0	0	第９章	側側シェッド	6	9	0	0	0	第９章	側側シェッド			
6	9	2	0	0	第２節	適用すべき諸基準	6	9	2	0	0	第２節	適用すべき諸基準			
6	9	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	6	9	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6	9	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅱ鋼橋編）	6	9	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅱ鋼橋編）			
6	9	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅳ下部構造編）	6	9	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編　Ⅳ下部構造編）			
6	9	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）	6	9	2	0	0		日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）			
6	9	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋施工便覧	6	9	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋施工便覧			
6	9	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋設計便覧	6	9	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋設計便覧			
6	9	2	0	0		日本道路協会　道路橋支承便覧	6	9	2	0	0		日本道路協会　道路橋支承便覧			
6	9	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装便覧	6	9	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装・防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「鋼道路橋塗装便覧」は、「平成17年12月」に改訂されたため修正記述した。
6	9	2	0	0		日本道路協会　立体横断施設技術基準・同解説	6	9	2	0	0		日本道路協会　立体横断施設技術基準・同解説			
6	9	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋の細部構造に関する資料集	6	9	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋の細部構造に関する資料集			
6	9	2	0	0		日本道路協会　杭基礎施工便覧	6	9	2	0	0		日本道路協会　杭基礎施工便覧			
6	9	2	0	0		日本道路協会　杭基礎設計便覧	6	9	2	0	0		日本道路協会　杭基礎設計便覧			
6	9	2	0	0		日本建設機械化協会　新編　防雪工学ハンドブック	6	9	2	0	0		日本建設機械化協会　除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）」は、「平成16年12月」に改訂されたため修正記述した。
6	9	2	0	0		日本道路協会　道路土工－施工指針	6	9	2	0	0		日本道路協会　道路土工－施工指針			
6	9	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針	6	9	2	0	0		日本道路協会　道路土工－擁壁工指針			
6	9	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針	6	9	2	0	0		日本道路協会　道路土工－カルバート工指針			
6	9	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針	6	9	2	0	0		日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針			
6	9	2	0	0		日本道路協会　道路土工－排水工指針	6	9	2	0	0		日本道路協会　道路土工－排水工指針			
6	9	2	0	0		日本道路協会　落石対策便覧	6	9	2	0	0		日本道路協会　落石対策便覧			
							6	9	2	0	0		日本道路協会　道路防雪便覧	*追加	基準書の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追加記述した。
6	11	0	0	0	第11章	道路維持	6	11	0	0	0	第11章	道路維持			
6	11	1	0	0	第１節	通　用	6	11	1	0	0	第１節	通　用			
6	11	1	0	5	5．	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第１編総則１－１－47の規定に基づき処置しなければならない。	6	11	1	0	5	5．	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第１編総則１－１－47臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	*変更	条文のタイトルを追加および誤植	分かりやすいように条文のタイトルを追加 「処置」⇒「措置」に修正
6	11	2	0	0	第２節	適用すべき諸基準	6	11	2	0	0	第２節	適用すべき諸基準			
6	11	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	6	11	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6	11	2	0	0		日本道路協会　道路維持修繕要綱	6	11	2	0	0		日本道路協会　道路維持修繕要綱			
6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装試験法便覧	6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装試験法便覧			
6	11	2	0	0		日本道路協会　道路橋補修便覧	6	11	2	0	0		日本道路協会　道路橋補修便覧			
6	11	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル維持管理便覧	6	11	2	0	0		日本道路協会　道路トンネル維持管理便覧			
6	11	2	0	0		日本道路協会　道路緑化技術基準・同解説	6	11	2	0	0		日本道路協会　道路緑化技術基準・同解説			
6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装施工便覧	6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装施工便覧			
6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説	6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説			
6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装設計施工指針	6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装設計施工指針			
6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装性能評価法	6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装性能評価法			
6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装設計便覧	6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装設計便覧			
6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装再生便覧	6	11	2	0	0		日本道路協会　舗装再生便覧			
							6	11	2	0	0		国土技術研究センター　景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン	*新規	基準書の追加	工事の円滑な進捗および品質確保を図るため、追加記述した。
6	11	3	0	0	第３節	舗装工	6	11	3	0	0	第３節	舗装工			
6	11	3	2	0	11－３－２	材　料	6	11	3	2	0	11－３－２	材　料			
6	11	3	2	2	2．	請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督員に品質証明書の承諾を得なければならない。	6	11	3	2	2	2．	請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督員に品質を証明する資料の承諾を得なければならない。	*変更	訂正	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も考えらる事から、「品質を証明する資料」に変更する。
6	11	3	5	0	11－３－５	切削オーバーレイ工	6	11	3	5	0	11－３－５	切削オーバーレイ工			
6	11	3	5	1	1．	路面切削工の施工については、第6編11－3－10アスファルト舗装補修工の規定によるものとする。	6	11	3	5	1	1．	路面切削工の施工については、第6編11-3-3路面切削工の規定によるものとする。	*変更	誤植	参照先の誤り
6	11	3	7	0	11－３－７	路上再生工	6	11	3	7	0	11－３－７	路上再生工			
6	11	3	7	2	2．	路上表層再生工については、以下の規定によるものとする。	6	11	3	7	2	2．	路上表層再生工については、以下の規定によるものとする。			
6	11	3	7	2	（2）	室内配合	6	11	3	7	2	（2）	室内配合			
6	11	3	7	2	①	請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第１編２－６－２アスファルト舗装の材料、表３－12マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	6	11	3	7	2	①	請負者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第１編２－６－２アスファルト舗装の材料、表２－22マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。	*変更	誤植	誤植により、「2-22」へ修正記述した。
6	11	6	0	0	第６節		6	11	6	0	0	第６節	標識工			
6	11	6	2	0	11－６－２	材　料	6	11	6	2	0	11－６－２	材　料			
6	11	6	2	3	3．	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。	6	11	6	2	3	3．	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「鋼」へ修正記述した。 誤植により、「鋼管杭」⇒「鋼管ぐい」へ修正記述した。
6	11	7	0	0	第７節	道路付属施設工	6	11	7	0	0	第７節	道路付属施設工			
6	11	7	2	0	11－７－２	材　料	6	11	7	2	0	11－７－２	材　料			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
6	11	7	2	3	3．	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。	6	11	7	2	3	3．	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「鋼」へ修正記述した。 誤植により、「鋼管杭」⇒「鋼管ぐい」へ修正記述した。
6	11	12	0	0	第12節	橋梁床版工	6	11	12	0	0	第12節	橋梁床版工			
6	11	12	4	0	11－12－４	床版補強工（増桁架設工法）	6	11	12	4	0	11－12－４	床版補強工（増桁架設工法）			
6	11	12	4	3	3．	既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定するケレンを行なうものとする。	6	11	12	4	3	3．	既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行なうものとする。	*変更	用語の修正	鋼道路橋塗装・防食便覧の改訂により用語を修正記述した。
6	11	12	4	8	8．	請負者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダ等で表面仕上げをしなければならない。	6	11	12	4	8	8．	請負者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。	*変更	基準書との整合	1-3-7-6ガス圧接に整合させ、グラインダーとした。
6	11	15	0	0	第15節	現場塗装工	6	11	15	0	0	第15節	現場塗装工			
6	11	15	3	0	11－15－３	橋梁塗装工	6	11	15	3	0	11－15－３	橋梁塗装工			
6	11	15	3	1	1．	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	6	11	15	3	1	1．	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。			
6	11	15	3	1	（1）	2、3、4種ケレン						（1）		*削除	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧のPII－111「7.4.5塗替え塗装作業」の改訂に整合させ、本条文および表を削除した。
6	11	15	3	1	①	さびが発生している場合						①		*削除	同上	同上
6	11	15	3	1		表15－２	6	11	15	3	1		表15－２　素地調整程度と作業内容	*変更	同上	鋼道路橋塗装・防食便覧　PII－111の「表－II.7.10」の改定に整合させ追加記述した。〈図表新旧表（表）P74参照〉
6	11	15	3	1	②	さびがなくわれ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。						②		*削除	同上	同上
6	11	15	3	1		表15－３								*削除	同上	鋼道路橋塗装・防食便覧　PII－111の「表－II.7.10」の改定に整合させ削除した。〈図表新旧表（表）P75参照〉
6	11	15	3	2	2．	請負者は、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は塩分測定を行わなければならない。	6	11	15	3	2	2．	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いするものとする。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・紡織便覧PII-57に整合させ修正記述した。
6	11	15	3	2		測定結果は、塩分付着量がNaCl 100mg/m2以上となった場合は、監督員と設計図書について協議しなければならない。								*変更	同上	同上
6	11	15	5	0	11－15－５	張紙防止塗装工	6	11	15	5	0	11－15－５	張紙防止塗装工			
6	11	15	5	2	2．	請負者は、使用する塗料の塗布作業時の気温・湿度の制限については、設計図書によらなければならない。	6	11	15	5	2	2．	請負者は、使用する塗料の塗装禁止条件については、設計図書によらなければならない。	*変更	基準書の改訂	鋼道路橋塗装・防食便覧PII-70の「5.2.2塗付作業」の改定に整合させ修正記述した。
6	11	16	0	0	第16節	トンネル工	6	11	16	0	0	第16節	トンネル工			
6	11	16	3	0	11－16－３	裏込注入工	6	11	16	3	0	11－16－３	裏込注入工			
6	11	16	3	2	2．	請負者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して監督員の承諾を受けるものとする。	10	11	16	3	2	2．	請負者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して監督員の承諾を受けるものとする。			
6	11	16	3	3			6	11	16	3	3	3．	請負者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。	*変更	誤植	前回(H18)改定時に誤って総則の条文を挿入してしまったため元の条文に戻す。
6	11	18	0	0	第18節	道路清掃工	6	11	18	0	0	第18節	道路清掃工			
6	11	18	2	0	11－18－２	材　料	6	11	18	2	0	11－18－２	材　料			
6	11	18	2	0		請負者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督員に品質証明書の確認を受けなければならない。	6	11	18	2	0		請負者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。	*変更	訂正	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も考えらる事から、「品質を証明する資料」に変更する。
6	11	19	0	0	第19節	植栽維持工	6	11	19	0	0	第19節	植栽維持工			
6	11	19	2	0	11－19－２	材　料	6	11	19	2	0	11－19－２	材　料			
6	11	19	2	1	1．	請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質証明書等の、確認を受けなければならない。	6	11	19	2	1	1．	請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	*変更	訂正	名称として、「品質証明書」が存在しない場合も考えらる事から、「品質を証明する資料」に変更する。
6	11	19	2	2	2．	客土及び間詰土は、雑草、がれき、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。	6	11	19	2	2	2．	客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。	*変更	他編の条文と表記を整合	第2章舗装2-11-2材料と整合を図り、修正記述した。
6	11	19	2	3	3．	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるよう移植または、根細しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とする。	6	11	19	2	3	3．	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品とする。	*変更	同上	同上
6	11	19	2	4	4．	請負者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。	6	11	19	2	4	4．	請負者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督員が確認を行うが、この場合監督員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	*変更	同上	同上
6	11	19	3	0	11－19－３	樹木・芝生管理工	6	11	19	3	0	11－19－３	樹木・芝生管理工			
6	11	19	3	8	8．	請負者は、植付けは、現場に応じて、また既植樹木がある場合はそれらとの配置を考慮して適切に植付けなければならない。	6	11	19	3	8	8．	樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えがよく、また、樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植え付けなければならない。	*変更	他編の条文と表記を整合	2-10-2道路植栽工と整合を図り、修正記述した。
6	12	0	0	0	第12章	道路修繕	6	12	0	0	0	第12章	道路修繕			
6	12	1	0	0	第１節	通　　用	6	12	1	0	0	第１節	通　　用			
6	12	1	0	5	5．	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第１編総則１－１－47の規定に基づき処置しなければならない。	6	12	1	0	5	5．	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第１編総則１－１－47臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	*変更	条文の標題を追加および誤植	分かりやすいように条文の標題を追加 誤植により、「処置」⇒「措置」へ修正記述した。
6	12	2	0	0	第２節	適用すべき諸基準	6	12	2	0	0	第２節	適用すべき諸基準			
6	12	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。	6	12	2	0	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。			
6	12	2	0	0		日本道路協会　道路維持修繕要綱	6	12	2	0	0		日本道路協会　道路維持修繕要綱			
6	12	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装便覧	6	12	2	0	0		日本道路協会　鋼道路橋塗装・防食便覧	*変更	基準書名の変更	適用する諸基準「鋼道路橋塗装便覧」は、「平成17年12月」に改訂されたため修正記述した。
6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装試験法便覧	6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装試験法便覧			
6	12	2	0	0		日本道路協会　道路橋補修便覧	6	12	2	0	0		日本道路協会　道路橋補修便覧			
6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装施工便覧	6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装施工便覧			
6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説	6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説			
6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装設計施工指針	6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装設計施工指針			
6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装性能評価法	6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装性能評価法			
6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装設計便覧	6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装設計便覧			

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装再生便覧	6	12	2	0	0		日本道路協会　舗装再生便覧			
6	12	8	0	0	第８節	標識工	6	12	8	0	0	第８節	標識工			
6	12	8	2	0	12－８－２	材　料	6	12	8	2	0	12－８－２	材　料			
6	12	8	2	3	３．	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。	6	12	8	2	3	３．	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。	*変更	誤植	誤植により、「鋼」へ修正記述した。 誤植により、「鋼管杭」⇒「鋼管ぐい」へ修正記述した。
6	12	19	0	0	第19節	橋梁支承工	6	12	19	0	0	第19節	橋梁支承工			
6	12	19	3	0	12－19－３	鋼橋支承工	6	12	19	3	0	12－19－３	鋼橋支承工			
6	12	19	3	4	４．	支承据付けについては、第６編４－４－10支承工の規定によるものとする。	6	12	19	3	4	４．	鋼橋支承工の施工については、第６編４－４－10支承工の規定によるものとする。	*変更	同上	同上
6	12	19	4	0	12－19－４	ＰＣ橋支承工	6	12	19	4	0	12－19－４	ＰＣ橋支承工			
6	12	19	4	4	４．	支承据付けについては、第６編４－４－10支承工の規定によるものとする。	6	12	19	4	4	４．	PC橋支承工の施工については、第６編４－４－10支承工の規定によるものとする。	*変更	同上	同上
8	0	0	0	0	第８編	公園緑地編	8	0	0	0	0	第８編	公園緑地編			
8	3	0	0	0	第３章	園路広場工	8	3	0	0	0	第３章	園路広場工			
8	3	1	0	0	第１節	通　則	8	3	1	0	0	第１節	通　則			
8	3	1	0	1	１．	この章は、公園緑地における、園路広場工の塗装に適用する。	8	3	1	0	1	１．	この章は、公園緑地における、園路広場工の舗装に適用する。	*変更	誤植	誤植により、「塗装」⇒「舗装」へ修正記述した。
8	3	3	0	0	第３節	砂塗装工、砕石塗装及び石灰岩ダスト塗装工	8	3	3	0	0	第３節	砂舗装工、砕石舗装及び石灰岩ダスト舗装工	*変更	同上	同上
8	3	3	2	0	３－３－２	施　工	8	3	3	2	0	３－３－２	施　工			
8	3	3	2	1	１．	請負者は、砂塗装を施工する場合は、砂と土をよく混合した後、均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返して、設計書及び図面に記載する高さ及び厚さに仕上げなければならない。	8	3	3	2	1	１．	請負者は、砂舗装を施工する場合は、砂と土をよく混合した後、均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返して、設計書及び図面に記載する高さ及び厚さに仕上げなければならない。	*変更	同上	同上
8	3	3	2	2	２．	請負者は、砕石塗装及び石灰石ダスト塗装を行う場合は、砕石又は石灰石ダストを均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返して、設計書及び図面に記載する高さ及び厚さに仕上げなければならない。	8	3	3	2	2	２．	請負者は、砕石舗装及び石灰石ダスト舗装を行う場合は、砕石又は石灰石ダストを均一に敷き均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返して、設計書及び図面に記載する高さ及び厚さに仕上げなければならない。	*変更	同上	同上
8	3	4	0	0	第４節	平板塗装工、れんが塗装工及びタイル塗装工	8	3	4	0	0	第４節	平板舗装工、れんが舗装工及びタイル舗装工	*変更	同上	同上
8	3	4	3	0	３－４－３	目的	8	3	4	3	0	３－４－３	目的			
8	3	4	3	1	１．	請負者は、コンクリート平板塗装の砂目地を行う場合には、目地幅を３㎜とし、コンクリート平板を目違いのないよう張り立てた後、直ちに砂を散布し、ほうき等で充てんしなければならない。	8	3	4	2	1	１．	請負者は、コンクリート平板舗装の砂目地を行う場合には、目地幅を３㎜とし、コンクリート平板を目違いのないよう張り立てた後、直ちに砂を散布し、ほうき等で充てんしなければならない。	*変更	同上	同上
8	3	4	3	2	２．	請負者は、れんが塗装のモルタル化粧目地を行う場合には、目地幅10㎜、深さ3㎜程度とし、目地ごてで仕上げなければならない。	8	3	4	2	2	２．	請負者は、れんが舗装のモルタル化粧目地を行う場合には、目地幅10㎜、深さ3㎜程度とし、目地ごてで仕上げなければならない。	*変更	同上	同上
8	4	0	0	0	第４章	修景施設工	8	4	0	0	0	第４章	修景施設工			
8	4	4	0	0	第４節	山腹水路工	8	4	4	0	0	第４節	山腹水路工			
8	4	4	2	0	４－４－２	池、流れ、滝等	8	4	4	4	0	４－４－２	池、流れ、滝等			
8	4	4	2	5	５．	請負者は、ニ和土及び三和土を使用する場合には、設計図書に記載する材料を所定の割合で混合し、入念に突き固めなければならない。	8	4	4	4	2	５．	請負者は、二和土及び三和土を使用する場合には、設計図書に記載する材料を所定の割合で混合し、入念に突き固めなければならない。	*変更	同上	誤植により、「ニ」⇒「二」へ修正記述した。
8	5	0	0	0	第５章	休養施設工	8	5	0	0	0	第５章	休養施設工			
8	5	4	0	0	第４節	施　工	8	5	4	0	0	第４節	施　工			
8	5	4	1	0	５－４－１	据付け	8	5	4	1	0	５－４－１	据付け			
8	5	4	1	3	３．	請負者は、休養施設の設置を行う場合には、十分に固定して建込み又は据付けを行った後、地盤高に十分に注意して基礎固めを行わなければならない。この場合において、コンクリートは、硬貨するまで十分に養生しておかなければならない。	8	5	4	1	3	３．	請負者は、休養施設の設置を行う場合には、十分に固定して建込み又は据付けを行った後、地盤高に十分に注意して基礎固めを行わなければならない。この場合において、コンクリートは、硬化するまで十分に養生しておかなければならない。	*変更	同上	誤植により、「硬貨」⇒「硬化」へ修正記述した。
9	0	0	0	0	第９編	農業基盤編	9	0	0	0	0	第９編	農業基盤編			
9	3	0	0	0	第３章	管水路工	9	3	0	0	0	第３章	管水路工			
9	3	2	0	0	第２節	一般事項	9	3	2	0	0	第２節	一般事項			
9	3	2	1	0	３－２－１	適用すべき諸基準	9	3	2	1	0	３－２－１	適用すべき諸基準			
9	3	2	1	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	9	3	2	1	0		請負者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。			
9	3	2	1	0	（１）	土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 農林水産省農村振興局	9	3	2	1	0	（１）	土地改良事業計画設計基準・設計「パイプライン」 農林水産省農村振興局			
9	3	2	1	0	（２）	コンクリート標準示方書（社）土木学会	9	3	2	1	0	（２）	コンクリート標準示方書（社）土木学会			
9	3	2	1	0	（３）	ＪＷＷＡ Ｋ 139 （水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）	9	3	2	1	0	（３）	ＪＷＷＡ Ｋ 139 （水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料）			
9	3	2	1	0	（４）	ＪＷＷＡ Ｇ 112 （水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装）	9	3	2	1	0	（４）	ＪＷＷＡ Ｇ 112 （水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装）			
9	3	2	1	0	（５）	ＪＷＷＡ Ｇ 113 （水道用ダクタイル鋳鉄管）	9	3	2	1	0	（５）	ＪＷＷＡ Ｇ 113 （水道用ダクタイル鋳鉄管）			
9	3	2	1	0	（６）	ＪＷＷＡ Ｇ 114 （水道用ダクタイル鋳鉄異形管）	9	3	2	1	0	（６）	ＪＷＷＡ Ｇ 114 （水道用ダクタイル鋳鉄異形管）			
9	3	2	1	0	（７）	ＪＷＷＡ Ｋ 153 （水道用ジョイントコート）	9	3	2	1	0	（７）	ＷＳＰ 012－2006 （水道用塗覆装鋼管ジョイントコート）	*変更	農林水産省制定 土木工事共通仕様書の改正のため（平成20年3月28日改正）	
9	3	2	1	0	（８）	ＪＷＷＡ Ｋ 135 （水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法）	9	3	2	1	0	（８）	ＷＳＰ 009－2004 （水管橋外面塗装基準）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（９）	ＷＳＰ 012－92 （水道用塗覆装鋼管ジョイントコート）	9	3	2	1	0	（９）	ＷＳＰ 002－98 （水道用塗覆装鋼管現場施工基準）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（10）	ＷＳＰ 047－92 （水道用プラスチック被覆鋼管）	9	3	2	1	0	（10）	ＷＳＰ 004－2002 （水道用塗覆装鋼管梱包基準）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（11）	ＷＳＰ 009－2004 （水管橋外面塗装基準）	9	3	2	1	0	（11）	ＷＳＰ Ａ－101－2005 （農業用プラスチック被覆鋼管）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（12）	ＷＳＰ 002－98 （水道用塗覆装鋼管現場施工基準）	9	3	2	1	0	（12）	ＷＳＰ Ａ－102－2005（農業用プラスチック被覆鋼管テーパ付き直管の製作・施工指針）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（13）	ＷＳＰ 004－2002 （水道用塗覆装鋼管梱包基準）	9	3	2	1	0	（13）	ＦＲＰＭ－Ｇ－1112－2006（鋼製異形管） フィラメントワインディング成形管用	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（14）	ＷＳＰ Ａ－101－2005 （農業用プラスチック被覆鋼管）	9	3	2	1	0	（14）	ＦＲＰＭ－Ｇ－2112－2006（鋼製異形管）遠心力成形管用	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（15）	ＷＳＰ Ａ－102－2005（農業用プラスチック被覆鋼管テーパ付き直管の製作・施工指針）	9	3	2	1	0	（15）	ＪＤＰＡ Ｚ 2010 （ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（16）	ＦＲＰＭ－Ｇ－112－2000 （鋼製異形管）	9	3	2	1	0	（16）	ＪＤＰＡ Ｗ 04 （Ｔ形ダクタイル管接合要領書）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（17）	ＪＤＰＡ Ｚ 2010 （ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装）	9	3	2	1	0	（17）	ＪＤＰＡ Ｗ 05 （Ｋ形ダクタイル管接合要領書）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（18）	ＪＤＰＡ Ｗ 04 （Ｔ形ダクタイル管接合要領書）	9	3	2	1	0	（18）	ＪＤＰＡ Ｗ 06 （Ｕ形、Ｕ－Ｄダクタイル管接合要領書）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（19）	ＪＤＰＡ Ｗ 05 （Ｋ形ダクタイル管接合要領書）	9	3	2	1	0	（19）	ＪＤＰＡ Ｗ 07 （フランジ形ダクタイル管接合要領書）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（20）	ＪＤＰＡ Ｗ 06 （Ｕ形、Ｕ－Ｄダクタイル管接合要領書）	9	3	2	1	0	（20）	ＪＩＳ Ａ 5314 （ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（21）	ＪＤＰＡ Ｗ 07 （フランジ形ダクタイル管接合要領書）	9	3	2	1	0	（21）	ＪＩＳ Ｚ 3050 （パイプライン溶接部の非破壊試験方法）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（22）	ＪＩＳ Ａ 5314 （ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング）	9	3	2	1	0	（22）	ＪＩＳ Ｚ 3104 （鋼溶接継手の放射線透過試験方法）	*変更	同上	
9	3	2	1	0	（23）	ＪＩＳ Ｚ 3050 （パイプライン溶接部の非破壊試験方法）	9	3	2	1	0	（23）	ＪＩＳ Ｇ 3443－1（水輸送用塗覆装鋼管－第１部：直管）	*変更	同上	

条文							条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	編章節条	旧・条文構成（平成18年度）	編	章	節	条	項	編章節条	新・条文構成（平成20年度）	区分	改定理由	根拠
9	3	2	1	0	(24)	ＪＩＳ Ｚ 3104 （鋼溶接継手の放射線透過試験方法）	9	3	2	1	0	(24)	ＪＩＳ Ｇ 3443－2（水輸送用塗覆装鋼管－第２部：異形管）	*変更	同上	
							9	3	2	1	0	(25)	ＪＩＳ Ｇ 3443－3（水輸送用塗覆装鋼管－第３部：外面プラスチック被覆）	*変更	同上	
							9	3	2	1	0	(26)	ＪＩＳ Ｇ 3443－4（水輸送用塗覆装鋼管－第４部：内面エポキシ樹脂塗装）	*変更	同上	
9	3	2	2	0	３－２－２	一般事項	9	3	2	2	0	３－２－２	一般事項			
9	3	2	2	2	2．	布設接合	9	3	2	2	2	2．	布設接合			
9	3	2	2	2	(16)	ダクタイル鋳鉄管及び鋼管、バルブ、鋼製可とう管、鋼製継輪等は、マクロセル腐食（コンクリート／土壌）を防止するため、設計図書及び次の規定により施工しなければならない。	9	3	2	2	2	(16)	ダクタイル鋳鉄管及び鋼管、バルブ、鋼製可とう管、鋼製継輪等は、マクロセル腐食（コンクリート／土壌）を防止するため、設計図書及び次の規定により施工しなければならない。			
9	3	2	2	2	3）	コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（ＷＳＰ 012-92）又は水道用鋼管アスファルト塗装方法（ＪＩＳ Ｇ 3491）によるものとする。	9	3	2	2	2	3）	コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート（ＷＳＰ 012-2006）によるものとする。	*変更	農林水産省制定 土木工事共通仕様書の改正のため（平成20年3月28日改正）	規格の改正により「92」⇒「2006」へ修正記述した。規格が無くなったことにより「又は水道用鋼管アスファルト塗装方法（ＪＩＳ Ｇ 3491）」を削除した。
9	3	2	2	2	7）	土中に直接埋設するバルブ、流量計、鋼製継輪類、可とう管等については、塗膜の欠損に注意するとともに、埋設部全体をポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。	9	3	2	2	2	7）	腐食性土壌（ＡＮＳＩ A21.5に相当する土壌）に直接埋設するバルブ、流量計、鋼製継輪類、可とう管等については、塗膜の欠損に注意するとともに、埋設部全体をポリエチレンスリーブで被覆しなければならない。	*変更	同上	共通仕様書の表記が変更されたことにより、「土中」⇒「腐食性土壌（ＡＮＳＩ A21.5に相当する土壌）」へ修正記述した。
9	3	4	0	0	第４節	管体工	9	3	4	0	0	第４節	管体工			
9	3	4	2	0	３－４－２	強化プラスチック複合管布設工	9	3	4	2	0	３－４－２	強化プラスチック複合管布設工			
9	3	4	2	2	2．	鋼製異形管	9	3	4	2	2	2．	鋼製異形管			
9	3	4	2	2	(1)	鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、ＦＲＰＭ－Ｇ－112－2000の規定によるものとする。据付については、第９編３－４－４鋼管布設工の規定によるものとする。	9	3	4	2	2	(1)	鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、ＦＲＰＭ－Ｇ－1112－2006及びＦＲＰＭ－Ｇ－2112－2006の規定によるものとする。据付については、第９編３－４－４鋼管布設工の規定によるものとする。	*変更	同上	規格の改正により「112-2000」⇒「1112-2006」へ修正記述した。 規格の追加により「及びＦＲＰＭ－Ｇ－2112－2006」を追加した。
9	3	4	4	0	３－４－４	鋼管布設工	9	3	4	4	0	３－４－４	鋼管布設工			
9	3	4	4	1	1．	工場製作	9	3	4	4	1	1．	工場製作			
9	3	4	4	1	(3)	塗覆装	9	3	4	4	1	(3)	塗覆装			
9	3	4	4	1	2）	内面塗装は液状エポキシ樹脂塗装とし、塗装方法はＪＷＷＡ Ｋ 135－2000による。塗膜厚は0.5mm以上とする。	9	3	4	4	1	2）	内面塗装は液状エポキシ樹脂塗装とし、塗装方法はＪＩＳ Ｇ 3443－4による。塗膜厚は0.5mm以上とする。	*変更	同上	規格の改正により「ＪＷＷＡ Ｋ 135－2000」⇒「ＪＩＳ Ｇ 3443－4」へ修正記述した。
9	3	4	4	1	3）	外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表３－１のとおりとする。	9	3	4	4	1	3）	外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表３－１のとおりとする。			
9	3	4	4	1		表３－１	9	3	4	4	1		表３－１	*変更	同上	規格の改正により「水道用プラスチック被覆鋼管（ＷＳＰ 047－92）」⇒「水輸送用塗覆装鋼管－第３部：外面プラスチック被覆（ＪＩＳ Ｇ 3443－3）」へ修正記述した。（図表新旧表（表）P76参照〉
9	3	4	4	1	6）	屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、ＷＳＰ 009－96に準拠する。	9	3	4	4	1	6）	屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、ＷＳＰ 009－2004に準拠する。	*変更	同上	規格の改正により「96」⇒「2004」へ修正記述した。
9	3	4	4	2	2．	据付	9	3	4	4	2	2．	据付			
9	3	4	4	2	(3)	塗覆装	9	3	4	4	2	(3)	塗覆装			
9	3	4	4	2	3）	プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、ＷＳＰ 012－92プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由によりプラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用するものとする。 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、ＷＳＰ Ａ－102－2005による。	9	3	4	4	2	3）	プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、ＷＳＰ 012－2006プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由によりプラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用するものとする。 テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、ＷＳＰ Ａ－102－2005による。	*変更	同上	規格の改正により「92」⇒「2006」へ修正記述した。
9	3	4	4	2		表３－３	9	3	4	4	2		表３－３	*変更	同上	規格の改正により「92」⇒「2006」へ修正記述した。（図表新旧表（表）P77参照〉
9	3	4	4	2	4）	基礎材が砕石の場合に塗覆装の保護を目的とし、ＪＷＷＡ Ｋ 153に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。	9	3	4	4	2	4）	基礎材が砕石の場合に塗覆装の保護を目的とし、ＪＷＷＡ Ｋ 153-1999に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。	*変更	同上	規格の改正により「-1999」を追加記述した。
9	3	4	4	2		表３－４	9	3	4	4	2		表３－４	*変更	同上	共通仕様書の表記が変更されたことにより、「円周方向のシート同士の重ねは50mm程度とする」⇒「円周方向は1.5周巻き（１周＋上半周）とする。」へ修正記述した。（図表新旧表（表）P78参照〉
9	3	4	5	0	３－４－５	弁設置工	9	3	4	5	0	３－４－５	弁設置工			
9	3	4	5	5	5．	水弁等の内外面の塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表３－５のとおりとする。	9	3	4	5	5	5．	水弁等の内外面の塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表３－５のとおりとする。			
9	3	4	5	5		表３－５	9	3	4	5	5		表３－５	*変更	同上	規格の改正により「-2000」を追加記述した。（図表新旧表（表）P79参照〉
9	4	0	0	0	第４章	ため池改修工	9	4	0	0	0	第４章	ため池改修工			
9	4	1	0	0	第１節	通　則	9	4	1	0	0	第１節	通　則			
9	4	1	1	0	1．	本章は、ため池改修の堤体工、地盤改良工、洪水吐工、取水施設工、浚渫工その他これらに類する工種について適用するものとする。	9	4	1	1	0	1．	本章は、ため池改修の堤体工、洪水吐工、取水施設工その他これらに類する工種について適用するものとする。	*変更	誤植	地盤改良工、浚渫工については、本章に記述がないため削除した。
10	0	0	0	0	第10編	治山林道編	10	0	0	0	0	第10編	治山林道編			
10	2	0	0	0	第２章	山腹工	10	2	0	0	0	第２章	山腹工			
10	2	4	0	0	第４節	土留工	10	2	4	0	0	第４節	土留工			
10	2	4	2	0	２－４－２	鋼製枠土留工	10	2	4	2	0	２－４－２	鋼製枠土留工			
10	2	4	2	0		第10編第2章第3節の規定は、鋼製枠土留工について準用する。	10	2	4	2	0		第10編第1章第3節の規定は、鋼製枠土留工について準用する。	*変更	誤植	誤植により、「第2章」⇒「第1章」へ修正記述した。